資料－３

建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン【一部改定】

＜土木関係建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務、測量業務、地質調査業務、補償関係ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業務＞

平成２７年２月

中部地方整備局

H27.2.5説明会資料修正

はじめに

中部地方整備局では建設コンサルタント業務等については、主としてプロポーザル方式と価格競争入札方式による調達方式で実施してきたところであるが、平成２０年度より総合評価落札方式が導入されたことから、より業務の特性にあった調達区分の選択が可能となり、一般競争の導入や入札・契約手続きのより一層の競争性・透明性の確保、効率化の観点から平成２１年度にプロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争入札方式の使い分けや運用方法の標準を定めた「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」を策定した。

今回の改定は、平成26 年11 月の「公共工事に関する調査・設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（平成26 年国土交通省告示第1107 号。以下「登録規程」という。）の告示に伴う民間資格の登録制度の創設を受けて、平成26 年12 月に開催した「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」において、この登録規程に基づき登録される資格の活用の方向性を定めたことに対応した改定、及び競争参加者・発注者の入札・契約手続きにおける負担軽減の為の改定を行った。

また、本ガイドラインはあくまでも標準的な考え方や運用について記載しているものであり、個別業務の手続きにあたっては、業務特性等を十分に考慮し業務内容に応じた適正な手続きを実施されたい。

なお、本ガイドラインは、内容の充実を図るため、随時必要な見直しを行うこととしている。

目　　次

Ⅰ　建設コンサルタント業務等における入札契約手続き区分と概要　・・・・　１
Ⅱ　中立かつ公平な審査・評価の確保　・・・・　４
Ⅲ　手続きの流れと業務特性区分のイメージ　・・・・　５
Ⅳ　プロポーザル方式における要件設定と審査　・・・・　３１
Ⅴ　総合評価落札方式における要件設定と審査　・・・・　６９
Ⅵ　価格競争方式における要件設定　・・・・１２６
Ⅵ－１　一般競争入札方式　・・・・１２６
Ⅵ－２　簡易公募型競争入札方式　・・・・１３５
Ⅵ－３　指名競争入札方式　・・・・１６１
Ⅶ　低入札価格調査に該当した場合の取扱い　・・・・１７０
Ⅷ　品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格　・・・・１７７
Ⅸ　評価結果の公表　・・・・１７８
Ⅹ　設計共同体　・・・・１８１
Ⅺ　参考資料　・・・・１８２

Ⅰ　建設コンサルタント業務等における入札・契約手続き区分と概要

１．入札・契約手続きの基本的な適用の考え方

建設コンサルタント業務等の契約にあたっては、当該業務の内容に照らして技術的な工夫の余地が少ない場合を除き、プロポーザル方式又は総合評価落札方式のいずれかの方式を選定することとし、プロポーザル方式については、仕様が未確定で業務内容が高度な業務等に適用するものとする。

また、価格競争方式については一般競争入札を基本とし、指名競争入札は、定型的業務、緊急対応が必要な業務等に適用する。

各手続きの区分及び概要は、以下のとおりとする。

プロポーザル方式	提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる業務
総合評価落札方式	業務の仕様は確定しているが、実施方針や実施手順、技術的工夫を求める事により、より品質の高い成果が期待できる業務
価格競争方式	業務の仕様が確定しており、定められた手順で実施することにより適切な成果が期待できる業務又は緊急対応が必要な業務

建設コンサルタント業務等における入札･契約方式選定のイメージ

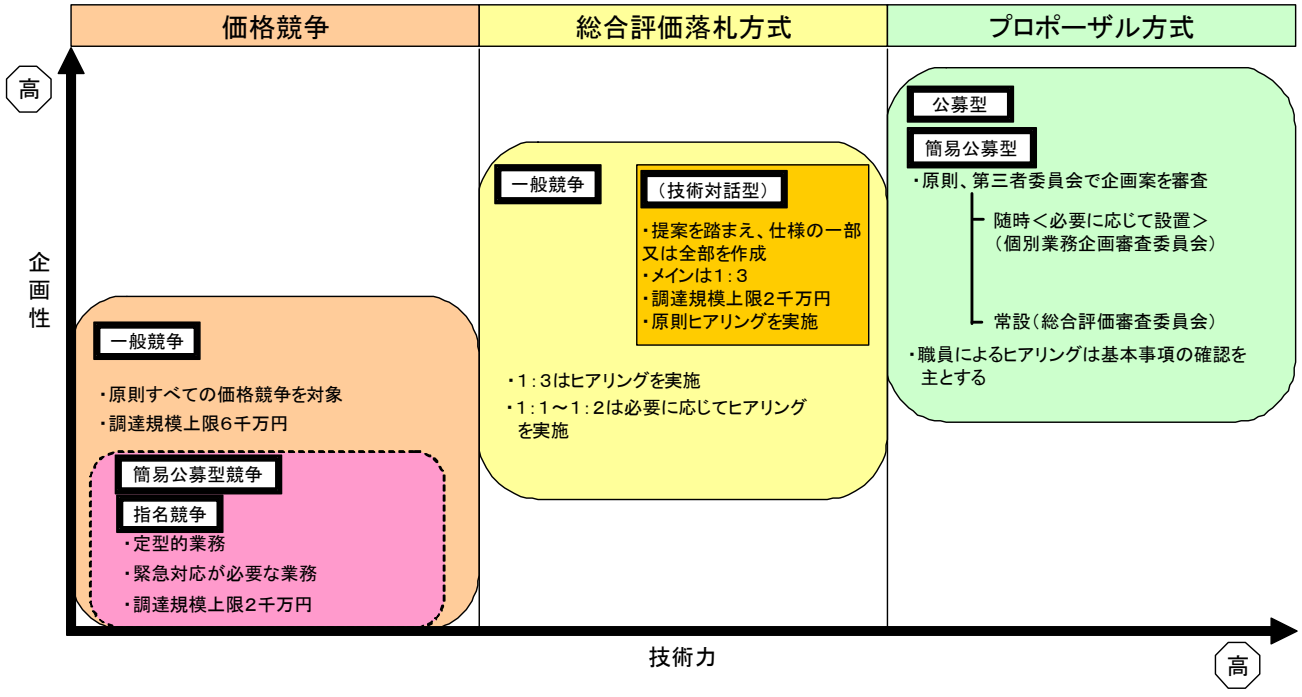

建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きの概要

区分	型式	業務の特性	備考
プロポーザル方式	公募型	プロポーザル方式で発注する業務のうち、ＷＴＯ適用業務で基準額以上(6,000万円以上)の業務	
	簡易公募型	プロポーザル方式で発注する業務のうち、ＷＴＯ適用業務で基準額未満(6,000万円未満)かつ一定規模(5,000万円以上)を有する業務	
	簡易公募型（拡大）	仕様が未確定で業務内容が専門性の高い業務であって、提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる業務	
総合評価落札方式	一般競争総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に差異が生ずることが期待できる業務	見積併用可
	一般競争総合評価落札方式（技術対話型）	仕様が未確定で業務内容が専門性の高い業務であって、仕様及び予定価格の作成にあたり、技術提案の他、実施方針等に係る仕様、概算見積額を求める必要がある業務であって調達価格が2,000万円未満の業務	見積併用
価格競争方式	一般競争入札方式	当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務又は、同じような内容の業務発注が多数ある業務であって、調達価格が6,000万円未満の業務	見積併用可
	簡易公募型競争入札方式	当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務又は、同じような内容の業務発注が多数ある業務であって、競争参加者が多数想定される調達価格が6,000万円未満の業務	見積併用可
	指名競争入札方式	当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務又は、同じような内容の業務発注が多数ある業務であって、業務の履行が可能な指名業者リストが作成しやすく、かつ、調達価格が2,000万円未満の業務	見積併用可

※見積併用：総合評価落札方式又は、価格競争入札方式において、予定価格の一部又は全部について見積を求める必要がある業務に適用。見積額の上限は、設定しない。なお、ＷＴＯ適用業務は除外する。

２．入札・契約手続きの選定

入札・契約方式の選定にあたっては、「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続き選定フローチャート」（P.28）を参考に、業務内容に応じた入札契約方式を選定する。

３．入札・契約方式毎の選定業者数

各方式毎の選定業者数は以下による。

契 約 方 式		選定業者数
プロポーザル方式		応募要件を満たす全ての者
総合評価落札方式	一般競争総合評価落札方式	競争参加資格を満たす全ての者
	一般競争総合評価落札方式（技術対話型）	競争参加資格を満たす全ての者
価格競争方式	一般競争入札方式	競争参加資格を満たす全ての者
	簡易公募型競争入札方式	１０者程度 ※
	指名競争入札方式	１０者程度 ※

※評価１０位の者が複数者ある場合は、全てを選定する。

建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きの区分

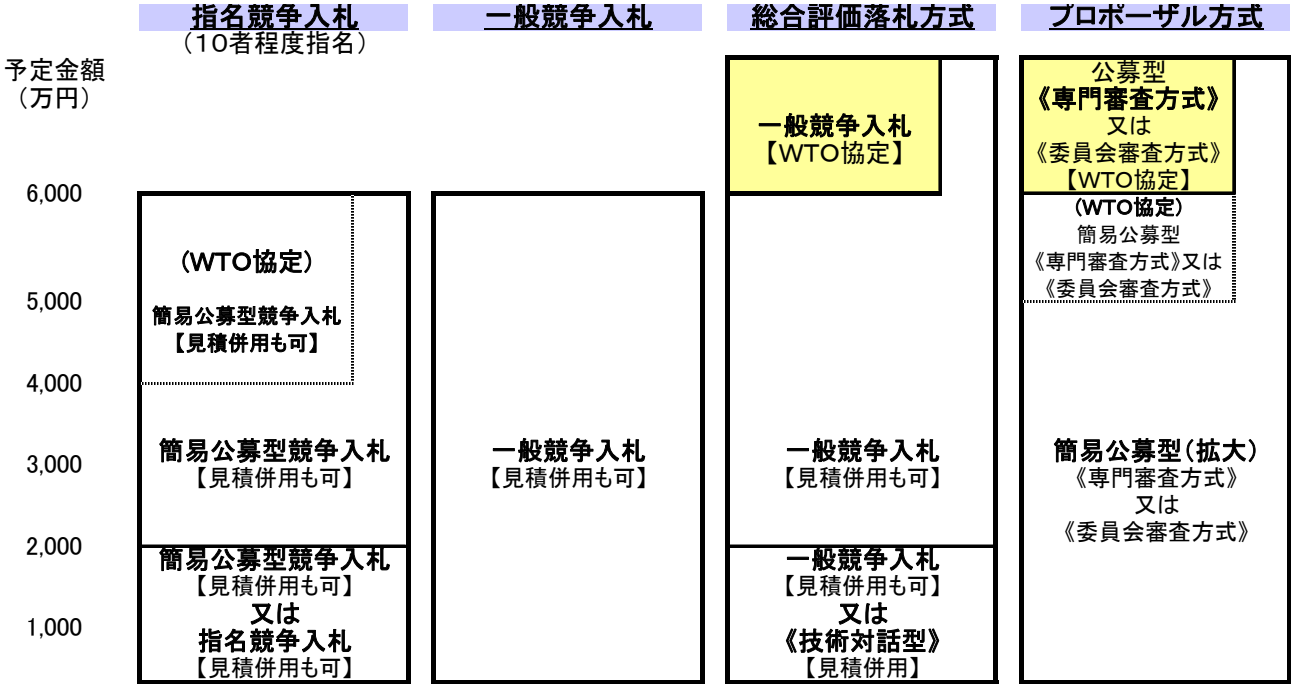

Ⅱ　中立かつ公平な審査・評価の確保

プロポーザル方式又は総合評価落札方式により手続きを行う場合は、技術提案等の審査が中立かつ公正に行われるよう、原則として外部委員のみで組織された総合評価審査委員会第三部会（地域部会含む）（以下「委員会」という。）において審査又は意見を聴取する。

	対　象　業　務
第三部会	本官業務、地整統一業務
地域部会	分任官業務（地整統一業務除く）

なお、委員会において審査又は意見聴取する業務及び内容は以下のとおりとする。

〇プロポーザル方式

全ての業務について、企画提案の審査を行うものとする。

時間的猶予がない場合は、委員会の当該分野の専門家２名以上の委員による持ち回り委員会で審査も可とする

なお、評価方法（評価項目、評価基準及び配点）については、あらかじめ包括的な審査を行っておくものとする。

高度な業務を対象に外部の学識者等で構成する専門委員会を個別業務毎に設置し、企画提案の審査を行っても良い。

〇総合評価落札方式

複数の業務に共通する評価方法に関すること、評価項目、配点割合等を標準から大きく変更する業務について、評価方法（評価項目、評価基準及び配点）及び落札者の決定方法について意見聴取を行う。

Ⅲ　手続きの流れと業務特性区分のイメージ

１．手続きの流れ

（１）プロポーザル方式による手続きの流れ

プロポーザル方式による手続きの流れは以下のとおりとする。

プロポーザル方式による手続きの流れ

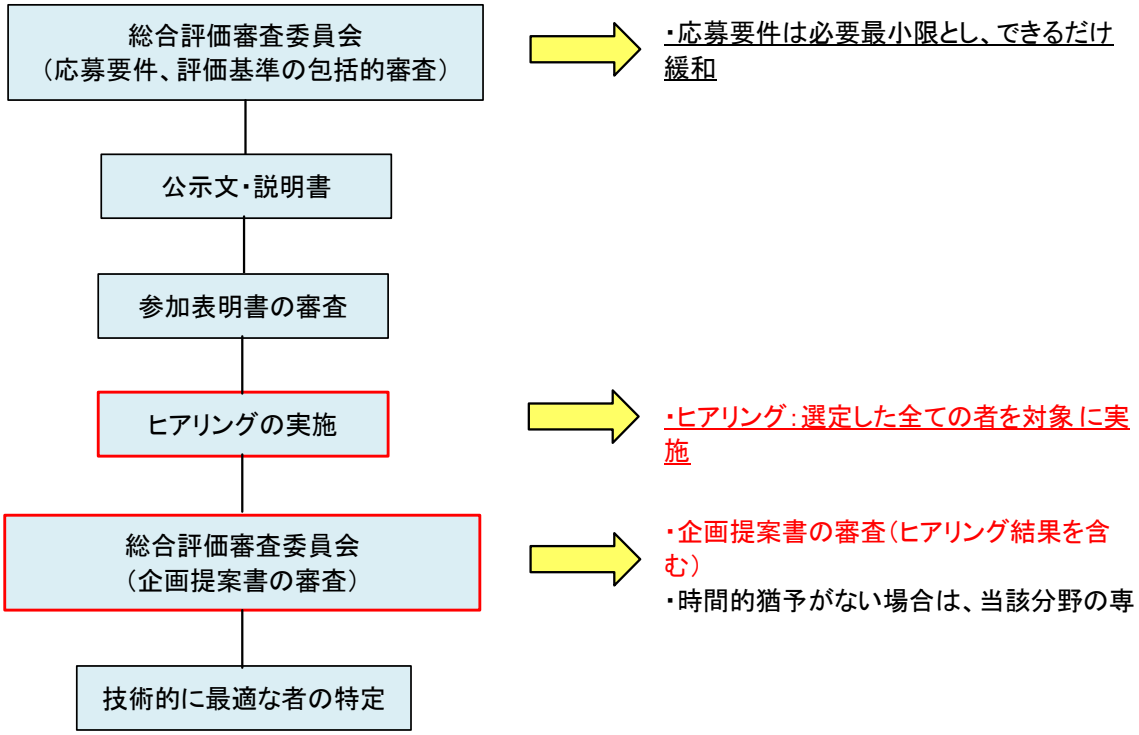

（２）総合評価落札方式による手続きの流れ

総合評価落札方式による手続きの流れは、以下を基本とする。

①見積の提出を求める場合

総合評価落札方式（見積あり）による手続きの流れ

◆一般競争総合評価落札方式（見積あり）

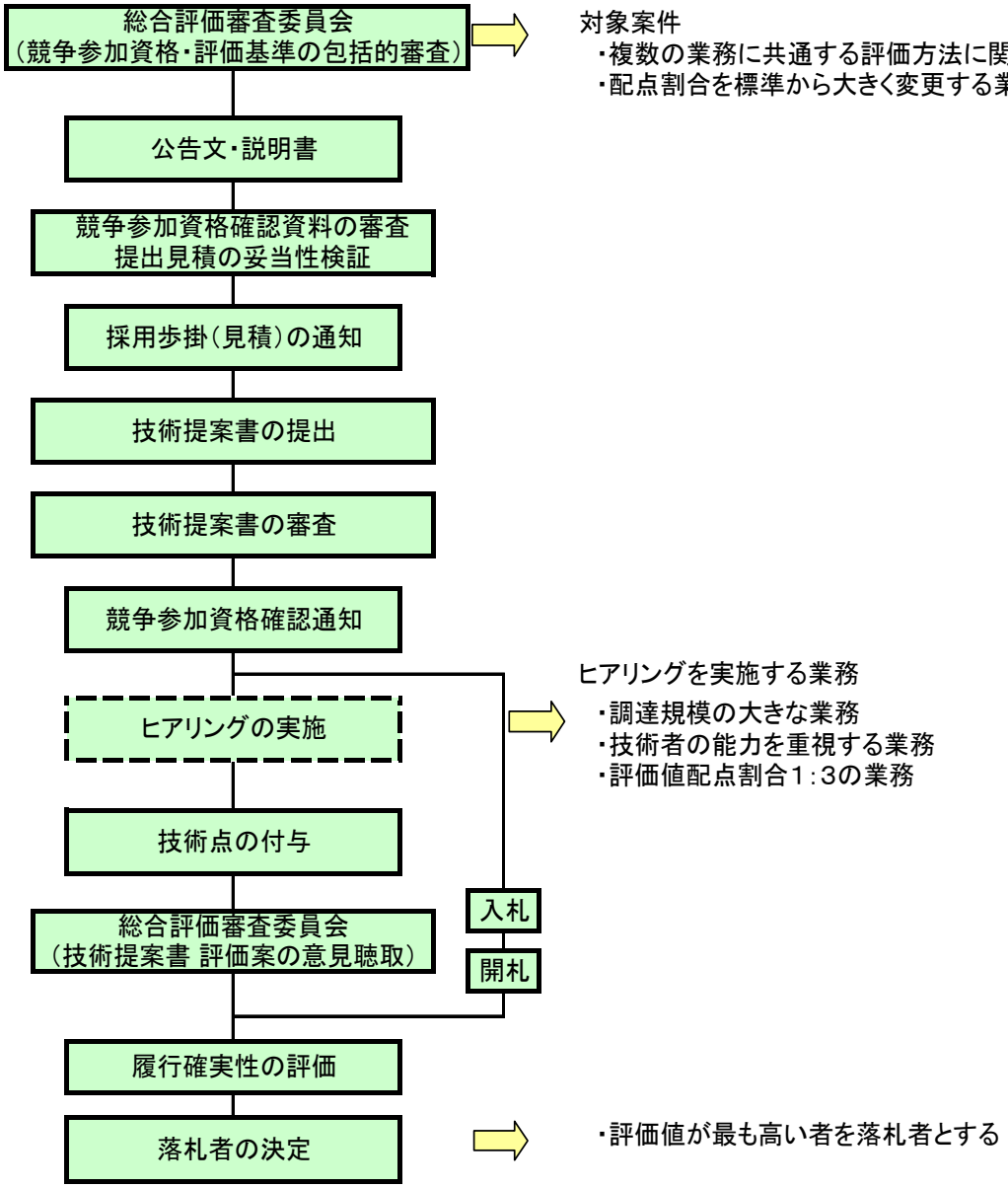

＜参考＞

評価値配点割合	配分点	
	価格点	技術点
１：１	６０点	６０点
１：２	３０点	６０点
１：３	２０点	６０点

評価値＝価格点＋技術点

価格点＝価格点の配分点×（１－入札額／予定価格）

技術点＝評価基準に基づき評価した合計

②見積の提出を求めない場合

総合評価落札方式（見積なし）による手続きの流れ

◆一般競争総合評価落札方式（見積なし）

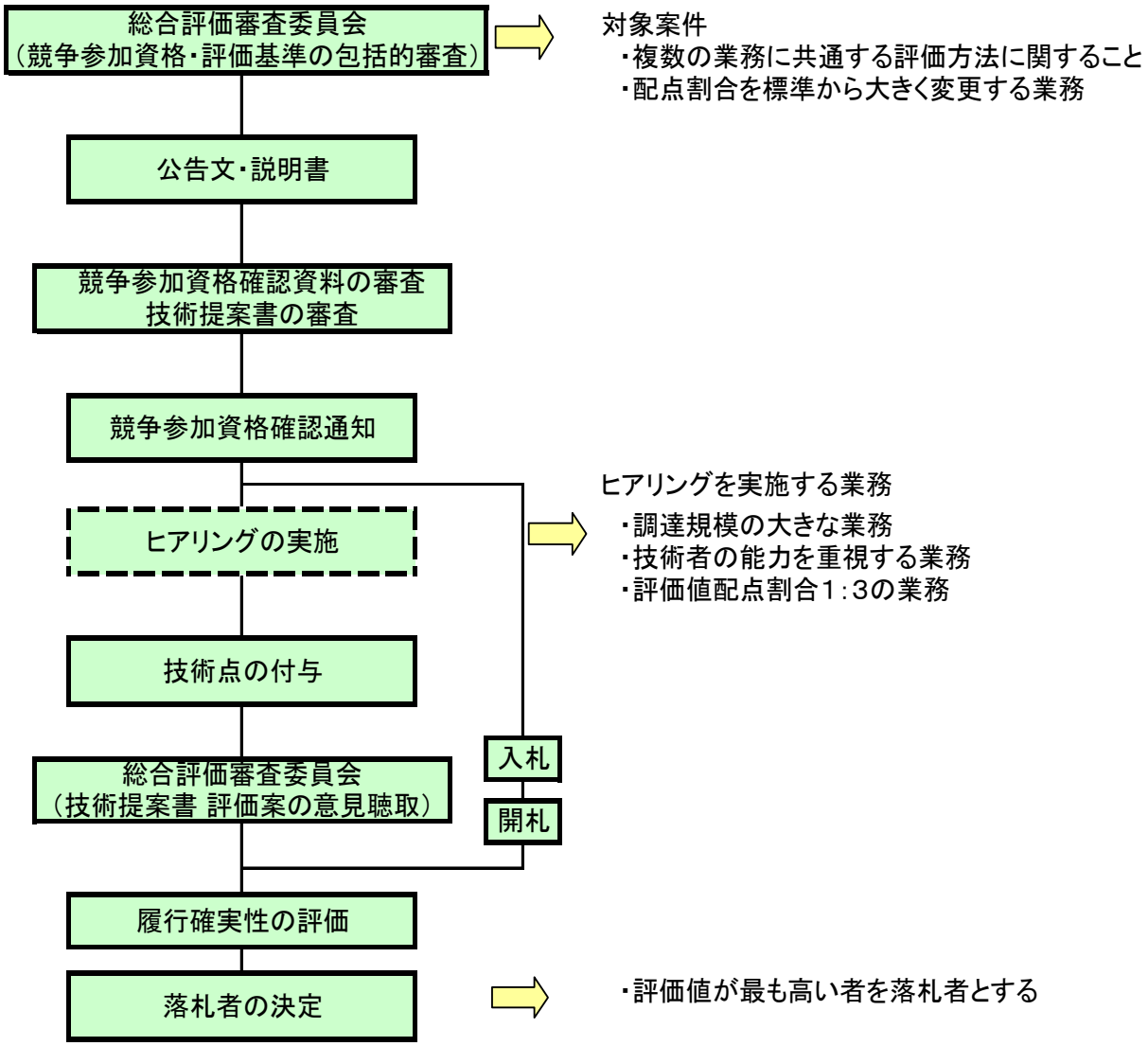

◆一般競争総合評価落札方式（技術対話型）

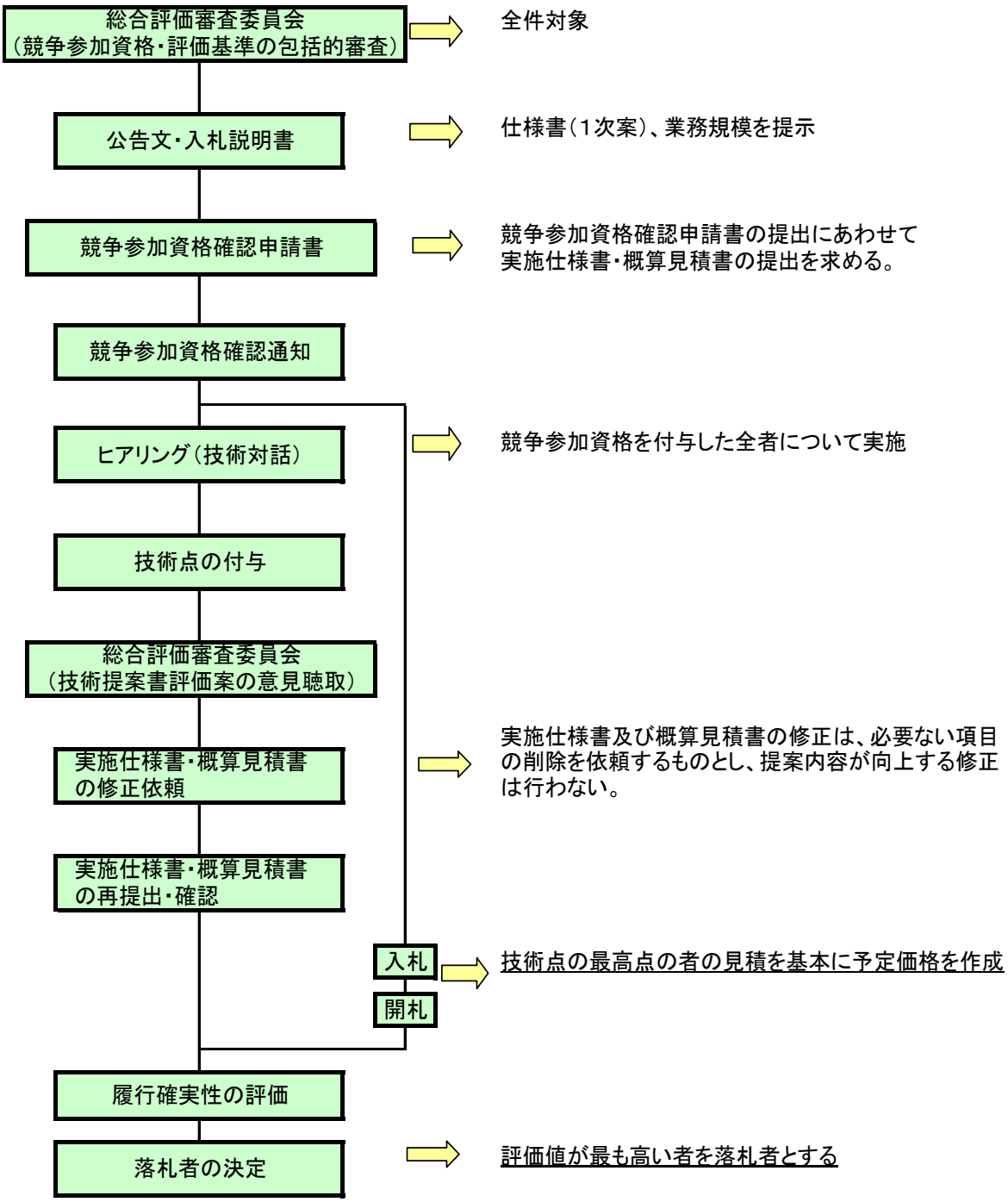

（３）価格競争方式による手続きの流れ

一般競争入札方式、簡易公募型競争入札による手続きの流れは以下を基本とする。

一般競争・簡易公募型競争入札方式による手続きの流れ

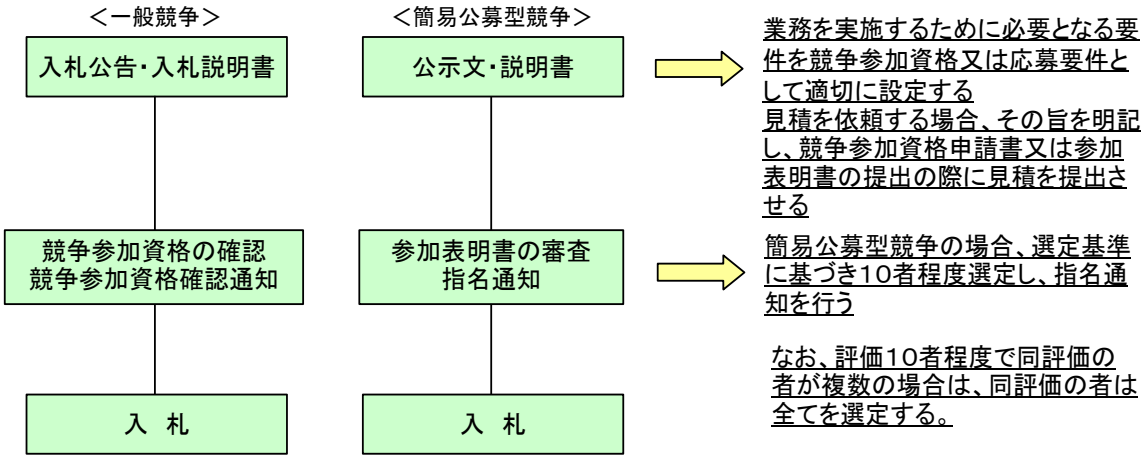

また、指名競争入札方式による手続きの流れは以下のとおりとする。

指名競争入札方式による手続きの流れ

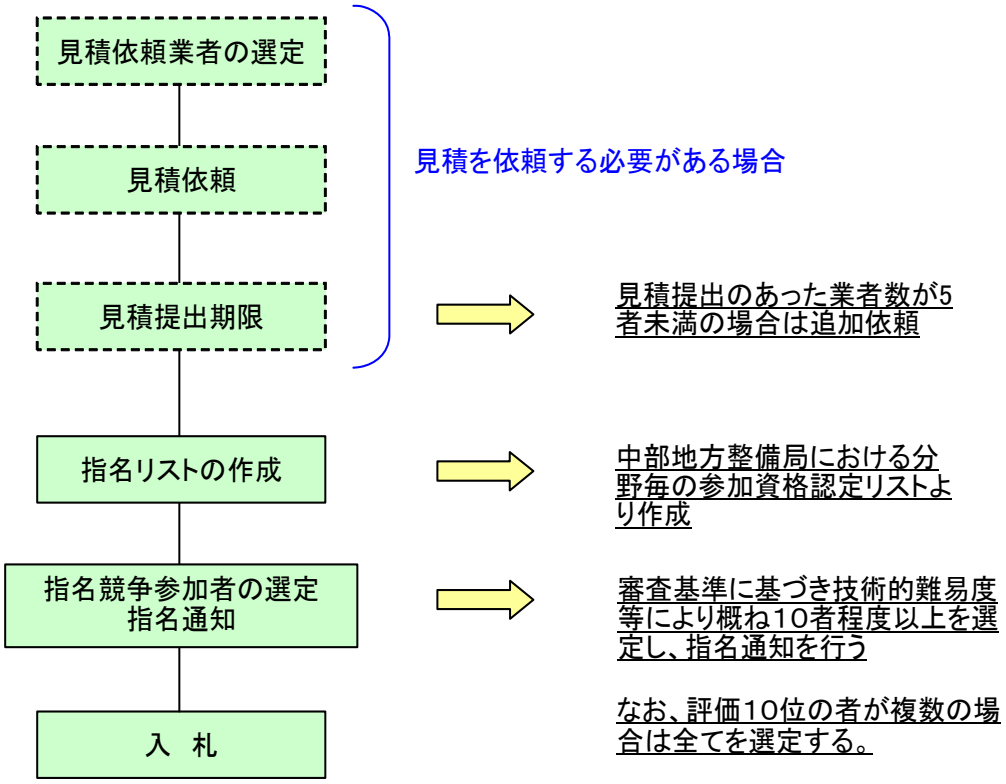

２．業務の特性区分のイメージ

（１）プロポーザル方式による発注業務のイメージ

プロポーザル方式で発注する業務は、仕様が未確定で業務内容が専門性の高い業務とし、提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる業務とする。

発　注　業　務　の　イ　メ　ー　ジ
・仕様が未確定で業務に関する幅広い知識が業務成果に大きく左右する解析業務や施策・計画立案　のための調査、検討業務といった専門性の高い業務 ・全国又は地整内に共通する施策・計画・基準等の検討業務

（２）総合評価落札方式による発注業務のイメージ

総合評価落札方式のタイプにおける価格点と技術点の比率の考え方

基本的な仕様が確定している業務で、業務内容の1／2以上について見積を求める場合はプロポーザル方式も含めて検討する。

業務タイプ		業務イメージ		対象業務（案）
総合評価落札方式	技術対話型	技術的工夫が特に大きい業務	仕様の一部または全部を修正する業務	**基本的な仕様が確定している業務** ・一般的な手法により設計の基本的な与条件（形式、工法等）の検討を行う業務 ・道路予備（詳細）設計 ・橋梁予備設計　　等 ・下記の1：2業務の高度なもの
	1：3		業務の難易度が高く、専門的な知識の構想力・応用力に関する技術評価が特に重要な業務	
	1：2	技術的工夫の余地が大きい業務	業務の実施手順や実施体制等の工夫に加え、専門的な知識や構想力・応用力を評価テーマとして評価することで質の高い成果が期待できる業務	・発注者支援業務 ・与えられた与条件に基づき、一般的な手法による構造物等の設計を行う業務 ・下記の1：1業務の高度なもの
	1：1	技術的工夫の余地がある業務	業務の実施手順や実施体制等の工夫により、成果の品質や作業の安全性等の向上が期待できる業務	・定期点検、緊急点検 ・地盤環境（土壌・地下水等）調査 ・トンネル水文・水質観測調査 ・地質調査 （ボーリング調査のみの場合は除く） ・測量（定型化された作業の場合は除く）

総合評価落札方式のタイプイメージ

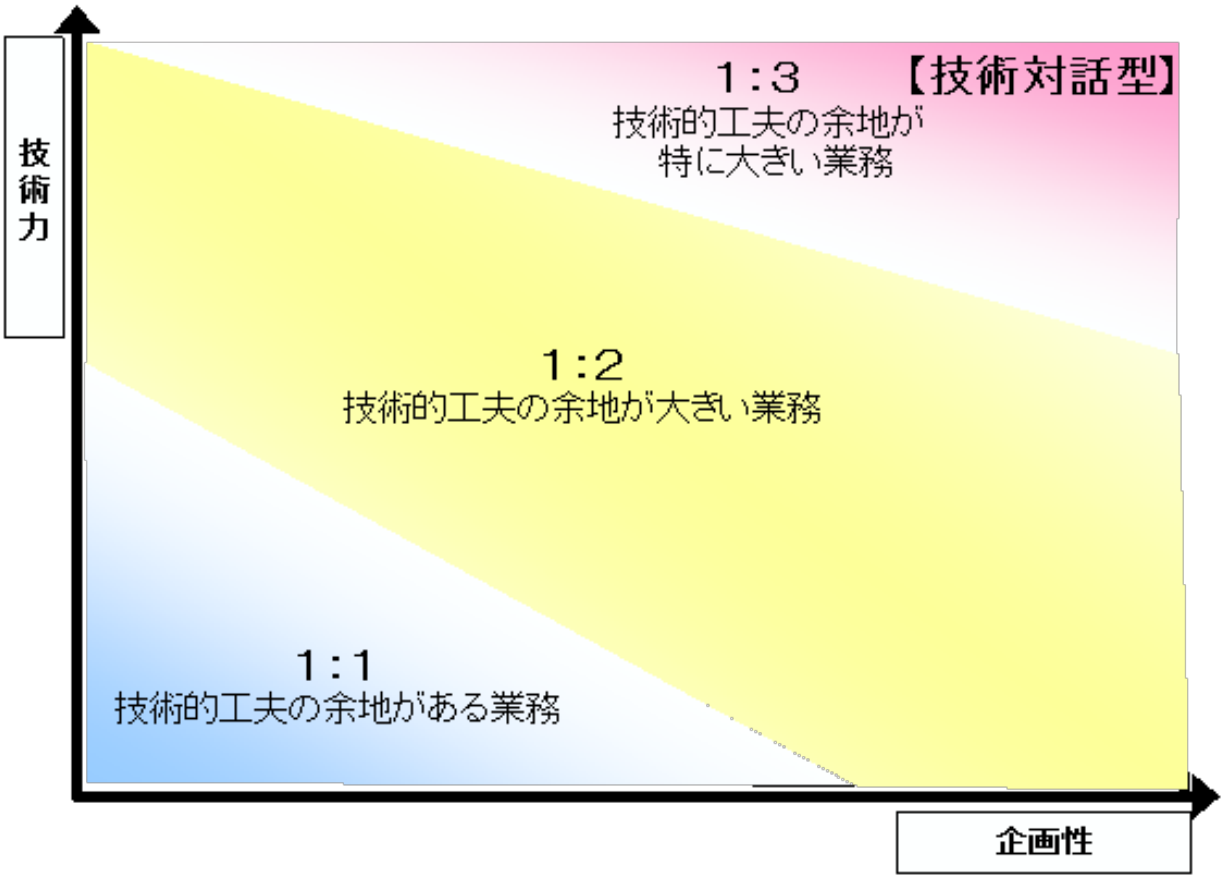

○プロポーザル方式　【参考】

①業務の仕様が全て未確定で企画提案を求める場合

②想定業務規模（金額）の1/2以上について仕様が未確定で見積徴収する業務

③業務における主たる部分の仕様が未確定の業務（業務規模に占める割合に関わらず）

プロポーザル形式の事例
　検討業務、施策計画立案のための調査
　基本計画、整備計画、整備効果検討　等

※1／2以上の仕様の提案を求める場合は、詳細・予備設計もプロポとする。

※【業務の仕様】とは、業務内容に関し、共通仕様書及び特記仕様書に記載している内容と同等の記載水準であり、その記載内容の提示を受けた入札参加予定者が業務の各項目毎に具体的な見積の算定が可能なレベルのもの。業務検討等の手法、方法、準拠する基準等及び数量、規模、範囲、頻度等を具体的に示したもの。

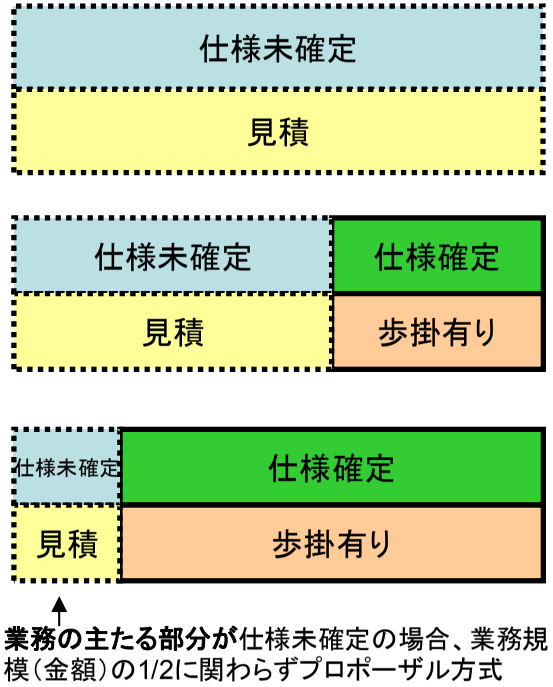

業務の主たる部分が仕様未確定の場合、業務規模（金額）の1/2に関わらずプロポーザル方式

○総合評価落札方式

① 業務における主たる部分以外の仕様が一部未確定の業務
　→技術的工夫を求める

② 業務の仕様は確定しているが、一部見積により積算する業務
　→技術的工夫を求める

③ 業務の仕様及び歩掛が確定している業務
　→技術的工夫を求める

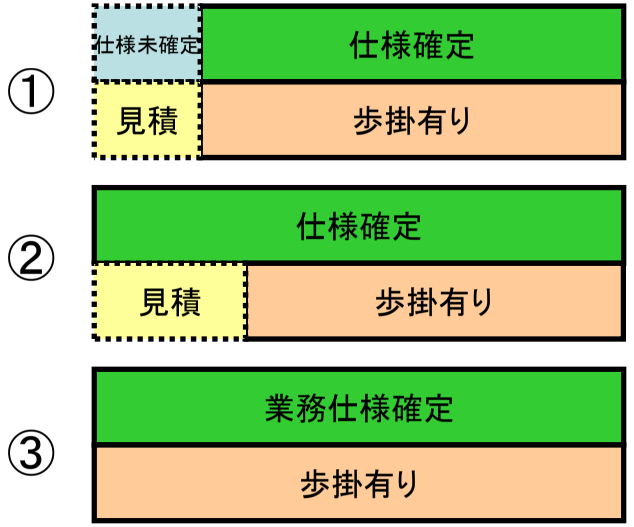

プロポーザル方式の場合の業務特性に応じた要件設定の標準的な項目

要件＼業務特性		要件	応募要件	選定要件※	特定要件	備考
基本事項（企業）	基本的要件	予決令及び会計令	◎	◎	―	・応募要件のみに設定する。 ・短縮型は日程設定に注意すること。
		中部地整一般競争資格	◎	◎	―	
		指名停止	◎	◎	―	
	企業	業務実績	○	○	○	・過去10年の同種又は類似実績を基本とする。 ・小規模業務等については応募要件として設定しないこともできる。 ・業務実績は、1件以上の実績を応募要件として設定するが、業務実績を評価するため、3件の実績の提出を求め、相対評価で評価を行う。 ・業務実績は、業務実績を具体的に明らかにするため業務の概要等を記載したレポートの提出を求めるものとする。 ・中立性・公平性、守秘性は、応募要件のみに設定できる。 ・特に守秘性の高い業務は、特定テーマを設定することができる。
		業務成績	―	―	―	
		企業信頼度（優良表彰）	―	―	△	
		中立性・公平性	△	△	―	
		守秘性	△	△	―	
		業務拠点	―	―	―	業務拠点は原則設定しない。
		地域精通度	―	―	△	
		企業信頼度（指名停止等の措置）	―	―	◎	
		実施体制（再委託、設計共同体）	◎	◎	―	・再委託等最低限必要な実施体制を要件とする。 ・緊急時における即応等、危機管理体制を求める必要がある業務は、特定テーマを設定することができる。
		その他	―	―	△	
基本事項（技術者）	管理技術者	技術者の資格	◎	◎	△	・適宜関連資格を追加し競争性を確保する。 ・専門資格（発注者支援技術者、河川管理支援士等）を重視する業務のみ特定要件に設定できる。 ・業務実績は、1件以上の実績を応募要件として設定するが、業務実績を評価するため、3件の実績の提出を求め、相対評価で評価を行う。 ・業務実績は、業務実績を具体的に明らかにするため業務の概要及び業務における立場と役割等を記載したレポートの提出を求めるものとする。
		業務実績	○	○	○	
		業務成績	―	―	―	
		技術者信頼度（優良表彰）	―	―	△	
		地域精通度（地域での業務経験）	―	―	△	
		手持ち業務量	△	△	―	・小規模業務等については応募要件として設定しないこともできる。
		直接的な雇用関係	△	△	―	・業務の履行体制等が品質に大きく寄与する場合に設定できる。
		その他	△	△	△	
企画提案書			◎	◎	◎	・非特定要件については応募要件を示す際に提示する。 ・ヒアリングは、企画提案書審査後、企画提案の評価で満点の60％以上の評価値を得た者を対象に実施。
ヒアリング			―	―	◎	

※選定要件は応募要件と同一とする。

「◎」：必ず設定　「○」：原則設定　「△」：必要に応じて設定　「ー」：原則設定しない

プロポーザル方式の場合の業務特性に応じた要件設定の標準的な項目（管理技術者以外の技術者も求める場合）

※基本事項（企業、管理技術者）、企画提案書、ヒアリングの要件設定については前ページのとおりとし、担当技術者、照査技術者を求める場合は、以下のとおりとする。

業務特性 / 要件		要件	応募要件	選定要件※	特定要件	備考
基本事項（技術者）	担当技術者	技術者の資格	△	△	△	・業務の実施上特に必要不可欠な場合に設定することができる。 ・1名を原則とし、それ以上必要と考えられる場合も極力少数とする。
		業務実績	△	△	△	
		業務成績	―	―	△	
		技術者信頼度（優良表彰の有無）	―	―	△	
		地域精通度	―	―	△	
		手持ち業務量	△	△	―	
		直接的な雇用関係	△	△	―	
		その他	△	△	△	
	照査技術者	技術者の資格	△	△	―	・業務の実施上特に必要不可欠な場合に設定することができる。 ・1名を原則とし、それ以上必要と考えられる場合も極力少数とする。
		業務実績	△	△	△	
		業務成績	―	―	△	
		技術者信頼度（優良表彰の有無）	―	―	△	
		地域精通度（地域での業務経験）	―	―	△	
		手持ち業務量	△	△	―	
		直接的な雇用関係	△	△	―	
		その他	△	△	△	

※選定要件は応募要件と同一とする。

「◎」：必ず設定　「○」：原則設定　「△」：必要に応じて設定　「ー」：原則設定しない

総合評価落札方式（一般競争）の場合の業務特性に応じた要件設定の標準的な項目

		入札方式	総合評価				総合評価（技術対話型）		備考
		価格点、技術点の比率	1：1～1：2		1：2～1：3		1：3		
		競争参加資格要件・評価項目	競争参加資格	評価項目	競争参加資格	評価項目	競争参加資格	評価項目	
基本事項評価（企業）	基本的要件	予決令及び会計令	◎	－	◎	－	◎	－	・競争参加資格要件に設定する。
		中部地整一般競争資格	◎	－	◎	－	◎	－	
		指名停止	◎	－	◎	－	◎	－	
	企業	業務実績	◎	◎	◎	◎	◎	○	・過去10年の同種又は類似実績を基本とする。 ・小規模業務等については競争参加資格要件として設定しないこともできる。 ・技術対話型の場合、業務実績の評価は、プロポーザル方式と同様とする。 ・中立性・公平性は、競争参加資格要件のみに設定できる。 ・特に守秘性の高い業務は、特定テーマとして設定することができる。
		業務成績	－	◎	－	◎	△	－	
		企業信頼度 （優良表彰）	－	△	－	△	－	△	
		中立性・公平性	△	－	△	－	△	－	
		守秘性	△	－	△	－	△	－	
		業務拠点	△	○	△	○	△	△	
		地域精通度 （地域での業務経験）	－	△	－	△	－	△	
		実施体制 （再委託、設計共同体）	◎	－	◎	－	◎	－	・再委託等最低限必要な実施体制を要件とする。 ・緊急時における即応等、危機管理体制を求める必要がある業務は、特定テーマを設定することができる。
		企業信頼度 （災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）	－	△	－	△	－	△	
		企業信頼度 （指名停止等の措置）	－	◎	－	◎	－	◎	
		その他	△	－	△	－	△	－	・業務内容に応じて、必要な事項を設定することも可とする。
基本事項評価（技術者）	管理技術者	技術者の資格	◎	△	◎	△	◎	△	・適宜関連資格を追加し競争性を確保する。 ・専門資格（発注者支援技術者、河川管理支援士等）を重視する業務のみ評価項目として設定できる。
		業務実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		業務成績	－	◎	－	◎	－	△	
		技術者信頼度（優良表彰）	－	○	－	○	－	○	
		地域精通度 （地域での業務経験）	－	△	－	△	－	△	
		手持ち業務量	○	△	○	△	○	△	・小規模業務等については競争参加要件として設定しないこともできる。
		直接的な雇用関係	△	－	△	－	△	－	・業務の履行体制等が品質に大きく寄与する場合に設定できる。
		その他	△	△	△	△	△	△	・業務内容に応じて、必要な事項を設定することも可とする。
	担当技術者	技術者の資格	△	△	△	△	△	△	
技術提案書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	・ヒアリング対象業務の場合、競争参加資格を与えなかった者を除き全者実施。
ヒアリング			－	△	－	◎	－	◎	

「◎」：必ず設定　「○」：原則設定　「△」：必要に応じて設定　「－」：原則設定しない

一般競争入札方式又は簡易公募型競争入札方式の場合の業務特性に応じた要件設定の標準的な項目

			入札方式	一般競争	簡易公募競争		備考
			要件	競争参加資格	応募要件	選定要件	
基本事項（企業）	基本的要件		予決令及び会計令	◎	◎	ー	・競争参加資格、応募要件のみに設定する。
			中部地整一般競争資格	◎	◎	ー	
			指名停止	◎	◎	ー	
	企業		業務実績	◎	◎	◎	・同種業務の設定にあたっては、業務を実施するために必要となる業務実績を適切に設定するものとし、同種業務の想定企業数が30者に満たない場合は類似業務を設定するものとする。 ・小規模業務等については応募要件として設定しないこともできる。 ・一般競争においては、競争参加する企業が多数想定される場合、最低の業務点数を設定することができる。（通常：60点未満×　例：70点未満×） ・業務実績は、１件以上の実績を応募要件として設定するが、選定時に業務成績を評価する際には、TECRISの平均で評価する。（中部地整以外の実績は1件申請で評価する）
			業務成績	ー	ー	○	
			企業信頼度 （優良表彰）	ー	ー	△	
			業務拠点	◎	◎	△	
			地域精通度（地域での業務経験）	△	△	△	
			企業信頼度 （災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）	ー	ー	△	・緊急時における即応等、危機管理体制を求める必要がある業務は、選定要件として設定することができる。
			企業信頼度（指名停止等の措置）	ー	ー	◎	
			実施体制（再委託）	◎	◎	ー	・再委託等最低限必要な実施体制を要件とする。
			その他	ー	ー	△	・業務内容に応じて、必要な事項を設定することも可とする。
基本事項（技術者）	配置予定技術者	管理技術者	技術者の資格	◎	◎	○	・技術士、土木学会認定資格、RCCMは専門分野（例：河川、道路　等）まで設定し、2～3段階で評価するものとする。 ・適宜関連資格を追加し競争性を確保する。 ・業務実績は、１件以上の実績を応募要件として設定するが、選定時に業務成績を評価する際には、TECRISの平均で評価する。（中部地整以外の実績は1件申請で評価する）
			業務実績	◎	◎	◎	
			業務成績	ー	ー	○	
			技術者信頼度 （優良表彰）	ー	ー	△	
			地域精通度（地域での業務経験）	△	△	○	必要に応じて3段階程度で評価する。
			手持ち業務量	○	○	△	・小規模業務等については応募要件として設定しないこともできる。
			直接的な雇用関係	△	△	ー	・業務の履行体制等が品質に大きく寄与する場合に設定できる。
			その他	△	△	△	・業務内容に応じて、必要な事項を設定することも可とする。

「◎」：必ず設定　「○」：原則設定　「△」：必要に応じて設定　「ー」：原則設定しない

プロポーザル方式の標準点の配点イメージ

					配点イメージ		標準配点案	
							1テーマ	2テーマ
基本事項評価（企業）	○業務実績				同種・類似業務	5	5	5
	△企業信頼度（優良表彰の有無）				有り	5		
					無し	0		
	△地域性通事（地域での業務経験）				○○	5		
					◇◇	3		
					△△	0		
	◎企業信頼度（文書注意等の措置）				該当無し	0	0	0
					文書注意	－2	－2	－2
					口頭注意	－1	－1	－1
	合計						5	5
基本事項評価（技術者）	管理技術者	△資格(1)			技術士、博士	5		
					RCCM等	3		
		△資格(2)			技術士、博士	5		
					国土交通省登録技術者資格	3		
					上記以外	1		
		○業務実績			同種・類似業務	10	10	10
		△技術者信頼度（優良表彰の有無）			有り	5		
					無し	0		
		△地域精通度（地域での業務経験）			○○	5		
					◇◇	3		
					△△	0		
	担当技術者	△資格			技術士、博士	3		
					国土交通省登録技術者資格			
					上記以外	1		
	合計						10	10
企画提案書	実施方針					10	10	10
	業務実施体制					5	5	5
	特定テーマ1					50	50	25
	特定テーマ2							25
	合計						65	65
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力						10	10
	企画提案書の内容に関する知識						10	10
	合計						20	20
総計							100	100

「◎」：必ず設定、「○」：原則設定、「△」：必要に応じて設定

※標準配点においては満点を１００点とする。

※特定テーマ数を追加しても、企画提案書評価（特定テーマ）の配点の合計（５０点）は変更しない。

※地域精通度などの追加項目の評価をする時は、標準配点に追加項目の配点分だけ加える。

総合評価落札方式の評価点の配点イメージ

評価項目			標準配点		1:1,1:2 ヒアリング無し テーマ無し	1:02 ヒアリング無し テーマ有り	1:2,1:3 ヒアリング有り テーマ有り	1:3 技術対話型
基本事項評価（企業）		◎業務実績	同種業務	1	1	1	1	5
			類似業務	0	0	0	0	0
		◎業務成績	中部地整平均点76点以上	4	4	4	4	
			中部地整平均点74～76点	3	3	3	3	
			中部地整平均点72～74点	2	2	2	2	
			中部地整平均点60～72点、他機関での４年以内の同種・類似有	1	1	1	1	
			中部地整平均点60点未満、他機関での４年以内の同種・類似なし	0	0	0	0	
		△企業信頼度（優良表彰の有無）	中部地整の実績	3				
			中部地整以外の全国レベル	1				
			該当無し	0				
		○業務拠点	○○	1～2	2	2	1	
			◇◇	1	1	1	―	
			△△	0	0	0	0	
		△地域精通度（地域での業務経験）	○○	2				
			◇◇	1				
			△△	0				
		△企業信頼度（災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）	中部地整管内において、災害復旧等に関する表彰又は感謝状の受賞実績がある	3				
			中部地整管内において、中部地整又はその他の期間の要請による災害支援活動実績がある	2				
			中部地整管内において、災害協定を締結している	1				
			該当無し	0				
		企業信頼度（文書注意等の措置）	該当無し	0	0	0	0	0
			文書注意措置後１ヶ月	-2	-2	-2	-2	-2
			口頭注意措置後１ヶ月	-1	-1	-1	-1	-1
		合計			7	7	6	5
基本事項評価（技術者）	管理技術者	△資格（1）	技術士、博士	3				
			ＲＣＣＭ等	1				
		△資格（2）	技術士、博士	3				
			国土交通省登録技術者資格	2				
			上記以外	1				
		◎業務実績	同種業務	1～2	2	2	1	10
			類似業務	0	0	0	0	0
		◎業務成績	中部地整平均点77点以上	4	4	4	4	
			中部地整平均点75～77点	3	3	3	3	
			中部地整平均点73～75点	2	2	2	2	
			中部地整平均点60～73点、他機関での４年以内の同種・類似有	1	1	1	1	
			中部地整平均点60点未満、他機関での４年以内の同種・類似なし	0	0	0	0	
		○技術者信頼度（優良表彰の有無）	中部地整の実績	2	2	2	2	
			中部地整以外の全国レベル	1	1	1	1	
			該当無し	0	0	0	0	
		△地域精通度（地域での業務経験）	○○	3				
			◇◇	1				
			△△	0				
		△手持ち業務量	○○	3～5				
			△△	0				
	技術者担当	△資格	技術士、博士	2				
			国土交通省登録技術者資格					
			上記以外	1				
		合計			8	8	7	10
技術提案書		◎実施方針	10～25		25	15	10	10
		◎業務実施体制	10～25		20	10	10	10
		□特定テーマ（1）	10～20			20	10	10
		□特定テーマ（2）	10～20					
		合計			45	45	30	
ヒアリング		■技術者としての基本的な技術力	7				7	5
		■技術提案書の内容に関する知識	10				10	10
		合計			0	0	17	15
合計					60	60	60	60

「◎」:必ず設定、「○」:原則設定、「△」:必要に応じて設定、「－」:原則設定しない
※評価項目を追加しても、評価項目の合計点数は変更しない。
※業務の特性に応じ、実施方針と実施体制と特定テーマの配点を合計 30 点又は 45 点として適宜設定する。
□特定テーマは、1:3の業務については必ず設定することとし、1:2の業務は設定しないことを標準とし、業務内容に応じて特定テーマを設定できることとする。なお、1:1の業務については、特定テーマを設定しないものとする。
■ヒアリングは、1:3の業務については必ず設定することとし、1:2の業務は、業務内容に応じて設定できることとする。

公募型プロポーザル方式の手続き

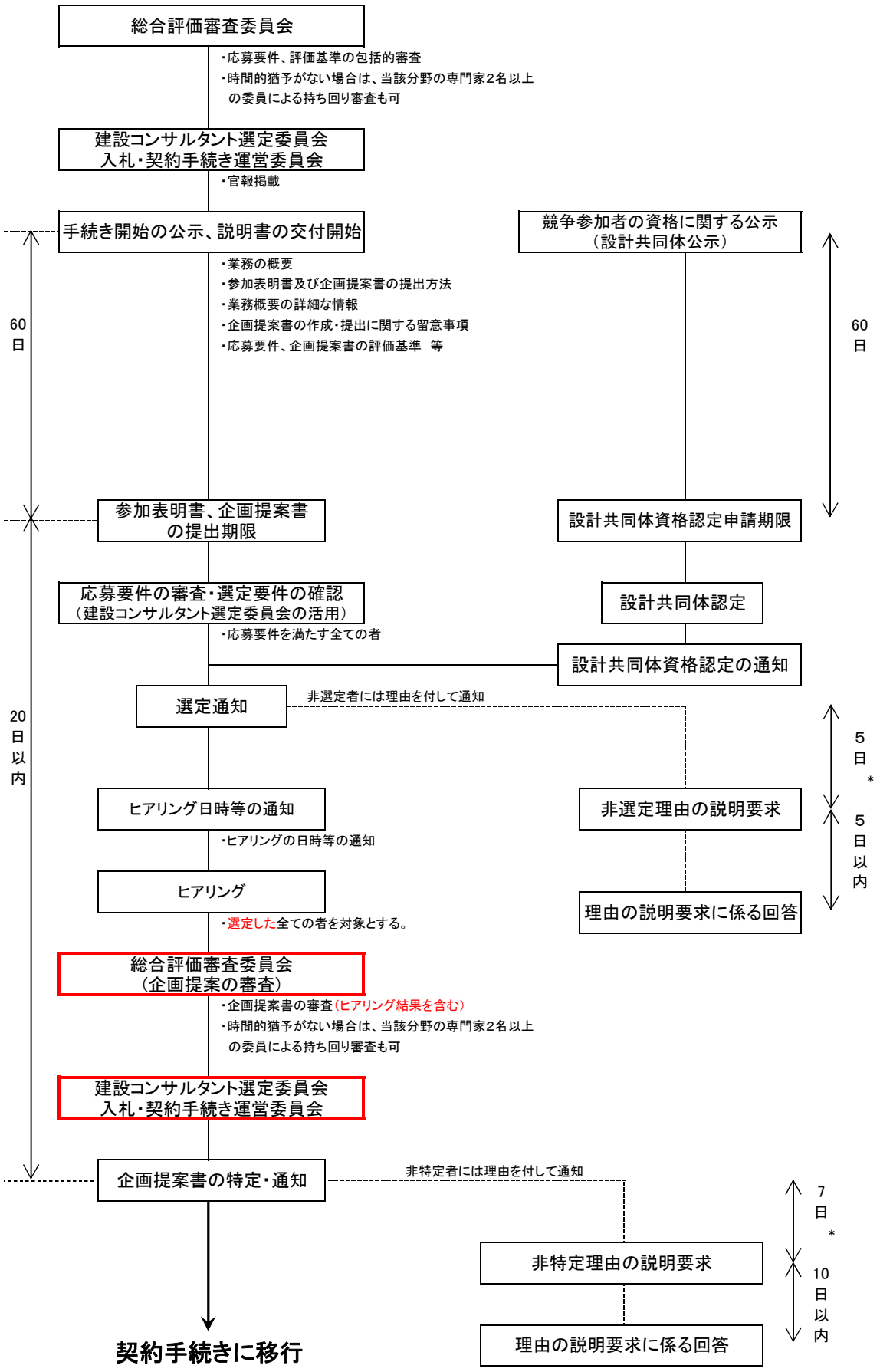

*　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

簡易公募型（拡大含む）プロポーザル方式の手続き

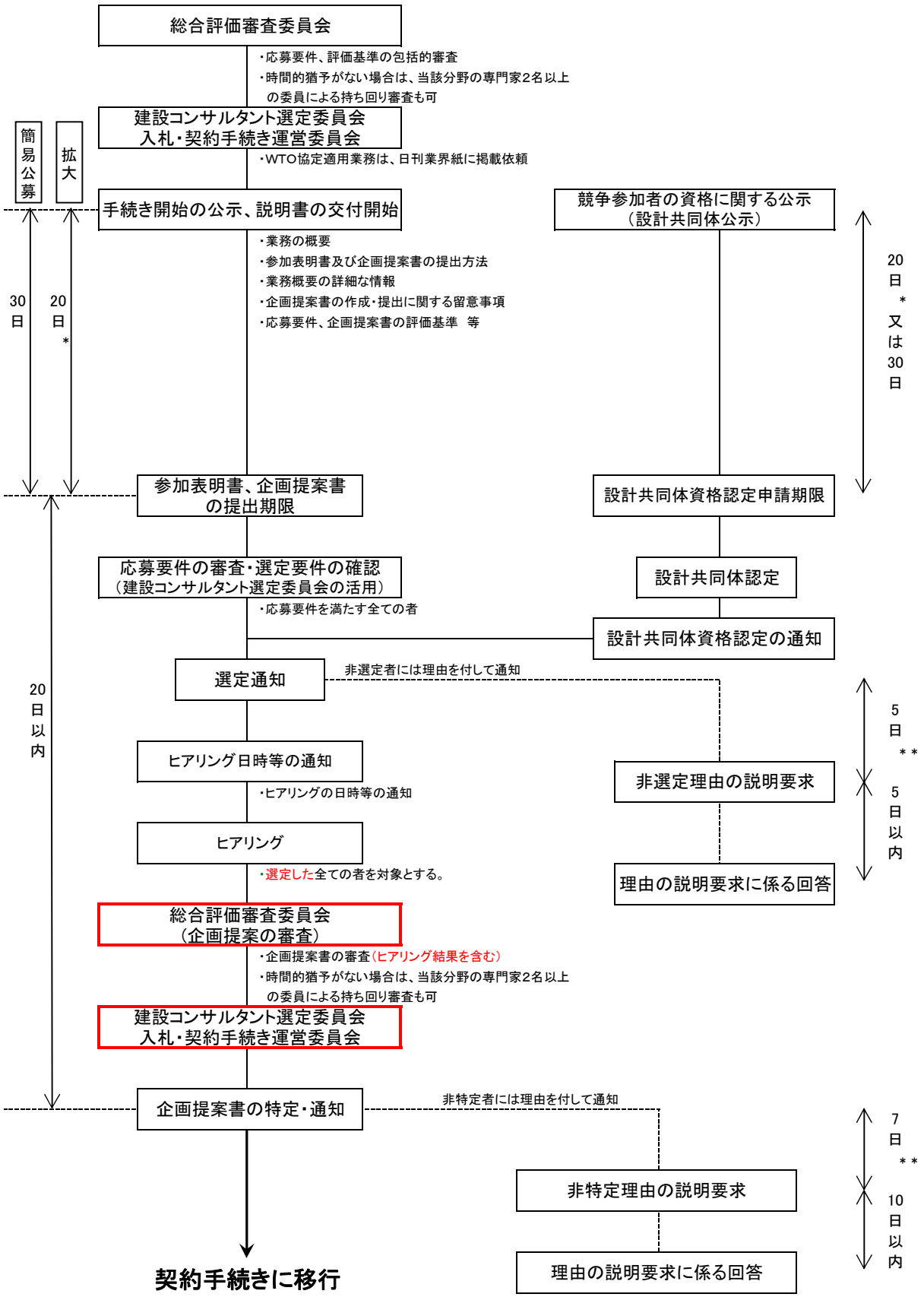

＊　参加表明者が技術提案書作成に要する作業量が少ない場合かつ業務の発注予定について十分に周知徹底が図られている場合には5日程度の短縮が可能。

＊＊　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

一般競争総合評価落札方式（見積徴集なし）の手続き

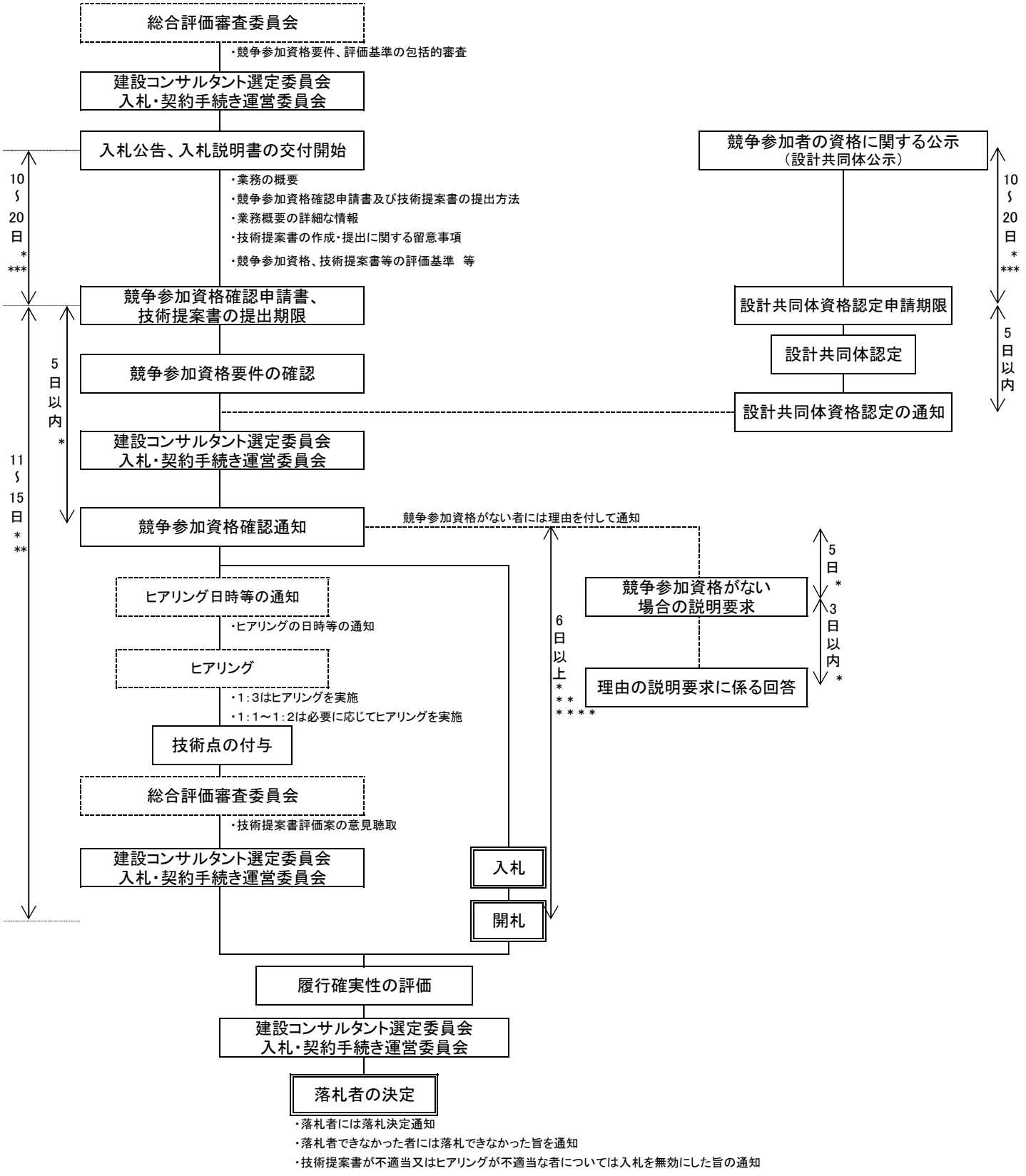

＊　　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
＊＊　競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
＊＊＊　テーマを求めない（実施方針のみ）場合、10日とする。テーマを求める場合は、難易度に応じて15日～20日とする。
＊＊＊＊「6日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、開札を1日としており、最短期間の6日を提示しているものである。

一般競争総合評価落札方式（技術対話型）の手続きの考え方

ポイント
①競争性の更なる拡大　②技術対話の強化

技術対話型総合評価（一般競争）

発注者		手続期間	競争参加者
	入札公告・入札説明書の交付開始	20日	
	競争参加資格確認申請書・技術提案書・実施仕様書、概算見積書の提出		■技術提案とあわせ、実施方針に係る仕様、概算見積額（内訳含む）についても作成。 ・概算見積額は提案内容毎に金額がわかるよう作成。
	競争参加資格の確認	20日以内	
	競争参加資格確認通知		
■提案内容、仕様について審査し、提案の採否を判断。	技術提案・仕様の審査		
■採用できない提案等について、技術対話。合わせて、配置予定技術者の能力等を審査。 ■技術提案審査・ヒアリング結果を踏まえ、この時点で技術点を付与。	技術提案の改善（技術対話（ヒアリング実施））		■原則、配置予定管理技術者が対応。
	技術点の付与		
■技術対話の結果を踏まえた、仕様、見積額の修正を依頼。 A：1 ○○○○ 2 ~~△△△△~~ 3 ~~□□□□~~ 4 ◎◎◎◎ B：1 △△△△ 2 ~~○○○○~~ 3 □□□□ C：1 ○○○○ 2 □□□□ 3 △△△△ **各者の仕様、見積に対し、修正を依頼**	実施仕様書・概算見積書の修正依頼	5日以内	
	実施仕様書・概算見積書の再提出		■技術対話の結果を踏まえ、仕様、見積額を修正。
	実施仕様書・概算見積書の確認		
■技術点が最高の者の見積で予定価格を作成。 ■仕様書は入札者の数だけ存在。	予定価格の作成		
	入　札		
	総合評価・落札者の決定	計40日	

一般競争総合評価落札方式（技術対話型）の手続き

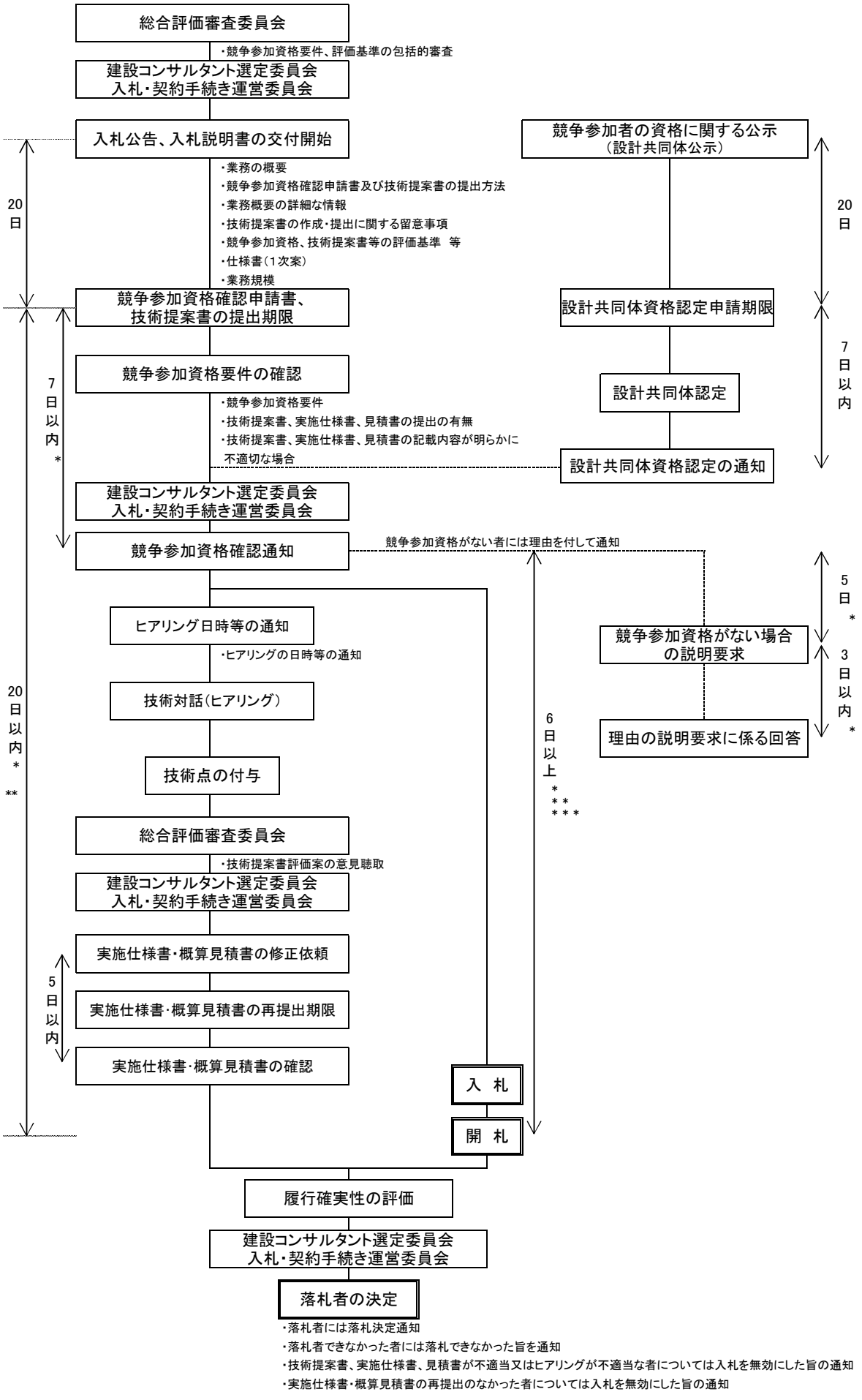

＊　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
＊＊　競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
＊＊＊「6日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、開札を1日としており、最短期間の6日を提示しているものである。

一般競争入札方式の手続き

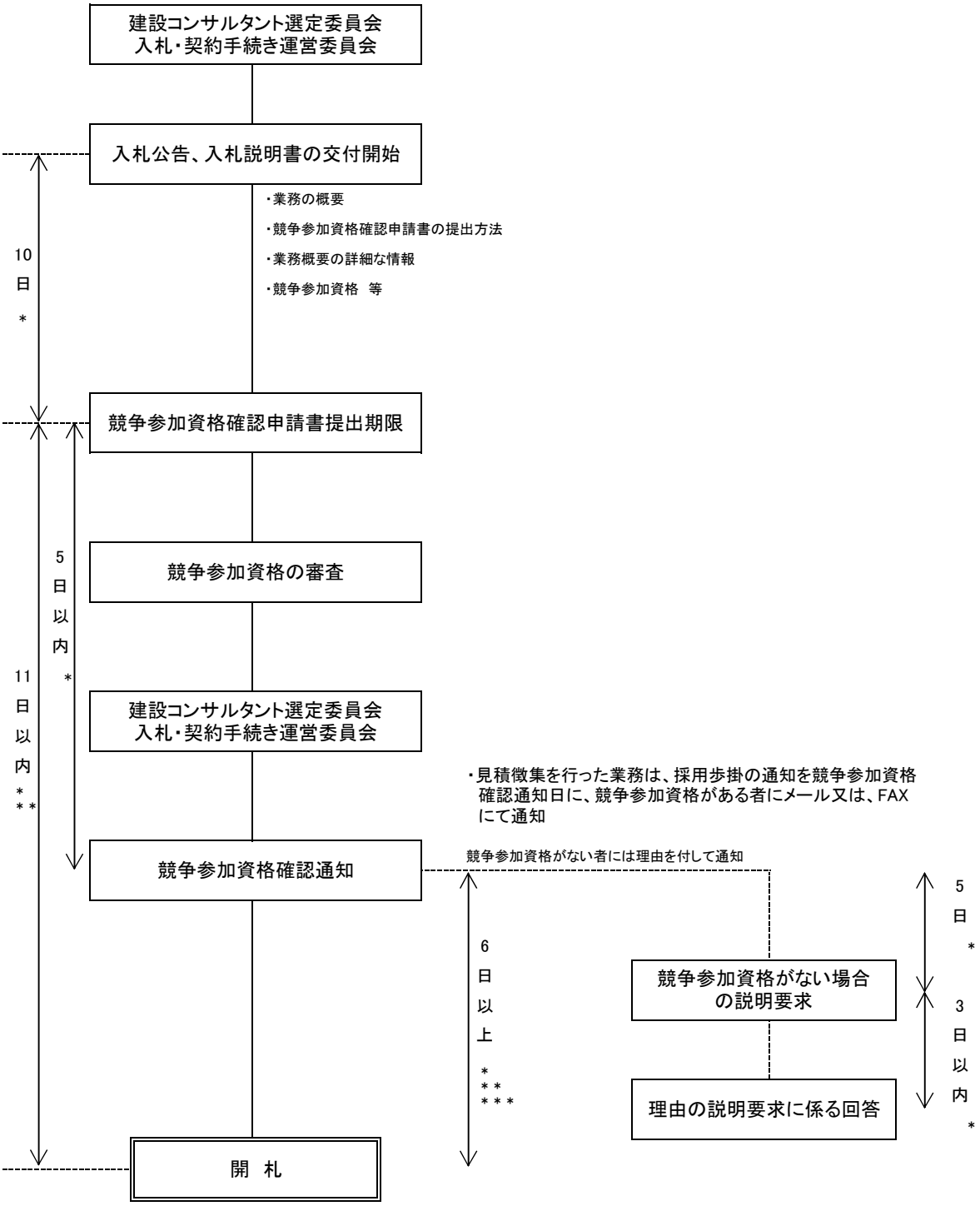

＊　　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
＊＊　競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
＊＊＊「6日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、開札を1日としており、最短期間の6日を提示しているものである。

簡易公募型競争入札方式の手続き

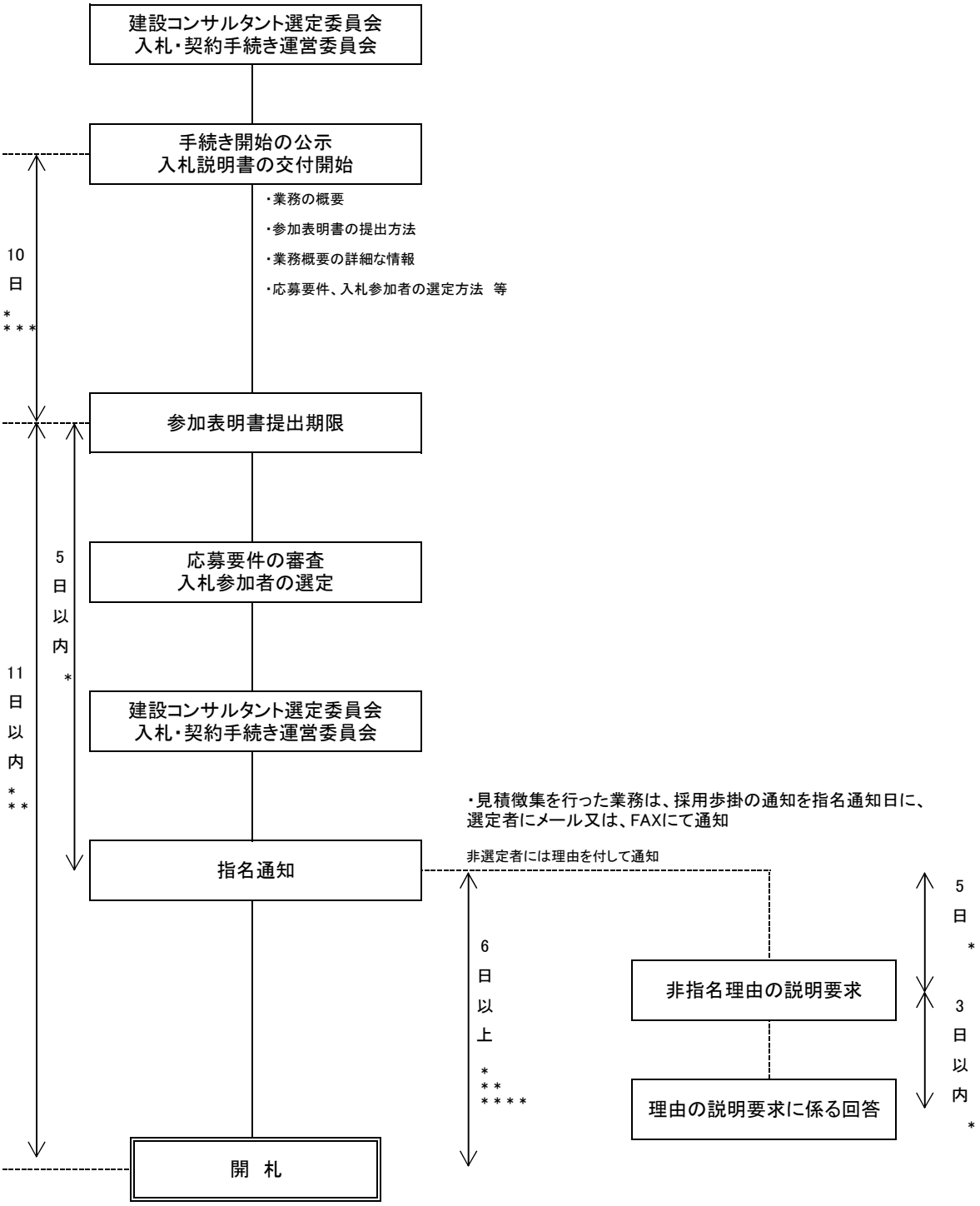

＊　　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
＊＊　　競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
＊＊＊　5日まで適宜短縮可能。ただし、見積を徴集する場合は短縮不可。
＊＊＊＊「6日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、開札を1日としており、最短期間の6日を提示しているものである。

指名競争入札方式の手続き

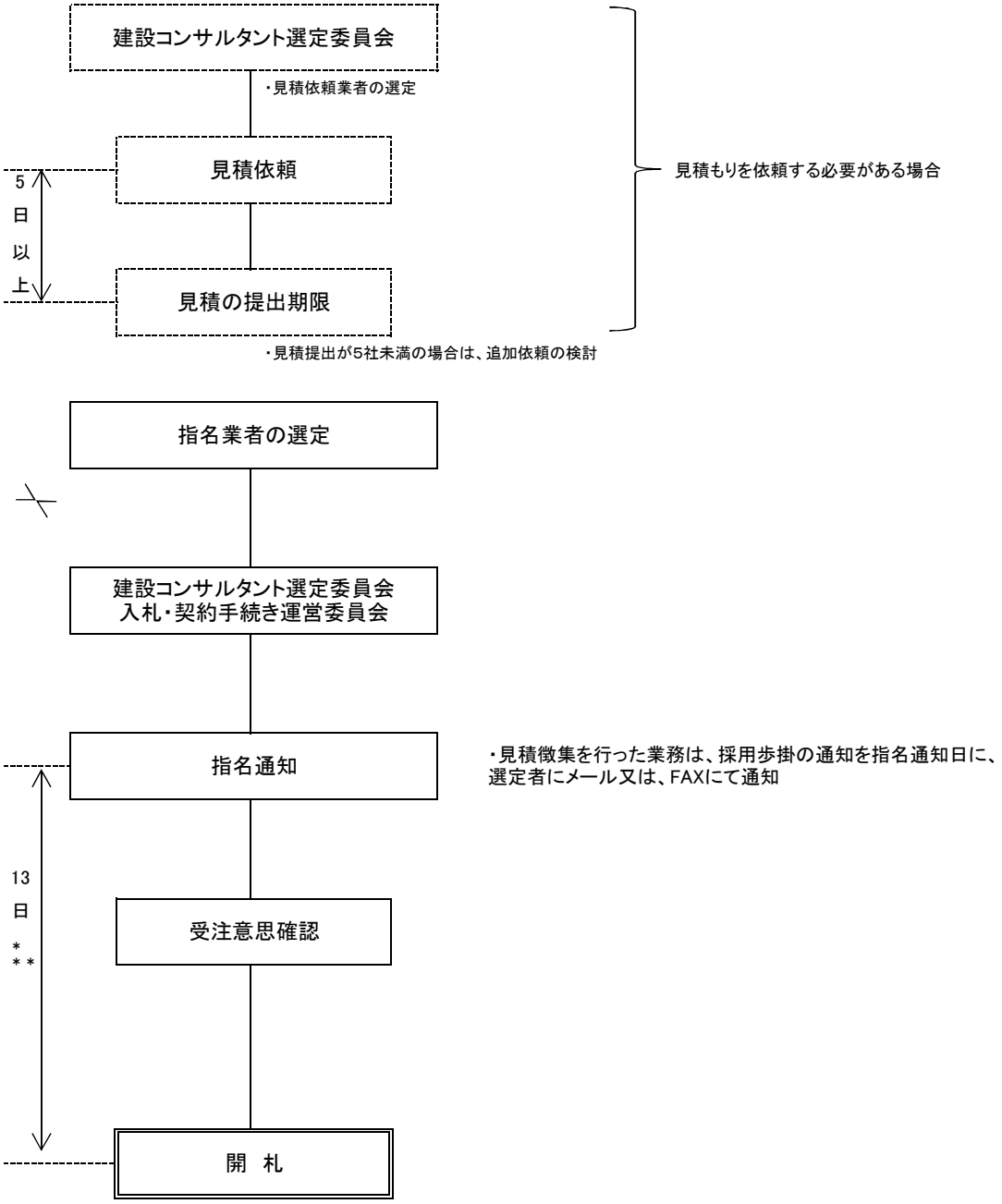

＊　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
＊＊ 見積徴集を行う場合は、８日

建設コンサルタント業務等における契約方式選定フローチャート

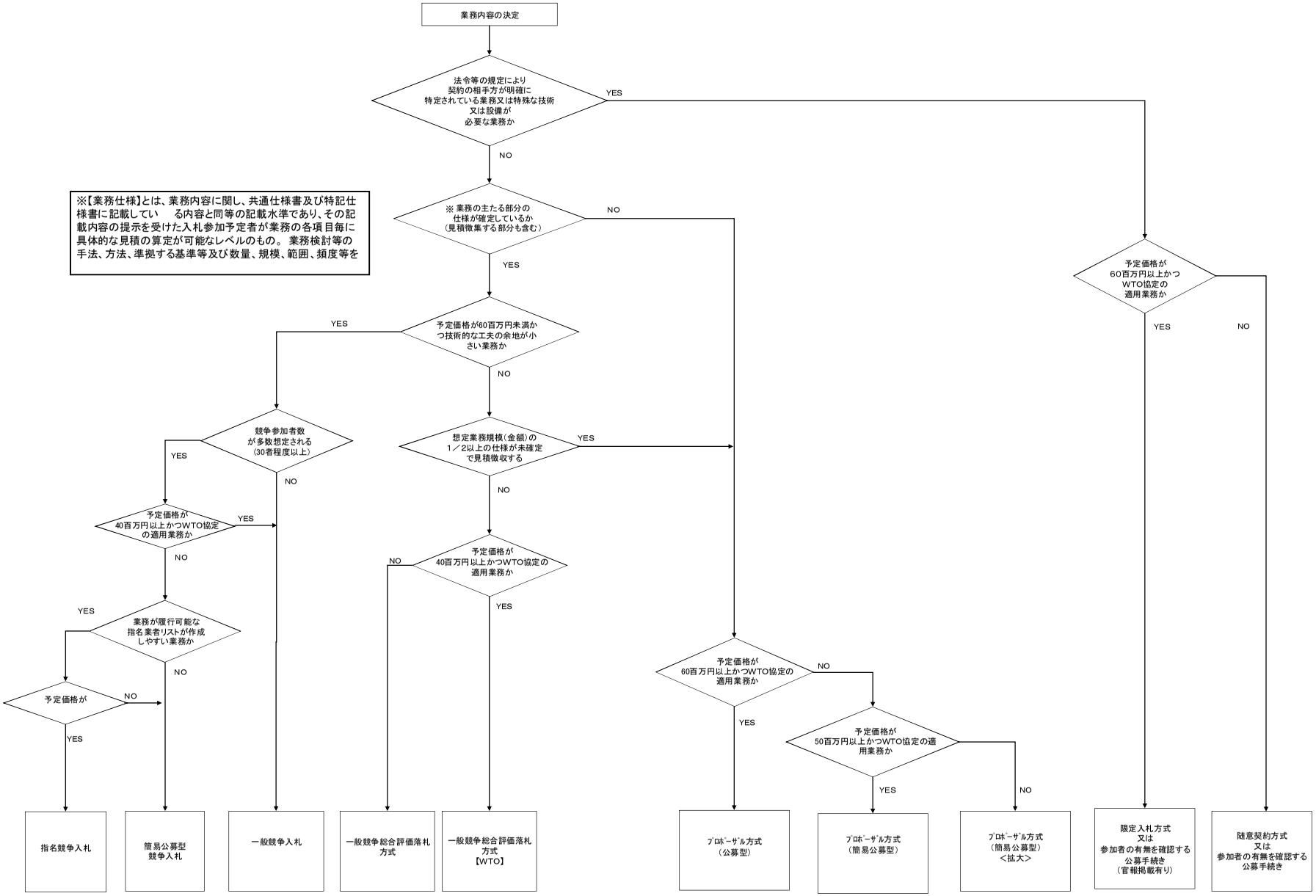

業務ガイドラインにおける評価等の対象期間について【総合評価・簡易公募型価格競争】

参加資格要件　入札参加希望者（企業）の業務実績に関する要件

○平成16年度以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有していること。

●完了業務の実績対象となる期間

評価項目（企業・技術者）　業務の実績（同種・類似）

○平成16年度以降の同種又は類似業務の実績を評価する。

●同種・類似の評価対象となる期間：

評価項目（企業・技術者）　業務の成績

○過去4年間の中部地整発注業務におけるTECRISの業務分野「○○」（入札説明書 別表－1）に該当する業務の成績の平均点を評価する。

●過去4年間の期間：年度単位

H26. 8以降は、H22～25年度が対象となる。

※過去4年間の平均計算の対象となる年度は、毎年8月に見直しがあるため留意

業務ガイドラインにおける評価等の対象について【総合評価・簡易公募型価格競争】

○成績評価（企業）K社

K社の過去4年間の業務実績（区分「道路」）に該当する業務成績の平均点

設計・環境・検討・地質・測量・用地関連等全ての業務において、テクリス登録時に分野として「道路」が含まれるものが平均計算の対象。

K社の過去4年間の入札説明書記載の区分「道路」に該当する業務

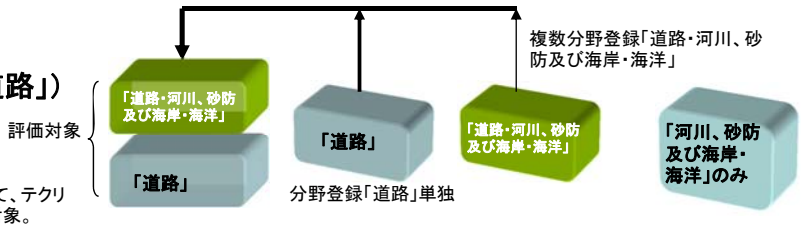

○成績評価（配置予定管理技術者）A氏

A氏の携わった過去4年間の業務成績（区分○○に該当する）の平均点

（75＋79＋80）／3＝78

78　（照査技術者としての評価を含む）

A氏の過去4年間の入札説明書記載の該当分野○○に該当する業務

○○業務	□□業務	△△業務
・業務成績　75点	・業務成績　79点	・業務成績　80点
・管理技術者A氏 技術者評定76点	・管理技術者C氏 技術者評定75点	・管理技術者E氏 技術者評定78点
・担当者C氏 技術者評定73点	・担当者A氏 技術者評定72点	・担当者C氏 技術者評定75点
・照査技術者D氏 技術者評定73点	・照査技術者D氏 技術者評定73点	・照査技術者A氏 技術者評定77点

○低入札者の義務（増員技術者）B氏

B氏の携わった過去4年間の技術者成績（全業務）の平均点（78＋77）／2＝77．5

77．5　≧　77・・・OK

（照査技術者としての評価点は除く）

B氏の過去4年間の全業務実績

○○業務	□□業務	□□業務
・業務成績　79点	・業務成績　79点	・業務成績　77点
・管理技術者B氏 技術者評定78点	・管理技術者C氏 技術者評定75点	・管理技術者C氏 技術者評定75点
・担当者C氏 技術者評定73点	・担当者B氏 技術者評定77点	・担当者E氏 技術者評定77点
・照査技術者D氏 技術者評定73点	・照査技術者D氏 技術者評定73点	~~・照査技術者B氏 技術者評定78点~~

業務実績と業務成績に関する補足説明

1. 入札参加希望者の業務実績に関する要件について（企業・技術者）

【入札説明書記載例（総合評価落札方式）】
・ 入札参加希望者の業務実績に関する要件
入札参加希望者（配置予定管理技術者）は、平成16年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。
ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

【補足説明】

〇平成16年度以降に完了した同種又は類似に該当する業務であれば発注機関は問いません。

但し、実績として提出された業務が地方整備局委託業務等成績評定要領により成績点を付与されている場合で、その点数が60点未満の場合は実績として認められません。

〇「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づき業務成績を評価している機関は以下のとおり

北海道開発局、8地方整備局、沖縄総合事務局（以下：地整要領適用機関という）

なお北海道開発局と沖縄総合事務局では上記要領を適用していない部局もあるため確認願います。

また、地整要領適用機関のうち港湾空港部の発注業務は上記要領を適用していません。

事例

実績として申請した業務	同種又は類似に該当	発注機関	成績	実績判定
A業務	該当	〇〇県	成績無し	〇
B業務	該当	〇地整港湾空港部	港湾要領	〇
C業務	該当	◇◇地整	58点	×

業務実績と業務成績に関する補足説明

2. 入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務成績（企業・技術者）

【入札説明書記載例】
・過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野に該当する業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。

【補足説明】

①対象業務

〇上記の「中部地方整備局発注業務」には、**地方整備局港湾空港部が発注した業務は含みません。**
（港湾空港部は、地方整備局委託業務等成績評定要領と異なる要領を適用しているため。）

〇競争参加資格確認申請書に添付し提出する「参考資料様式」に記載する参加表明者（企業）及び配置予定管理技術者（技術者）の「評点対象登録件数」及び「業務成績平均点」には含めないで下さい。

②平均点の算出対象となるテクリス業務分野

〇テクリスでは業務分野の登録上限は8つまで可能ですが、そのうち**発注者側に提供されるのは先頭から入力順に3つの業務分野のみです。**（JACICのホームページ参照　http://ct.jacic.or.jp/news/field_t.html）

〇入札説明書で定められているテクリス該当業務分野（以下：指定業務分野という）に対する**成績平均点は発注者に提供される3つの業務分野をベースに計算します。**

〇したがって、入力された3つ目までの業務分野が指定業務分野に該当せず4つ目以降が該当した場合は計算の対象となりません。

業務実績と業務成績に関する補足説明

●平均計算の対象となるTECRIS登録の業務分野

TECRISの業務分野登録は最大8つまで登録可能だが⇒発注者への提供は先頭から3つまで

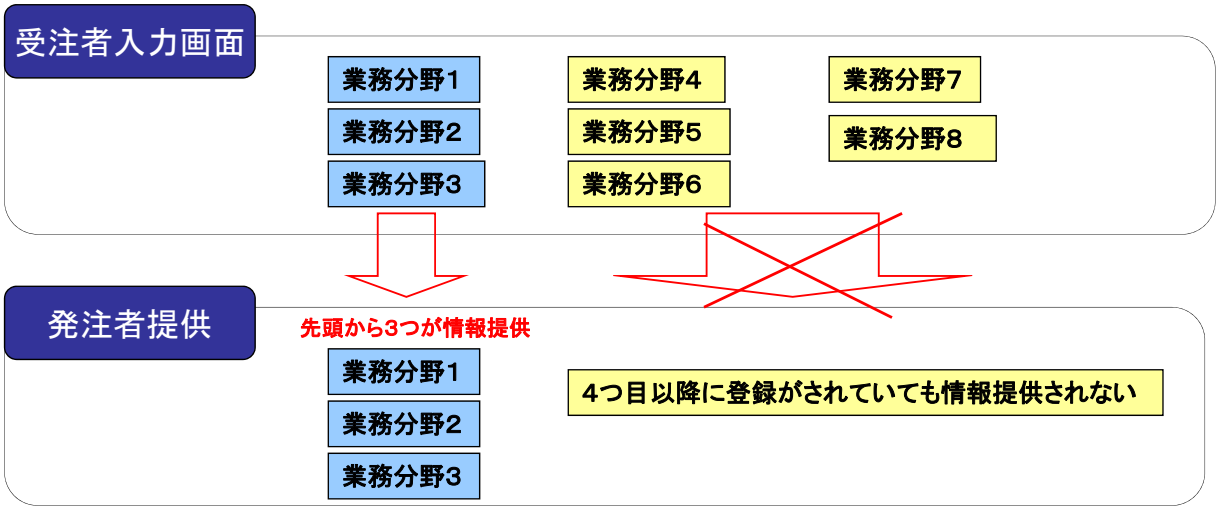

例）業務成績平均計算事例　A業務：テクリスに4つの業務分野を登録

入札説明書で指定されている業務分野が「地質」の場合　A業務の業務成績点は計算の対象外となる。

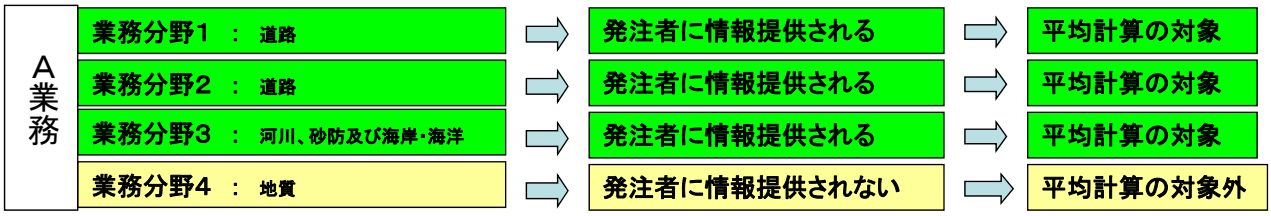

業務実績と業務成績に関する補足説明

●該当業務分野の業務成績の平均点の算出の仕方

※該当業務分野の業務成績の平均点は、算出された平均値の少数第2位を四捨五入して算出願いする。

【○○コンサルの過去4年間の該当業務分野「○○」に該当する業務の成績】

○○○○業務　業務成績74点
○○○○業務　業務成績76点
○○○○業務　業務成績72点
○○○○業務　業務成績77点

~~【業務の平均点】~~

~~74＋76＋72＋77／4＝74．75~~
~~（少数第1位四捨五入）　≒75~~

【業務の平均点】

74＋76＋72＋77／4＝74．75
（少数第2位四捨五入）　≒74．8

Ⅳ　プロポーザル方式における要件設定と審査

１．応募要件

応募要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、必要最低限の応募要件とし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

（１）参加表明者に関する応募要件設定

１）基本的要件

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。
なお、特定要件には設定しない。
また、（２）は、設計共同体を設定する場合に適用する。

（１）単体企業

① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第165号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成２５・２６年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定されるためには、企画提案書の提出者を選定する時までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

（２）設計共同体

（１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇〇年〇〇月〇〇日付中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成〇〇年度　〇〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

＜説明書の留意事項に記載する例＞

〇 参加表明書及び企画提案書の提出期限から見積合せの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、

非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。
なお、見積合せの日は別表〇を予定している。

＜設定にあたっての留意点＞

・参加表明者が、一般競争（指名競争）参加資格の「新規の認定」及び「地整の追加認定等」が必要な場合、審査に約１ヶ月必要なため、手続きの日程設定には注意すること。
・参加表明者が、参加表明書及び企画提案書の提出期限以降に本要件を満たしていない状況になった場合は、その時期に応じて、非選定通知、選定の取消、非特定通知又は特定の取消の手続き等を行う。
・**企業の得意分野を活かした業務の品質向上対応策等の観点から、建設コンサルタント業務等を発注する際には単体企業に加え、原則として、設計共同体にも参加を認めるものとする。（詳細はP177参照）**

２）業務実績に関する要件

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために原則として、次の事項を応募要件として設定する。
なお、次の場合は、応募要件として設定しないことができる。
ア）小規模業務（５百万以下程度）の場合。
イ）業務内容が、過去に例の少ないもの等の理由により、適切な同種又は類似業務が設定出来ない場合。

① 参加表明書を提出する者は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）同種又は類似業務において、１件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。
なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、再委託等により行ったものは実績として認めない。
（同種業務）
ア．〇〇に関する業務
イ．△△に関する業務
※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。
例：〇〇及び△△に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）
（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

なお、契約の目的である業務を実施するため必要な技術や設備等そのものを明示することができる場合には、業務実績を応募要件とはせず、次の事項を参考として当該技術又は設備等を有することを応募要件とする。

①’参加表明書を提出する者は、〇〇に関する研究実績（技術や設備を明示する）を有さなければならない。

＜設定にあたっての留意点＞

- 同種業務、類似業務ともできるだけシンプルな表現（一般的な用語で具体的に）で幅広に設定すること。
- 業務実績は、民間コンサルタント等でも蓄積可能な実績とし、同種業務において最低でも１０者以上がテクリス等で確認できる業務実績にするとともに、さらに類似業務で対象を拡大し設定すること。

  なお、同種業務で、３０者程度以上確認できる場合は、同種業務のみの設定とする。
- 業務実績は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。

  ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年限を設定しないことができる。

  イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図られる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。
- 業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。
- 発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
- 地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
- 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
- 例外的に業務実績として複数回の実績を求める場合は、その回数について合理的・実証的根拠を整理した上で、要件として設定すること。

・　業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
・　設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。
・　設計共同体による実績は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。
・　業務実績は、１件以上の実績を応募要件として設定するが、特定要件として業務実績の評価を行うため、３件の実績の提出を求めること。

３）中立性・公平性に関する要件

次に該当する場合、応募要件として設定することができる。
ア）特定の企業･個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合
イ）意思決定の中立性が業務執行上特に必要な場合
中立性・公平性を要件に設定する場合は、次の事項を参考とする。

【建設業者との中立性・公平性】

参加表明書を提出する者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注工事の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

※　「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。

※　「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

・　一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。

・　一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

＜説明書の留意事項に記載する例＞

○　本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中は、当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中に当該事務所発注工事に参

加してはならない

なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。

また、「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

・　一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。

・　一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【建設コンサルタント等との中立性・公平性】

参加表明書を提出する者は、参加表明書提出期限の時点において、当該事務所発注業務の受注者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

※　「発注業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の再委託（軽微な部分を除く）の受託を行っていることをいう。

※　「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

・　一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。

・　一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

＜説明書の留意事項に記載する例＞

○　本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中に当該事務所発注業務の入札に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、平成２６年度の当該事務所発注業務の入札に参加してはならない。

なお、「業務に参加」とは、当該業務の入札に参加すること、当該業務の再委託（軽微な部分を除く）の受託をいう。

また、「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

・　一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。

・　一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役

員を兼ねている場合。

＜設定にあたっての留意点＞

- 中立性・公平性に関する要件は、最小限必要な相手を設定すること。
- 応募要件とする場合は、本要件が必要な具体的な理由を整理すること。
- ア）特定の企業･個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合は、次のとおり。
  例：プロジェクトマネジメント業務等
- イ）意思決定の中立性が業務執行上特に必要な場合は次のとおり。
  例：技術基準立案、政策立案、制度立案等の業務

4）守秘性に関する要件

次に該当する場合、応募要件として設定することができる。
なお、特定要件には設定しない。
ア）特定の企業･個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合
守秘性を要件に設定する場合は次の事項を参考とする。

① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的に実施していること。

＜設定にあたっての留意点＞

- 応募要件として設定する場合は、特に高度な守秘性が業務の実施上必要な理由を整理すること。
- ア）特定の企業･個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合は、次のとおり。
  例：発注者支援業務等、企業情報・個人情報を取り扱う業務

５）業務拠点に関する要件

業務拠点は、原則設定はしないものとするが、次に該当する場合、応募要件として設定することができる。
なお、特定要件には原則として、設定しない。
ア）業務執行上等の理由から品質向上等に寄与することが想定される場合

業務拠点を要件に設定する場合は次の①の事項とする。
なお、特に地域を限定することが必要な場合は次の①’の事項とする。

① 中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。
※ 営業拠点等とは、技術者が１名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等をいう。
①’〇〇県内に営業拠点等を有するものでなければならない。

営業拠点等とは技術者が１名以上常駐する拠点であり、業務の内容に応じて、次のいずれかによる。
ア）本社(店)、支社(店)又は営業所等
イ）本社(店)又は支社(店)等
ウ）本社(店)等
エ）本業務の配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行っているところ
※「等」とは本社(店)、支社(店)あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

＜設定にあたっての留意点＞
・ 応募要件として設定する場合は、所在地及び営業拠点等の設定根拠を含め、具体的に本要件が必要な理由を整理すること。
・ ア）業務執行上等の理由から品質向上等に寄与することが想定される場合は、次のとおり。
例：長期間に渡り業務の実施場所が限定される業務

（２）配置予定技術者に関する応募要件設定

配置予定技術者に対する応募要件は、原則として管理技術者に対して応募要件を設定する。

なお、特に高度な調査検討を要する業務、大規模な業務、複数の分野の検討事項がある業務等については、業務を実施する上で必要不可欠な場合又は業務成果の品質を確保するために必要な場合等については、担当技術者又は照査技術者（１名を原則とし、それ以上必要と考えられる場合も極力少数とする）に対して応募要件を設定することができる。この場合、当該要件を設定しなければならない理由等を整理すること。

１）資格に関する要件

すべての業務について、原則として①を応募要件として設定する。

なお、特定要件には設定しない。

① 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、１級土木技術者（平成２２年度迄の特別上級、上級、１級技術者も含む）、ＲＣＣＭ（ＲＣＣＭと同等の能力を有する者も含む）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- 関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

また、業務の内容に応じ、①に関連資格を追加できる。

【関連資格】

技術士（総合技術監理部門－応用理学、環境）、技術士（応用理学部門、環境部門）、１級土木施工管理技士、発注者支援技術者（土木）Ⅰ種、発注者支援技術者（土木）Ⅱ種、河川管理支援士、道路管理支援士、補償コンサルタント登録規程第２条第１項別表に掲げる補償業務管理者、補償業務管理士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等

＜設定にあたっての留意点＞

- 技術者の資格は、参加機会をできるだけ拡大し競争性を高めるとの観点から設定すること。
- 技術士は、専門部門の限定までを標準とし、業務の特性に応じて、河川、道路等の専門分野を設定しても良いこととするが、できるだけ幅広の設定を行う

こと。

・　土木学会認定技術者及びＲＣＣＭについては、専門部門又は専門分野の限定を行わないことを標準とし、業務の特性に応じて、河川、道路等の専門分野を設定しても良いこととするができるだけ幅広の設定を行うこと。

・　ＲＣＣＭと同等の能力を有する技術者とは、次の者をいう
　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者

・　関連資格は、筆記試験又は面接試験など適切な試験方法により認定されるものを対象とし、経歴審査や講習会受講あるいは研修により付与されるものは設定しない。

・　関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績については、経歴書及び著述、論文、委員会活動又は業務実績を具体的に明らかにするため、概要書を提出させる。概要書には、著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載させること。
関連分野の２０年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において２０年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。
　なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。
　十分な業務実績とは例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として１０件以上の経験を有する者とする。

「国土交通省登録技術者資格※」が対象とする業務については、下記を応募要件とする。なお、業務の内容に応じて資格を設定すること。

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。
業務の内容に応じて資格を設定する。
①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門）
②博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）（専門分野：〇〇に関する研究）【研究業務等高度な技術検討や学識的見識を要する場合に設定する。】
③国土交通省登録技術者資格※（施設分野：〇〇－業務：〇〇）【当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野－業務」に該当があり、かつ、「知識を求める者」として管理技術者に係る資格の記載がある場合】
④ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く）
⑤地質調査技士【現場作業のある調査業務において設定】
⑥土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く）

【プロポ：応募要件設定：配置予定技術者】

⑦コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定
⑧土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】
■④～⑧等の業務内容に応じた民間資格の設定に際しては、国土交通省登録技術者資格の適用の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意する。
■「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）
■測量業務における測量士については要件として設定しない。

２）業務実績に関する要件

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために原則として、次の事項を応募要件として設定する。

① 配置予定技術者は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）同種又は類似業務において１件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。なお、照査技術者としての実績は認めない。

（同種業務）

ア．〇〇に関する業務
イ．△△に関する業務
※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。
例：〇〇及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

業務に携わった立場としては、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自らが主体的に関わったものに限る。

なお、次の場合は、業務実績については要件として設定しないことができる。

ア）業務内容が、過去に例の少ないもの等の理由により、適切な同種又は類似業務が設定出来ない場合。

＜設定にあたっての留意点＞

- 同種業務又は類似業務の設定にあたっては、できるだけシンプルな表現（一般的な用語で具体的に）で幅広に設定すること。
- 業務実績は、民間コンサルタント等の技術者でも蓄積可能な実績を同種業務として設定し、さらに類似業務で対象を拡大し設定すること。
- 業務実績は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合には、これに因らないことができる。
  - ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定しないことができる。
  - イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図られる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。
- 業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。
- 発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
- 地域の限定を行う場合には、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
- 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
- 例外的に業務実績として複数件の実績を求める場合は、その件数について合理的・実証的根拠を整理した上で、要件として設定すること。
- 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務又は道府県等における業務あるいは関連する経験等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
- 業務実績の提出に当たっては、業務実績を具体的に明らかにするためのレポート又は請負業務に関する概要書を提出させる。レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をＡ４版１～３枚に記述した資料及び経歴書とすること。なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもＡ４版１枚程度の概要を添付すること。

・　業務実績については、必要に応じて参加表明者から証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。）

・　なお、応募要件の時点で実績として認めた場合であっても、特定時のヒアリングにおいて、当該業務実績に主体的に関わっているか等について確認を行い、実績として認められない場合は、企画提案書を特定しないこと。

・　業務実績は、１件以上の実績を応募要件として設定するが、特定要件として業務実績の評価を行うため、３件の実績の提出を求めること。

３）手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を応募要件として設定する。
なお、特定要件には設定しない。
ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。
　ア）小規模業務（５百万円以下程度）の場合。
　イ）業務内容が、過去に例の少ないもの等の理由により、適切な同種又は類似業務が設定出来ない場合。

①　管理技術者及び担当技術者としての手持ち業務（公示日現在）（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者。
　ただし、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は２億円未満、件数は５件未満とする。

「手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者。」とは、技術者の手持ち業務の制限量を記載しているものであり、契約金額が４億円以上、又は、件数が１０件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

同様に調査基準価格を下回る金額で落札した業務を手持ち業務として有する場合には契約金額が２億円以上、又は、件数が５件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

＜設定にあたっての留意点＞

・　難度が高い詳細設計業務等のように照査が特に重要な業務については、照査技術者に対し、応募要件を設定することができる。

４）直接的な雇用関係に関する要件

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者となる可能性が懸念される場合、又は中立・公正性や守秘性等の応募要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を応募要件として設定することができる。　なお、特定要件には設定しない。

① 本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

５）配置予定技術者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から真に必要な場合、適宜、応募要件として設定する。

＜設定例＞

・ 地域精通度（地域での業務経験）

※ 技術者の当該地域での経験が業務成果等の品質に特に大きな影響を与える場合や、当該地域での経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかな場合は、地域精通度（地域での業務経験）を、応募要件として設定することができる。

（３）企画提案書に関する要件

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

① 参加表明者は、次の事項について企画提案書を提出すること

ア）実施方針

イ）業務実施体制

ウ）特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

＜設定にあたっての留意点＞

・プロポーザル方式は、提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる業務であり、特定テーマは、業務の仕様として、業務を進めるための手法の提案や対応策等について求めるものとする。この場合、成果の一部の提出を求めるものではないことに留意すること。

・特定テーマは、１テーマを基本とし、業務の内容に応じて追加設定する。

・企画提案書については、実施方針でＡ４判１枚以内、業務実施体制でＡ４判１枚以内、特定テーマは１テーマにつきＡ４判１枚以内【特定テーマに応じてＡ４判２枚以内とすることができる。】の提出を求めるものとし、必要な場合は、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することを認める。なお、補足資料は、提出枚数を限定しない。

（４）その他の応募要件設定

１）業務実施体制に関する要件

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。
なお、特定要件には設定しない。

①　参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

・再委託の内容が、主たる業務の場合。

・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

２）非特定事項に関する要件

すべての業務について、次の事項を応募要件を示す際に提示する。

① 企画提案書の記載内容又はヒアリングの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

ア）企画提案書の非特定事項

- 内容が殆ど記載がされておらず、提案内容が判断できない。
- 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- 実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- 実施方針と業務実施体制のいずれかが０点の場合
- 原則として、企画提案の評価において満点の６０%に満たない評価値の場合

イ）ヒアリングの非特定事項

- 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- 本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない。
- 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

本要件は、特定要件として設定するが、応募要件を示す際に提示するものとする。

２．選定要件

技術力による競争をより明確化するため、参加表明書と企画提案書を合わせて提出を求めるものとし、応募要件を満たす全ての者を選定（選定通知により通知）する。

このため、選定要件は応募要件と同一とする。

応募要件を満たしていない参加表明者に対しては、「応募要件を満たしていないため特定手続きを行わない」旨を、非選定通知により通知する。

３．特定要件

■標準的な配点は満点を100とし、追加項目の評価をする時は、満点の100に追加項目の加点分だけを加える。

■企画提案は、総合評価審査委員会で審査を行うものとする。

■特定要件の評価における配点の考え方は、業務内容に応じ適切に設定するものとする。

※各要件（評価項目）の評価の着目点、配点は、説明書に明記する。

（１）参加表明者に関する特定要件設定

１）業務実績に関する要件

原則として、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）同種又は類似業務の実績について、次の事項を特定要件として設定する。

① 平成１６年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の内容
業務実績の内容、対象となる業務との関連性等を勘案し、５段階で評価する。

〇同種又は類似業務の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

配　点	判　断　基　準
５	業務実績の内容、対象となる業務との関連性等を勘案し、５段階の相対評価
３	
２	
１	
０	

・　業務実績は、業務実績を具体的に明らかにするため、業務の概要等を記載したレポート又は請負業務に関する概要書を提出させる。
・　業務実績の評価を行うため、３件の業務実績の提出を求めるものとし、業務実績の内容、対象となる業務との関連性等を勘案し、５段階の相対評価を行う。
・　複数の同種業務・類似業務の実績を求め、同一業務の実績でなくても良いとした場合においても、３件の業務実績の提出を求めるものとし、同一業務における実績であるか、別業務における実績であるかも勘案して評価を行う。

２）企業信頼度（優良表彰の有無）に関する要件

より優良な企業の参画を期待する場合は、企業の業務優良表彰の受賞の有無について特定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として企業の優良表彰の受賞の有無を特定要件として設定する。

① 企業における過去４年間の業務優良表彰の受賞の有無

次の順位で評価する。

ア）中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績

イ）他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等

ウ）優良表彰の受賞実績無し

※「過去４年間」は表彰受賞年で判断し、下記のとおりとする。

・Ｈ２６．７迄　：平成２２年～平成２５年

・Ｈ２６．８以降：平成２３年～平成２６年

〇企業の優良表彰に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
５	中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
１	他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等
０	優良表彰の受賞実績無し

・　優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、業務成果についての他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰実績を認める。

例：中部地方整備局以外の他の国の機関、土木学会等

なお、中部地方整備局及び他地方整備局の優良表彰は、発注業務の業種区分に該当する優良表彰のみを対象とする。

また、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰は、建設技術に関する業務や研究等で、発注業務に精通するものに限り、認めるものとし、他機関の表彰であっても表彰内容によっては、認められないものもある。

３）業務拠点に関する要件

業務拠点は、原則設定しないものとするが、営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する業務の場合は、営業拠点等の所在地について特定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として営業拠点の所在地を特定要件として設定する。

① 営業拠点等の所在地
次の順位で評価する。
ア）○○事務所管内に営業拠点等を有する。
イ）○○県内に営業拠点等を有する。
ウ）中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。

○応募要件で営業拠点等の所在地を中部地方整備局管内としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
５	事務所管内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する
３	県内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する
０	中部地方整備局管内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する

○営業拠点等の所在地を応募要件としていない場合の評価の考え方は以下を参考とする。

配　点	特　定　基　準
５	事務所管内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する ＜事務所管内を県内も可＞
３	県内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する ＜５点を県内とした場合は中部地方整備局管内＞
０	その他

・　所在地として設定する範囲は、次の範囲を標準とするが、設定にあたっては競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、考え方を整理すること。
ア）事務所管内　　イ）県内　　ウ）中部地方整備局管内

・　営業拠点等とは技術者が１名以上常駐する拠点であり、等とは本社(店)、支社(店)あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

４）地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

地域連携業務など地域性を特に重視する業務については、地域での業務経験について、特定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として地域精通度（地域の業務経験）を特定要件として設定する。

①平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）業務における、地域での業務経験

次の順位で評価する。

ア）〇〇地域における〇〇に関する業務経験がある。

イ）△△地域における〇〇に関する業務経験がある。

ウ）その他

〇地域での業務経験に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
５	〇〇地域において〇〇に関する業務経験がある
３	△△地域における〇〇に関する業務経験がある
０	その他

- 地域の範囲及び業務経験の内容は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとすること。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理すること。
- 地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- 業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

５）企業信頼度（文書注意等の措置）に関する要件

全ての業務について、企業信頼度（文書注意等の措置）を特定要件として設定する。

【企業信頼度（文書注意等の措置）】
企画提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。
なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。

配　点	特　定　基　準
０	①該当なし
－２	②文書注意措置後１ヶ月
－１	③口頭注意措置後１ヶ月

６）参加表明者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から特に必要な場合、適宜、特定要件として企業信頼度等を設定することができる。

＜設定例＞

- 企業信頼度（特殊な企業活動）
  ※　業務実績以外に特殊な研究実績や関連する経験を有していることにより、当該業務の品質向上に特に寄与することが想定される等の場合は、特殊な企業活動について、特定要件として設定することができる。
- 企業信頼度（災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）
  ※　災害時の応急対応があり得る業務に関しては、災害復旧等の地域貢献度（災害復旧等に関する表彰、災害協定締結の有無、中部地整又はその他の機関の要請による活動実績等）等について、特定要件として設定することができる。
- 企業信頼度（ボランティアによる地域貢献）
  ※　中部地方整備局管内で中部地方整備局又は各自治体から河川・道路行政にかかるボランティア活動による表彰や感謝状の受賞の有無について、特定要件として設定することができる。

（２）配置予定技術者に関する特定要件設定

配置予定技術者については、原則として管理技術者を対象とするが、特に高度な調査検討を要する業務、大規模な業務、複数の分野の検討事項がある業務等については、業務を実施する上で必要不可欠な場合又は業務成果の品質を確保するために必要な場合等については、担当技術者又は照査技術者（１名を原則とし、それ以上必要と考えられる場合も極力少数とする）に対して特定要件を設定することができる。

１）資格に関する要件

資格に関する要件は、原則として特定要件として設定せず、資格の違いによる評価差を設けないものとする。

ただし、専門資格（発注者支援技術者、河川管理支援士等、業務に特に直結する資格）を重視する業務においては特定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として技術者資格を特定要件として設定する。

①技術者資格

次の順位で評価する。

ア）専門資格（発注者支援技術者、河川管理支援士等、業務に特に直結する資格）

イ）上記以外の資格

〇技術者資格を特定要件として設定する場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
５	専門資格（発注者支援技術者、施設等管理支援士（河川・道路）、業務に特に直結する資格）
０	上記以外の資格

「国土交通省登録技術者資格※」を活用する業務における、配置予定管理技術者、担当技術者の資格に関する要件は下記のとおりとする。

※「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

○「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者及び担当技術者の記載がある

①配置予定管理技術者

配　点	特　定　基　準
5	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学)、博士（理学)、博士（学術）（専門分野：○○に関する研究）
3	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：○○－業務：○○）
1	上記以外の応募要件として設定した資格

②配置予定担当技術者

配　点	特　定　基　準
3	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学)、博士（理学)、博士（学術）（専門分野：○○に関する研究）
	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：○○－業務：○○）
1	上記以外の応募要件として設定した資格

○「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある

①配置予定管理技術者

配　点	特　定　基　準
5	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学)、博士（理学)、博士（学術）（専門分野：○○に関する研究）
3	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：○○－業務：○○）
1	上記以外の応募要件として設定した資格

○「技術者資格登録簿」の区分に担当技術者のみ記載がある

①配置予定管理技術者

配　点	特　定　基　準

【プロポ：特定要件：配置予定技術者】

５	技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門） 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）（専門分野：○○に関する研究）
３	ＲＣＣＭ 地質調査技士【現場作業のある調査業務において設定】 土木学会認定技術者【特別上級、上級、１級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

②配置予定担当技術者

配　点	特　定　基　準
３	技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門） 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）（専門分野：○○に関する研究）
	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：○○－業務：○○）
１	上記以外の応募要件として設定した資格

２）業務実績に関する要件

原則として、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）同種又は類似業務の実績について、次の事項を特定要件として設定する。

①　平成１６年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の内容
　業務実績の内容、対象となる業務との関連性等を勘案し、５段階で評価する。

○同種又は類似業務の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

配　点	判　断　基　準
１０	業務実績の内容、対象となる業務との関連性等を勘案し、５段階の相対評価
６	
４	
２	
０	

・　業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務同種又は類似業務として認める。
・　業務実績は、業務実績を具体的に明らかにするため、業務の概要及び業務における立場と役割等を記載したレポート又は請負業務に関する概要書を提出させる。
・　業務実績の評価を行うため、３件の業務実績の提出を求めるものとし、業務実績の内容、対象となる業務との関連性等を勘案し、５段階の相対評価を行う。
・　複数の同種業務・類似業務を求め、同一業務の実績でなくても良いとした場合においても、３件の業務実績の提出を求めるものとし、同一業務における実績であるか否かも勘案して評価を行う。

3）技術者信頼度（優良表彰の有無）に関する要件

業務の技術難易度が高い場合等、優秀な技術者等の参画を期待する必要がある場合は、技術者の優良表彰の受賞の有無について特定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として技術者の優良表彰の受賞の有無を特定要件として設定する。

① 技術者の過去４年間の技術者優良表彰の受賞の有無

次の順位で評価する。

ア）中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績

イ）他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等

ウ）優良表彰の受賞実績無し

※「平成〇〇年以降（過去４年間)」は表彰受賞年で判断し、下記のとおりとする。

・Ｈ２６．７迄　：平成２２年～平成２５年

・Ｈ２６．８以降：平成２３年～平成２６年

〇技術者の優良表彰の有無に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
５	中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
１	他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等
０	優良表彰の受賞実績無し

・　優良表彰は、技術者が受賞したものを対象とし、業務表彰は対象外とする。

・　優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。

例：中部地方整備局以外の他の国の機関、土木学会等

なお、中部地方整備局及び他地方整備局の優良表彰は、発注業務の業種区分に該当する優良表彰のみを対象とする。

また、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰は、建設技術に関する業務や研究等で、発注業務に精通するものに限り、認めるものとし、他機関の表彰であっても表彰内容によっては、認められないものもある。

4）地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

業務の内容に照らし、技術者の当該地域での業務経験が業務成果等の品質に大きな影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上特に必要な場合又は業務の品質向上に寄与する場合は、地域精通度（地域での業務経験）について、特定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として設定する。

①平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）業務における、地域での業務経験

次の順位で評価する。なお、照査技術者としての実績は認めない。

ア）〇〇事務所管内における業務経験を有する。

イ）〇〇県内における業務経験を有する。

ウ）その他

〇地域精通度に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
５	事務所管内での業務経験を有する
３	県内での業務経験を有する
０	その他

・　業務経験の対象として設定する範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとすること。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理すること。

・　地域精通度（地域での業務経験）は、基本として、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。

・　業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

5）配置予定技術者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から真に必要な場合、適宜、特定要件として技術者信頼度（当該部門での従事期間）等を設定することができる。

＜設定例＞

・　技術者信頼度（当該部門での従事期間）

※　一般的な業務において、業務の技術難易度が高い場合等優秀な技術者等

の参画を期待する必要がある場合や、豊かな技術的経験により明確な品質向上が図られる場合は、技術者信頼度（当該部門での従事期間）について、特定要件として設定することができる。

（３）企画提案書に関する特定要件設定

１）チェックリスト

企画提案書及びヒアリングの評価を行うチェックリストについては次の項目に基づき作成し評価を行う。

〇項目の評価は、基本要素と加点要素で行う。
〇基本要素では最低限、業務実施上、必要と思われる条件等を確認する。
〇加点要素は業務に関連する技術的知識に富んでいる場合や提案内容の理解度が高い場合等の項目を設定する。

・基本要素は、競争参加資格を最低限有し、業務実施上、最低限必要と思われる条件等を確認する項目であり、該当していれば基本点を与える。（基本要素は、仕様や目的との整合性程度）
・加点要素は、基本要素で基本点を与えられた場合に評価を行う。
・加点要素の配点は、項目内容、項目数により適宜設定する。
・評点は、基本要素と加点要素の合計とする。（合計した評点が公表対象）

２）企画提案書に関する要件

企画提案書については、外部委員のみで組織された総合評価審査委員会において審査を行うものとする。また、業務内容によっては専門委員会を設置し、審査を行うことができるものとする。

委員会は、必要に応じ、応募者から企画提案の内容についてプレゼンを求めることができるものとする。

また、企画提案書の記載内容が、次の事項に該当する場合は特定しない。

① 内容が殆ど記載がされておらず、提案内容が判断できない。
② 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
③ 実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
④ 実施方針と業務実施体制のいずれかが０点の場合
⑤ 原則として、企画提案の評価において満点の６０%に満たない評価値の場合。

・ 評価値の最上位者が６０%に満たない場合、６０%に近い評価値を得た者を例外的に特定することがある。

〇企画提案書の評価項目のとりまとめ

総合評価審査委員会で審査するための基礎資料として以下の資料作成を行う。

提出された企画提案書の内容の確認を行い、企画提案書から評価できる項目を抽出し、提案内容の妥当性等について評価できる理由及びその根拠となる資料を作成・整理するものとする。

また、評価項目別に整理した結果を一覧表に整理するものとする。

なお、委員会で審査する際に企画提案書の提出者が特定できないように留意すること。

〇評価項目のとりまとめの考え方（例）

評価項目の着目点	評価項目の着目点の考え方	
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価	
	着目点	・目的、条件、内容の理解度 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・業務実施上の課題や留意点の明確さと、その対応策についての記載内容の適切性 ・業務成果の品質向上に関する記載内容の適切性
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価	
	着目点	・業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載内容の妥当性 ・セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容の妥当性 ・業務を遂行する上での工夫点の妥当性
特定テーマ	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を充分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価	
	着目点	・業務の特性や地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解しており、問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技術的知見に基づく解析手法、検討手法の提案がある。 ・業務の特性や難易度に応じた高度かつ適切な解析手法、検討手法の提案がある。 ・工学的知見に基づく前例のないような提案や独創的な解析手法、検討手法の提案がある。

・　企画提案書の評価は、実施方針、業務実施体制、特定テーマ毎に実施する。
・　複数の特定テーマを求めている場合で、各テーマが関連する場合は、特定テーマ間の整合性等を評価する。

3）ヒアリングに関する要件

ヒアリングについては、基本事項の確認のみとし、選定した全ての者を対象として実施する。
また、客観的に評価できるチェックリストを作成し、評価を行う。
なお、ヒアリングでの聞き取り内容が、次の事項に該当する場合は特定しない。

① 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
② 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
② 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切。

〇ヒアリングの評価の考え方

着目点	着目点の考え方	
技術者としての基本的な技術力	業務内容を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価	
	着目点	・技術者自身の業務実績に自ら主体的に携わったことが認められる ・業務実施上の課題や留意点を把握ししている ・業務に関連する技術的知識の保有が確認できる ・業務経験が豊富であると伺える　等
企画提案書の内容に関する知識	業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や企画提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価	
	着目点	・業務の目的、内容又は企画提案（実施方針、特定テーマ等）の内容を把握しており、すべての質問に対して適切な回答がある ・企画提案の内容について、技術的根拠に基づき説明できる ・業務に関連する技術基準、指針、事例等の最新の情報に関し、知識を保有している ・企画提案の内容に関し、的確な補足説明がある　等

（４）その他の特定要件設定

１）業務規模（参考見積）に関する要件

原則として、参考業務規模を設定し、次の項目に基づき参考見積を特定要件として設定する。

① 本業務の参考業務規模は〇〇百万円（税抜き）程度を想定している。
　なお、本業務のその他経費の割合及び業務価格に占める一般管理費等の割合については、α＝〇〇%、β＝〇〇%とする。

② 参考見積
本業務に係る参考見積を提出すること。
- 参考見積価格が、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には、特定しない。
- 参考見積（様式自由）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし、特定しない。
- 積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。
- 記載様式は特に定めないが、Ａ４版１枚程度に記載する。

なお、特に高度な調査検討を要する業務等において、これまでに例を見ない特殊な業務内容や業務の実施手法の大半について技術提案が必要な場合については、参考業務規模を設定しないことができる。この場合は、次の事項を参考として参考見積を特定要件として設定することもできる。

①’本業務は参考業務規模を設定していない。

②’本業務に係る参考見積を提出すること。
- 業務目的を達成できないと判断される技術提案内容の見積の場合、又は技術提案の内容と見積の整合が明らかにとられていない場合には、特定しない。
　なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。
- 記載様式は特に定めないが、Ａ４版１枚程度に記載する
- 参考見積（様式自由）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし、選定しない。

③’参考見積額の評価

〇業務規模は、税抜き（説明書に記載する金額）とする。

【プロポ：特定要件：その他】

〇参考見積は、必ずヒアリング時等に内容を確認し、判断すること。

〇参考業務規模を設定しない場合の参考見積に関する評価については、個別に検討し、設定すること。

４．ヒアリングの考え方

（１）ヒアリングの考え方

ヒアリングの期間は、原則として２～３日の幅をもって設定し、説明書にその旨を明記する。

参加表明者の出席者については、説明書等に明記し、明記した者以外の出席は認めない。

（２）ヒアリングの実施体制

１）ヒアリングの期間は、原則として、発注業務担当課の課長又は課長相当の他、所長、副所長又は副所長相当、発注業務担当課以外の技術系の課の課長又は課長相当が行うこととし、建設コンサルタント選定委員会の委員（評価者と同一者でも可）が同席すること（最低１名は発注業務担当課以外の者を加えること）。

２）発注者側の出席者は３人を基本とし、追加する場合は奇数人数で対応する。

３）ヒアリングには、発注業務担当係長が同席しても良い。

４）応募要件、選定要件又は特定要件として、担当技術者又は照査技術者の要件設定をした場合は、企画提案書提出者の出席者として、管理技術者に加え、原則として設定した全ての担当技術者又は照査技術者の出席を求める。

５）ヒアリングの実施体制は以下を基本とする。

		ヒアリング出席者及び評価者
企画提案書提出者	担当技術者等の要件がある	・配置予定管理技術者 ・設定した全ての配置予定担当技術者等
	担当技術者等の要件がない	・配置予定管理技術者 ※配置予定担当技術者等の同席を認めない
発注者	本局	以下の中から３名を選出し評価を行う。 ・発注業務担当課の課長補佐以上 ・発注業務担当課以外の技術系課長補佐以上 ・技術審査室の課長補佐以上 また、以下のものが同席する。 ・建設コンサルタント選定委員会の委員（１名以上）
	事務所	以下の中から３名を選出し評価を行う。 ・所長、副所長又は副所長相当 ・発注業務担当課の課長又は課長相当 ・発注業務担当課以外の技術系課長又は課長相当 また、以下のものが同席する。 ・建設コンサルタント選定委員会の委員（１名以上）

（３）ヒアリングの実施方法

１）ヒアリングは、説明書で明示した日程で実施する。

２）ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、選定した全ての者を対象として実施するものとする。

３）要件で、担当技術者又は照査技術者を求めた場合は原則として管理技術者に加えて、設定した技術者を全てを対象にヒアリングを実施する。

４）応募要件の確認及び基本要素については管理技術者を対象に確認・評価を行う。

５）但し、担当技術者又は照査技術者に応募要件を設定した場合は、併せて対象として確認・評価を行う。

６）加点要素については、出席した技術者を総合して確認・評価する。

５．評価内容の担保

（１）企画提案の特記仕様書への反映

プロポーザル方式で特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

・特定した企画提案において、他者と比較して優位であった内容
・特定した企画提案に記載された既存検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
・特定された企画提案に記載された既存検討項目に記載されていない新たな追加検討項目

また、プロポーザル方式の手続きを行う際に添付する特記仕様書案については、特定後に企画提案を反映しやすいように、特に企画提案を受ける項目について、特記仕様書の記載方法を工夫するものとする。

（特記仕様書案の記載例）

なお、具体的な手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された企画提案の内容を受けて決定するものとする。

（２）反映内容の担保

特記仕様書に反映された企画提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補を請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

また、業務成績評定の減点対象とする。

Ⅴ　総合評価落札方式における要件設定と審査

Ⅴ－１　一般競争総合評価落札方式

１．競争参加資格要件

競争参加資格要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、必要最低限の要件とし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

（１）入札参加希望者に関する競争参加資格要件設定

１）基本的要件

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

また、本要件が適用される期間は、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期限から入札日である。

なお、（２）は、設計共同体を設定する場合に適用する。

（１）単体企業

① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第165号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成２５・２６年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加の認定を受けていなければならない。

（２）設計共同体

（１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇〇年〇〇月〇〇日付中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成〇〇年度　〇〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

【総合評価：競争参加資格要件：入札参加希望者（企業）】

＜設定にあたっての留意点＞

- 入札参加希望者が、一般競争（指名競争）参加資格の「新規の認定」及び「地整の追加認定等」が必要な場合、審査に約１ヶ月必要なため、手続きの日程設定には注意すること。
- 入札参加希望者が、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出をし、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、本要件を満たしていないことが確認できた場合は入札を無効にする手続きを行う。
- 企業の得意分野を活かした業務の品質向上対策等の観点から、建設コンサルタント業務等を発注する際には単体企業に加え、原則として、設計共同体にも参加を認めるものとする。（詳細はP177参照）

２）業務実績に関する要件

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために次の事項を競争参加資格要件として設定する。

① 入札参加希望者は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）した同種又は類似業務において、１件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、再委託等により行ったものは実績として認めない。

（同種業務）

ア．〇〇に関する業務

イ．△△に関する業務

※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：〇〇及び△△に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

なお、契約の目的である業務を実施するため必要な技術や設備等そのものを明示することができる場合には、業務実績を競争参加資格要件とはせず、次の事項を参考として当該技術又は設備等を有することを競争参加資格要件とする。

【総合評価：競争参加資格要件：入札参加希望者（企業）】

①’競争参加資格確認申請書を提出する者は、〇〇に関する研究実績（技術や設備を明示する）を有さなければならない。

＜設定にあたっての留意点＞

- 同種業務、類似業務ともできるだけシンプルな表現（一般的な用語で具体的に）で幅広に設定すること。
- 業務実績は、民間コンサルタント等でも蓄積可能な実績とし、同種業務において最低でも１０者以上がテクリス等で確認できる業務実績にするとともに、さらに類似業務で対象を拡大し設定すること。

  なお、同種業務で、３０者程度以上確認できる場合は、同種業務のみの設定とする。
- 業務実績は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合は、これに因らないことができるものとする。

  ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定しないことができる。

  イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。
- 業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。
- 発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
- 地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
- 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
- 例外的に業務実績として複数回の実績を求める場合は、その回数について合理的・実証的根拠を整理した上で、要件として設定すること。
- 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。

【総合評価：競争参加資格要件：入札参加希望者（企業）】

・　設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。
・　設計共同体による実績は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。
・　業務実績は、１件以上の実績を競争参加資格要件として設定するが、業務成績の評価を行うため、過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「○○」に該当する業務の実績がない場合は、過去４年間に他機関から受注した実績の提出を求めること。

※「○○」は、入札説明書の別表－１のTECRIS該当業務分野（P.178）を示す。

３）中立性・公平性に関する要件

次に該当する場合、競争参加資格要件として設定することができる。
ア）特定の企業･個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合
イ）意思決定の中立性が業務執行上特に必要な場合
中立性・公平性を要件に設定する場合は、次の事項を参考とする。

【建設業者との中立性・公平性】

競争参加資格確認申請書を提出する者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注工事の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

※　「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。

※　「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

・　一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。

・　一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

＜入札説明書の留意事項に記載する例＞

○　本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中は、当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中に当該事務所発注工事に参加してはならない

なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。

また、「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

・　一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。

・　一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【総合評価：競争参加資格要件：入札参加希望者（企業）】

【建設コンサルタント等との中立性・公平性】

競争参加資格確認申請書を提出する者は、競争参加資格確認申請書提出期限の時点において、当該事務所発注業務の受注者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

※　「発注業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の再委託（軽微な部分を除く）の受託を行っていることをいう。

※　「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

- 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。
- 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

＜入札説明書の留意事項に記載する例＞

○　本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中に当該事務所発注業務の入札に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、平成２６年度の当該事務所発注業務の入札に参加してはならない。

なお、「業務に参加」とは、当該業務の入札に参加すること、当該業務の再委託（軽微な部分を除く）の受託をいう。

また、「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

- **一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。**
- **一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。**

＜設定にあたっての留意点＞

- 中立性・公平性に関する要件は、最小限必要な相手を設定すること。
- 競争参加資格要件とする場合、本要件が必要な具体的な理由を整理すること。
- ア）特定の企業･個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合は、次のとおり。
  例：積算、許認可審査、用地補償総合技術等の業務
- イ）意思決定の中立性が業務執行上特に必要な場合は次のとおり。
  例：技術基準立案、政策立案、制度立案等の業務

４）守秘性に関する要件

次に該当する場合、競争参加資格要件として設定することができる。
ア）特定の企業･個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合
守秘性を要件に設定する場合は次の事項を参考とする。

① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的に実施していること。

＜設定にあたっての留意点＞

- 競争参加資格要件として設定する場合は、特に高度な守秘性が業務の実施上必要な理由を整理すること。
- ア）特定の企業･個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合は、次のとおり。
  例：積算、用地補償総合技術、企業情報・個人情報を取り扱う業務

５）業務拠点に関する要件

次に該当する場合は、競争参加資格要件として設定することが出来る。
ア）業務執行上等の理由から品質向上等に寄与することが想定され、本要件を含め競争参加資格要件を満たす者が３０者程度以上確保できる場合
イ）本要件以外の競争参加資格要件を著しく多数の者が満たすことが想定される場合

＜１：１～１：２の場合＞

① ○○県内（又は○○事務所管内）に営業拠点等を有するものでなければならない。
※ 営業拠点等とは、技術者が１名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等をいう。

なお、地域を限定することができない場合は次の事項とする。

①’中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

【総合評価：競争参加資格要件：入札参加希望者（企業）】

＜１：３の場合＞

① 中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。
※ 営業拠点等とは、技術者が１名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等をいう。

なお、特に地域を限定することが必要な場合は次の事項とする。

①’〇〇県内に営業拠点等を有するものでなければならない。

営業拠点等とは技術者が１名以上常駐する拠点であり、業務の内容に応じて、次のいずれかによる。

ア）本社(店)、支社(店)又は営業所等
イ）本社(店)又は支社(店)等
ウ）本社(店)等
エ）本業務の配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行っているところ
※等とは本社(店)、支社(店)あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

＜設定にあたっての留意点＞

- 応募要件を満たす者が３０者程度以上確保できる場合は、県内又は事務所管内に本社(店)等、あるいは、本社(店)又は支社(店)を有する者としても良い。
- 応募要件として設定する際は、所在地及び営業拠点等の設定根拠を整理すること。

（２）配置予定技術者に関する競争参加資格要件設定

配置予定技術者に対する競争参加資格要件は、原則として管理技術者に対して競争参加資格要件を設定する。

なお、評価値配点割合１：３の業務については、業務を実施する上で必要不可欠な場合又は業務成果の品質を確保するために必要な場合等については、担当技術者又は照査技術者（１名を原則とし、それ以上必要と考えられる場合も極力少数とする）に対して競争参加資格要件を設定することができる。この場合、当該要件を設定しなければならない理由等を整理すること。

１）資格に関する要件

次の①を競争参加資格要件として設定する。

【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査の場合】

① 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、１級土木技術者（平成２２年度迄の特別上級、上級、１級技術者も含む）、ＲＣＣＭ（ＲＣＣＭと同等の能力を有する者も含む）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- 関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

また、業務の内容に応じ、①に下記の関連資格を追加できる。

【関連資格】

技術士（総合技術監理部門－応用理学、環境）、技術士（応用理学部門、環境部門）、１級土木施工管理技士、地質調査技士、発注者支援技術者（土木）Ⅰ種、発注者支援技術者（土木）Ⅱ種、河川管理支援士、道路管理支援士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等

「国土交通省登録技術者資格※」が対象とする業務については、下記を応募要件とする。なお、業務の内容に応じて資格を設定すること。

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有する

こと。
業務の内容に応じて資格を設定する。
①技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門)
②博士（工学)、博士（理学)、博士（学術）（専門分野：〇〇に関する研究）【研究業務等高度な技術検討や学識的見識を要する場合に設定する。】
③国土交通省登録技術者資格※（施設分野：〇〇－業務：〇〇）【当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野－業務」に該当があり、かつ、「知識を求める者」として管理技術者に係る資格の記載がある場合】
④ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く）
⑤地質調査技士【現場作業のある調査業務において設定】
⑥土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く）
⑦コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】

⑧土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】
■④～⑧等の業務内容に応じた民間資格の設定に際しては、国土交通省登録技術者資格の適用の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意する。
■「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）
■測量業務における測量士については要件として設定しない。

【測量の場合】

① 測量士の資格を有している者であること。

【総合評価：競争参加資格要件：配置予定技術者】

【補償関係コンサルタント業務の場合】

① 補償コンサルタント登録規程第２条第１項別表に掲げる〇〇部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第３条に掲げる〇〇部門に係る補償業務管理士

＜設定にあたっての留意点＞

・技術者の資格は、参加機会をできるだけ拡大し競争性を高めるとの観点から設定すること

・技術士は、専門部門の限定までを標準とし、業務の特性に応じて、河川、道路等の専門分野を設定しても良いこととするができるだけ幅広の設定を行うこと。

・土木学会認定技術者及びＲＣＣＭについては、専門部門又は専門分野の限定を行わないことを標準とし、業務の特性に応じて、河川、道路等の専門分野を設定しても良いこととするができるだけ幅広の設定を行うこと。

・ＲＣＣＭと同等の能力を有する技術者とは、次の者をいう
　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者

・関連資格は、筆記試験又は面接試験など適切な試験方法により認定されるものを対象とし、経歴審査や講習会受講あるいは研修により付与されるものは設定しない。

・　関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績については、経歴書及び著述、論文、委員会活動又は業務実績を具体的に明らかにするため、概要書を提出させる。概要書には、著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載させること。
　関連分野の２０年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において２０年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。
　なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。
　十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として１０件以上の経験を有する者とする。

２）業務実績に関する要件

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するために次の事項を競争参加資格要件として設定する。

① 配置予定技術者は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）同種又は類似業務において、１件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。なお、照査技術者としての実績は認めない。

（同種業務）

ア．〇〇に関する業務

イ．△△に関する業務

※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：〇〇及び△△に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自らが主体的に関わったものに限る。

＜設定にあたっての留意点＞

- 同種業務又は類似業務の設定にあたっては、できるだけシンプルな表現（一般的な用語で具体的に）で幅広に設定すること。
- 業務実績は、民間コンサルタント等の技術者でも蓄積可能な実績を同種業務として設定し、さらに類似業務で対象を拡大し設定すること。
- 業務実績は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。

ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定しないことができる。

イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。

【総合評価：競争参加資格要件：配置予定技術者】

- 業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。
- 発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
- 地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
- 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
- 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務又は都道府県等における業務あるいは関連する経験等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
- 業務実績については、必要に応じて業務実績を証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。）
- 業務実績は、１件以上の実績を競争参加資格要件として設定するが、業務成績の評価を行うため、過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において○○に該当する業務の実績がない場合は、過去４年間に他機関から受注した実績の提出を求めること。

  ※「○○」は、入札説明書の別表－１のTECRIS該当業務分野（P.178）を示す。

3）手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を競争参加資格要件として設定する。
ただし、次の場合は、手持ち業務量を競争参加資格要件として設定しないことができる。

ア）小規模業務（５百万円以下程度）の場合。
イ）業務内容が、過去に例の少ないもの等の理由により、適切な同種又は類似業務が設定出来ない場合。

① 管理技術者及び担当技術者としての手持ち業務（公告日現在）（本業務を含まず特定後未契約のものを含む）の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者。

ただし、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は２億円未満、件数は５件未満とする。

【総合評価：競争参加資格要件：配置予定技術者】

「手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者。」とは、技術者の手持ち業務の制限量を記載しているものであり、契約金額が４億円以上、又は、件数が１０件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

同様に調査基準価格を下回る金額で落札した業務を手持ち業務として有する場合には契約金額が２億円以上、又は、件数が５件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

＜設定にあたっての留意点＞

・　難度が高い詳細設計業務等のように照査が特に重要な業務については、照査技術者に対し、競争参加資格要件を設定することができる。

４）直接的な雇用関係に関する要件

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者となる可能性が懸念される場合、又は中立・公正性や守秘性等の競争参加資格要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を競争参加資格要件として設定することができる。

①　本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

５）配置予定技術者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から真に必要な場合、適宜、競争参加資格要件として地域精通度等を設定することができる。

＜設定例＞

・　地域精通度（地域での業務経験）

※　技術者の当該地域での経験が業務成果等の品質に特に大きな影響を与える場合や、当該地域での経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかな場合は、地域精通度（地域での業務経験）について、競争参加資格要件として設定することができる。

（３）技術提案書に関する要件

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。
また、特定テーマは、業務内容に応じ求めることができるものとし、評価値配点割合が１：３の業務については必ず設定することとし、１：２の業務は、特定テーマを設定しないことを標準とし、業務の内容に応じて設定することができるものとする。
なお、１：１の業務については、特定テーマを設定しないものとする。
特定テーマを設定する場合は、１テーマを基本とする。

① 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。
ア）実施方針
イ）業務実施体制
ウ）特定テーマ
本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

＜設定にあたっての留意点＞

・総合評価落札方式は、業務の仕様は確定しているが、実施方針や実施手順、技術的工夫を求めることにより、より品質の高い成果が期待できる業務であり、特定テーマは、業務の仕様に基づき技術的な工夫として、業務を進めるための手法の提案や留意点、視点について求めるものとする。この場合、成果の一部の提出を求めるものではないことに留意すること。また、業務の仕様自体を求めるものではないことに、留意すること。
・特定テーマは、評価値配点割合が１：３の業務については必ず設定することとし、１：２の業務は、特定テーマを設定しないことを標準とし、業務の内容に応じて設定することができるものとする。なお、１：１は特定テーマを設定しないものとする。
・特定テーマを設定する場合は、１テーマを基本とする。
・技術提案書については、実施方針でＡ４判２枚以内、業務実施体制でＡ４判１枚以内、特定テーマは~~そ~~１テーマにつきＡ４判２枚以内【特定テーマに応じてＡ４判２枚以内とすることができる。】の提出を求めるものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付させることとする。なお、補足資料は、提出枚数を限定しない。

（４）その他の競争参加要件設定

１）業務実施体制に関する要件

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

① 競争参加資格確認申請書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

・再委託の内容が、主たる業務の場合。
・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

２）競争参加資格を与えない要件

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件を示す際に提示する。

① 技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。
　ア）技術提案書の提出が無い場合や、内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
　イ）技術提案書の各様式（実施方針、業務実施体制、特定テーマ）の注記に反する記載がされている場合。
② 見積書の提出を求める業務においては、見積書の提出が無い場合。

＜設定にあたっての留意点＞

・　提出された技術提案書について、上記に該当する場合は競争参加資格を与えない。
・　なお、技術提案書の内容について上記以外の内容については、競争参加資格確認通知以降実施し、競争参加資格が無いと判断される場合は、入札を無効とする。
　確認内容の詳細については、５．入札を無効にする要件で記載している。

－参考－

＜入札を無効とする要件＞

すべての業務について、次の事項を入札説明書に記載する。

入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

① 技術提案書の記載内容又は技術提案に関するヒアリングの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。
　ア）技術提案書
　　・　業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
　　・　実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
　　・　実施方針と業務実施体制のいずれかが０点の場合
　イ）技術提案に関するヒアリング（ヒアリングを実施する場合）
　　・　技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
　　・　本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
　　・　質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

２．技術点の評価基準

■各要件の評価は２～５段階で実施する。各要件において、何段階の評価とするかについては、業務内容、評価項目等により適宜設定すること。

■評価における配点の考え方は、業務内容に応じ適切に設定するものとする。
※各要件の配点のウェートについては、入札説明書に明記する。

■技術点の合計点は６０点とし、配点割合等を変更した場合でも変更しない。

■技術点の付与は、評価基準に基づき評価した技術点の合計点を付与する。

（１）入札参加者に関する要件

１）業務実績に関する要件

原則として、同種又は類似業務の実績について、次の事項を評価項目として設定する。

なお、競争参加資格要件として設定していない場合は、評価項目として設定しないことができる。

① 平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）同種又は類似業務の実績の内容

次の順位で評価する。

ア）同種業務の実績がある。

イ）類似業務の実績がある。

〇同種又は類似業務の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

配　点		評　価　基　準
ﾋｱﾘﾝｸﾞ無し	ﾋｱﾘﾝｸﾞ有り	
１	１	同種業務の実績がある
０	０	類似業務の実績がある

・　業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務同種又は類似業務として認める。

・　複数の同種業務・類似業務を求め、同一業務の実績ではなくても良いとした場合においては、確認に必要な件数の業務実績の提出を求め評価するものとする。

２）業務成績に関する要件

原則として、業務成績について、次の事項を評価項目として設定する。

① 業務成績

過去４年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。

なお、過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野が「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）において過去４年間に同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。

ア）中部地方整備局発注業務における平均点が76点以上

イ）中部地方整備局発注業務における平均点が74点以上76点未満

ウ）中部地方整備局発注業務における平均点が72点以上74点未満

エ）中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上72点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去４年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある

〇業務成績に関する評価は以下を標準とする。

配　点		評　価　基　準
ヒアリング無し	ヒアリング有り	
４	４	中部地方整備局発注業務における平均点が76点以上
３	３	中部地方整備局発注業務における平均点が74点以上76点未満
２	２	中部地方整備局発注業務における平均点が72点以上74点未満
１	１	中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上72点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去４年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
０	０	中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野が「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、他機関において過去４年間に同種又は類似業務の受注実績が無い

※「〇〇」は、入札説明書の別表－１のTECRIS該当業務分野を示す。(P.178)

【総合評価：技術点の評価基準：入札参加者（企業）】

※入札説明書の「○．その他」に「過去４年間」の定義を以下のように記載すること。

記載例
○）業務成績における「過去４年間」とは、平成○○年度～平成○○年度を示す。

注）下線の年度の「平成○○年度～平成○○年度」は以下の通り。
- Ｈ２６．７迄　：平成２１年度～平成２４年度
- Ｈ２６．８以降：平成２２年度～平成２５年度

３）企業信頼度（優良表彰の有無）に関する要件

より優良な企業の参画を期待する場合は、企業の優良表彰の受賞の有無について評価項目として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として企業の優良表彰の受賞の有無を評価項目として設定する。

① 企業における過去４年間の業務優良表彰の受賞の有無
次の順位で評価する。
ア）中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
イ）他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等
ウ）優良表彰の受賞実績無し

※「過去４年間」は表彰年で判断し、下記の通りとする。
- Ｈ２６．７迄　：平成２２年～平成２５年
- Ｈ２６．８以降：平成２３年～平成２６年

○企業の優良表彰の有無に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
2	中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
1	他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等
0	優良表彰の受賞実績無し

・　優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、業務成果についての他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰実績を認める。
例：中部地方整備局以外の他の国の機関、土木学会等
又、全国レベルの公的機関で中部に支部等があり、その支部等レベルでの賞の受賞、表彰したものも認める。

なお、中部地方整備局及び他地方整備局の優良表彰は、発注業務の業種区分に該当する優良表彰のみを対象とする。

また、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰は、建設技術に関する業務や研究等で、発注業務に精通するものに限り、認めるものとし、他機関の表彰であっても表彰内容によっては、認められないものもある。

4）業務拠点に関する要件

営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する業務の場合は、営業拠点等の所在地について評価項目として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として営業拠点の所在地を評価項目として設定する。

① 営業拠点等の所在地

次の順位で評価する。

ア）〇〇事務所管内に営業拠点等を有する。

イ）〇〇県内に営業拠点等を有する。

ウ）中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。

〇競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を中部地方整備局管内としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配　点		評　価　基　準
ヒアリング無し	ヒアリング有り	
2	1	事務所管内に営業拠点等を有する
1		県内に営業拠点等を有する
0	0	中部地方整備局管内に営業拠点等を有する

〇競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「県内」としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配　点		評　価　基　準
ヒアリング無し	ヒアリング有り	
2	1	事務所管内に営業拠点等を有する
0	0	〇〇県内に営業拠点等を有する

【総合評価：技術点の評価基準：入札参加者（企業）】

〇競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「事務所管内」としている場合は、業務拠点を評価せず、下記による配点の振り替えを標準とする。

	標準配点	振り替え配点
ﾋｱﾘﾝｸﾞ無し	２	企業：業務実績　１点追加し２点とする 業務成績　76点以上に１点追加し５点とする
ﾋｱﾘﾝｸﾞ有り	１	企業：業務実績　１点追加し２点とする

・　所在地として設定する範囲は、次の範囲を標準とするが、設定にあたっては競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、考え方を整理すること。

　ア）事務所管内　　イ）県内　　ウ）中部地方整備局管内

・　業務拠点に関する評価を設定する場合は、地域での業務経験に関する要件は設定しない。

・　営業拠点等とは技術者が１名以上常駐する拠点であり、等とは本社(店)、支社(店)あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

５）地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

地域連携業務など地域性を特に重視する業務については、地域での業務経験について、評価項目として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として地域精通度（地域の業務経験）を評価項目として設定する。

① 平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）業務における、地域での業務経験

次の順位で評価する。

ア）〇〇地域における〇〇に関する業務経験がある。

イ）△△地域における〇〇に関する業務経験がある。

ウ）その他

〇地域での業務経験に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
2	〇〇地域において〇〇に関する業務経験がある
1	△△地域における〇〇に関する業務経験がある
0	その他

・　地域の範囲及び業務経験の内容は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとすること。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理すること。

・　地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。

・　業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

※地域での業務経験に関する要件を設定する場合は、業務拠点に関する評価は設定しない。

６）企業信頼度（災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）に関する要件

災害時の応急対応があり得る業務に関しては、災害復旧等の地域貢献度（災害復旧等に関する表彰、中部地整又はその他の機関の要請による活動実績等）、災害協定締結の有無について、評価項目として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無を評価項目として設定する。

① 中部地整管内において、過去２年間の災害復旧等に関する表彰又は感謝状の有無、過去５年間の中部地整又はその他の機関の要請による災害支援活動実績の有無、災害協定締結の有無、

次の順位で評価する。

ア）中部地整管内において、災害復旧等に関する表彰又は感謝状の受賞実績がある。

イ）中部地整管内において、中部地整又はその他の機関の要請による災害支援活動実績がある。

ウ）中部地整管内において、災害協定を締結している。

エ）該当がない。

※「過去２年間」とは、表彰受賞年で判断し、下記の通りとする。

・平成２４年以降（公告日現在まで）

※「過去５年間」とは、災害支援活動実績の年度で判断し、下記の通りとする。

・平成２１年度以降（公告日現在まで）

〇企業信頼度（災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）を評価項目として設定する場合の考え方は以下を標準とする。

配　点	評　価　基　準
３	中部地整管内において、災害復旧等に関する表彰又は感謝状の受賞実績がある。
２	中部地整管内において、中部地整又はその他の機関の要請による災害支援活動実績がある。
１	中部地整管内において、災害協定を締結している。
０	該当がない。

【総合評価：技術点の評価基準：入札参加者（企業）】

・　災害復旧等に関する表彰又は感謝状の受賞実績は、中部地整からの受賞の他、中部地整管内の県、市町村からの受賞を対象とする。

・　災害協定は、中部地整と協定を締結している場合の他、中部地整管内の県、市町村と協定を締結している場合を対象とする。

7）企業信頼度（文書注意等の措置）に関する要件

【企業信頼度（文書注意等の措置）】
技術提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。
なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。

配　点	特　定　基　準
０	①該当なし
－２	②文書注意措置後１ヶ月
－１	③口頭注意措置後１ヶ月

8）入札参加者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から特に必要な場合、適宜、評価項目として企業信頼度等を設定することができる。

＜設定例＞

- 企業信頼度（特殊な企業活動）
  ※　業務実績以外に特殊な研究実績や関連する経験を有していることにより、当該業務の品質向上に特に寄与することが想定される等の場合は、特殊な企業活動について、評価項目として設定することができる。
- 企業信頼度（ボランティアによる地域貢献）
  ※　中部地方整備局管内で中部地方整備局又は各自治体から河川・道路行政にかかるボランティア活動による表彰や感謝状の受賞の有無について、評価項目として設定することができる。

（２）配置予定技術者に関する要件

配置予定技術者については、原則として管理技術者を対象とするが、評価値配点割合比率１：３の業務において、業務を実施する上で必要不可欠な場合又は業務成果の品質を確保するために必要な場合等については、担当技術者又は照査技術者（１名を原則とし、それ以上必要と考えられる場合も極力少数とする）に対して評価項目を設定することができる。

１）資格に関する評価

資格に関する要件は、原則として評価項目として設定せず、資格の違いによる評価差を設けないものとする。

ただし、専門資格（発注者支援技術者、河川管理支援士等、業務に特に直結する資格）を重視する業務においては評価項目として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として技術者資格を評価項目として設定する。

①技術者資格

次の順位で評価する。

ア）専門資格（発注者支援技術者、河川管理支援士等、業務に特に直結する資格）

イ）上記以外の資格

〇技術者資格を特定要件として設定する場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
５	専門資格（発注者支援技術者、河川管理支援士等、業務に特に直結する資格）
０	上記以外の資格

「国土交通省登録技術者資格※」を活用する業務における、配置予定管理技術者、担当技術者の資格に関する要件は下記のとおりとする。

※「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

○「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者及び担当技術者の記載がある

①配置予定管理技術者

配　点	特　定　基　準
5	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学)、博士（理学)、博士（学術）（専門分野：○○に関する研究）
3	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：○○ー業務：○○）
1	上記以外の応募要件として設定した資格

②配置予定担当技術者

配　点	特　定　基　準
3	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学)、博士（理学)、博士（学術）（専門分野：○○に関する研究）
	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：○○ー業務：○○）
1	上記以外の応募要件として設定した資格

○「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある

①配置予定管理技術者

配　点	特　定　基　準
5	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学)、博士（理学)、博士（学術）（専門分野：○○に関する研究）
3	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：○○ー業務：○○）
1	上記以外の応募要件として設定した資格

○「技術者資格登録簿」の区分に担当技術者のみ記載がある

①配置予定管理技術者

配　点	特　定　基　準
5	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部

	門） 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）（専門分野：〇〇に関する研究）
３	ＲＣＣＭ 地質調査技士【現場作業のある調査業務において設定】 土木学会認定技術者【特別上級、上級、１級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

②配置予定担当技術者

配　点	特　定　基　準
３	技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門） 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）（専門分野：〇〇に関する研究）
	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：〇〇ー業務：〇〇）
１	上記以外の応募要件として設定した資格

２）業務実績に関する要件

原則として、同種又は類似業務の実績について、次の事項を評価項目として設定する。

なお、競争参加資格要件として設定していない場合は、評価項目として設定しないことができる。

① 平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）同種又は類似業務の実績の内容

次の順位で評価する。なお、照査技術者としての実績は認めない。

ア）同種業務の実績がある。

イ）類似業務の実績がある。

〇同種又は類似業務の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

配　点		評　価　基　準
ヒアリング無し	ヒアリング有り	
２	１	同種業務の実績がある
０	０	類似業務の実績がある

・　業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務同種又は類似業務として認める。

・　複数の同種業務・類似業務を求め、同一業務の実績ではなくても良いとした場合においては、確認に必要な件数の業務実績の提出を求め評価するものとする。

３）業務成績に関する要件

原則として、中部地方整備局発注業務の業務成績について、次の事項を評価項目として設定する。

① 業務成績

過去４年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「○○」に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。

なお、過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「○○」に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野が「○○」に該当する業務の受注実績が無い場合で、他機関という。において過去４年間に同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。

ア）中部地方整備局発注業務における平均点が７７点以上
イ）中部地方整備局発注業務における平均点が７５点以上７７点未満
ウ）中部地方整備局発注業務における平均点が７３点以上７５点未満
エ）中部地方整備局発注業務における平均点が６０点以上７３点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「○○」に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去４年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある

○業務成績に関する評価は以下を標準とする。

配　点		評　価　基　準
ヒアリング無し	ヒアリング有り	
４	４	中部地方整備局発注業務における平均点が77点以上
３	３	中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上77点未満
２	２	中部地方整備局発注業務における平均点が73点以上75点未満
１	１	中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上73点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「○○」に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去４年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
０	０	中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野が「○○」に該当する業務の受注実績が無い場合で、他機関において過去４年間に同種又は類似業務の受注実績が無い

※「○○」は、入札説明書の別表－１のTECRIS該当業務分野を示す。(P.178)

【総合評価：技術点の評価基準：配置予定技術者】

※入札説明書の「○．その他」に「過去４年間」の定義を以下のように記載すること。

記載例
○）業務成績における「過去４年間」とは、平成○○年度～平成○○年度を示す。

注）下線の年度の「平成○○年度～平成○○年度」は以下の通り。
- Ｈ２６．７迄　：平成２１年度～平成２４年度
- Ｈ２６．８以降：平成２２年度～平成２５年度

４）技術者信頼度（優良表彰の有無）に関する要件

原則として､技術者の優良表彰の受賞の有無について評価項目として設定する。

① 技術者における過去４年間の技術者優良表彰の受賞の有無次の順位で評価する。

ア）中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
イ）他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等
ウ）優良表彰の受賞実績無し

※「過去４年間」は表彰授賞年で判断し、下記のとおりとする。
Ｈ２６．７迄　：平成２２年～平成２５年
Ｈ２６．８以降：平成２３年～平成２６年

○技術者の優良表彰の有無に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
２	中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
１	他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等
０	優良表彰の受賞実績無し

- 優良表彰は、技術者が受賞したものを対象とし、業務表彰は対象外とする。
- 優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、業務成果についての他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰実績及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。

例：中部地方整備局以外の他の国の機関、土木学会等

又、全国レベルの公的機関で中部に支部等があり、その支部等レベルでの技

術者に対し行った賞の受賞、表彰したものも認める。

なお、中部地方整備局及び他地方整備局の優良表彰は、発注業務の業種区分に該当する優良表彰のみを対象とする。

また、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰は、建設技術に関する業務や研究等で、発注業務に精通するものに限り、認めるものとし、他機関の表彰であっても表彰内容によっては、認められないものもある。

５）地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

業務の内容に照らし、技術者の当該地域での業務経験が業務成果等の品質に大きな影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上特に必要な場合又は業務の品質向上に寄与する場合は、地域精通度について、評価項目として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として地域精通度（地域での業務経験）を評価項目として設定する。

①平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）業務における、地域での業務経験

次の順位で評価する。なお、照査技術者としての実績は認めない。

ア）○○事務所管内における業務経験を有する。

イ）○○県内における業務経験を有する。

ウ）その他

○地域精通度に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	評　価　基　準
３	事務所管内での業務経験を有する
１	県内での業務経験を有する
０	その他

・　業務経験の対象として設定する範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとすること。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理すること。
・　地域精通度は、基本として、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
・　業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。
・　なお、担当技術者又は照査技術者に対しては、評価項目としないこと。

６）配置予定技術者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から必要な事項について適宜、評価項目として設定する。

＜設定例＞

・　技術者信頼度（当該部門での従事期間）

※　一般的な業務において、業務の技術難易度が高い場合等優秀な技術者等の参画を期待する必要がある場合や、豊かな技術的経験により明確な品質

向上が図られる場合は、技術者信頼度（当該部門での従事期間）について、評価項目として設定することができる。

（３）技術提案書及び技術提案に関するヒアリングに関する評価項目設定

１）チェックリスト

技術提案書及び技術提案に関するヒアリングの評価を行うチェックリストについては次の項目に基づき作成し評価を行う。

〇項目の評価は、基本要素と加点要素で行う。
〇基本要素では最低限、業務実施上、必要と思われる条件等を確認する。
〇加点要素は業務に関連する技術的知識に富んでいる場合や提案内容の理解度が高い場合等の項目を設定する。

・基本要素は、競争参加資格を最低限有し、業務実施上、最低限必要と思われる条件等を確認する項目であり、該当していれば基本点を与える。（基本要素は、仕様や目的との整合性程度）
・加点要素は、基本要素で基本点を与えられた場合に評価を行う。
・加点要素の配点の考え方は、項目内容、項目数により適宜設定する。
・評点は、基本要素と加点要素の合計とする。（合計した評点が公表対象）

２）技術提案書に関する評価

特定テーマは、業務内容に応じ求めることができるものとし、評価値配点割合が１：３の業務については、特定テーマを必ず設定することとし、１：２の業務は、設定することを基本とする。

なお、１：１の業務については、特定テーマを設定しないものとする。

技術提案書については、着目点の考え方を具体的、かつ客観的に評価できるチェックリストを作成し評価を行う

また、技術提案書の記載内容が、次の事項に該当する場合は評価しないものとし、その者の入札を無効とする。

① 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
② 実施方針と評価テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
③ 実施方針と業務実施体制のいずれかが０点の場合

〇技術提案書の評価の考え方

評価項目の着目点	評価項目の着目点の考え方	
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価	
	着目点	・目的、条件、内容の理解度 ・本業務における特殊性（業務特性）に基づいた着眼点（課題）等の明確な記載 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・当該業務の着目点（課題）や留意点と、その対応策についての適切な内容の記載の有無
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されており、業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価	
	着目点	・業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・セキュリティ及びコンプライアンス対策の記載があり、その妥当性が高い ・業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い　等
特定テーマ	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を充分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価。	
	着目点	・特定テーマの内容の理解度 ・地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解し、特定テーマにおける問題点、課題、留　意点等が明確に示されている。 ・問題点、課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技　術的知見に基づく技術的工夫等の提案がある。 ・業務の特性等や難易度に応じた高度かつ適切な技術的工夫等の提案がある。 ・その他、工学的知見に基づく具体な技術的工夫等の提案がある。　　等

【総合評価：評価項目：技術提案書】

- 技術提案書の評価は、実施方針、業務実施体制、特定テーマ毎に実施する。
- 特定テーマを２テーマ求める場合で、各テーマが関連する場合は、特定テーマ間の整合性等を評価する。

3）ヒアリングに関する評価

ヒアリングについては、技術提案審査後、競争参加資格のない者以外の全者について行うものとする。
実施にあたっては、着目点の考え方を具体的、かつ客観的に評価できるチェックリストを作成し、評価を行う。
また、ヒアリングでの聞き取り内容が、次の事項に該当する場合は評価しないものとし、その者の入札を無効とする。

① 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
② 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
③ 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

〇ヒアリングの評価の考え方

評価項目の着目点	着目点の考え方	
技術者としての基本的な技術力	業務内容を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価	
	着目点	・技術者自身の業務実績に自ら主体的に携わったことが認められる ・業務実施上の課題や留意点を把握しししている ・業務に関連する技術的知識の保有が確認できる ・業務経験が豊富であると伺える　等
技術提案書の内容に関する知識	業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や技術提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価	
	着目点	・業務の目的、内容又は技術提案（実施方針、特定テーマ等）の内容を把握しており、すべての質問に対して適切な回答がある ・技術提案の内容について、技術的根拠に基づき説明できる ・業務に関連する技術基準、指針、事

		例等の最新の情報に関し、知識を保有している ・技術提案の内容に関し、的確な補足説明がある　等

３．ヒアリングの考え方

（１）ヒアリングの考え方

プロポーザル方式を参照

（２）ヒアリングの実施体制

プロポーザル方式を参照

（３）ヒアリングの実施方法

１）ヒアリングは、入札説明書で明示した日程で実施する。

２）要件で、担当技術者又は照査技術者を求めた場合は原則として管理技術者に加えて、設定した技術者を全てを対象にヒアリングを実施する。

３）競争参加資格要件の確認及び基本要素については管理技術者を対象に確認・評価を行う。

４）但し、担当技術者又は照査技術者に競争参加資格要件を設定した場合は、併せて対象として確認・評価を行う。

５）加点要素については、出席した技術者を総合して確認・評価する。

４．技術点の付与の考え方

〇評価基準に基づき評価した技術点の合計点を付与するものとする。

〇技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)、5)の評価項目毎に評価を行い、技術点を付与する。

なお、技術点の最高得点は６０点、最低点数は０点とする。

1)基本事項評価（企業）
2)基本事項評価（技術者）
3)技術提案書
4)技術提案に関するヒアリング（ヒアリングを実施する業務に記載）
5)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

〇技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計＝（基本的事項評価点）＋（技術提案評価点）×（履行確実性評価に基づく履行確実性度）

【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計＝（基本的事項評価点）＋（技術提案評価点）

基本事項評価点＝基本事項評価点（企業）＋基本事項評価点（技術者）

技術提案評価点＝技術提案に係る評価点＋技術提案に関するヒアリングに係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度＝１．００～０

〇なお、加算点枠を有効に活用し、より質の高い技術提案の提出を求めるため、評価基準に基づき評価した技術点の合計点を次の方法により換算し、付与しても良い。（後述のＶ－２一般競争総合評価落札方式（技術対話型）を除く。）

〇この方法により技術点の付与を行う場合は、入札説明書に明記すること。

・絶対値評価の最上位者に満点（６０点）を付与し、次順位以降の者には、以下により技術評価点を付与

・技術評価点＝取得した絶対値評価×（６０点／最上位者の絶対評価値）

※換算後の技術点は、少数第４位までとし、少数第５位以下は切り捨てとする。

５．入札を無効とする要件

すべての業務について、次の事項を入札説明書の留意事項に提示する。

入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

① 技術提案書の記載内容又は技術提案に関するヒアリングの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

ア）技術提案書

- 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- 実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- 実施方針と業務実施体制のいずれかが０点の場合

イ）技術提案に関するヒアリング

- 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
- 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

６．評価内容の担保

（１）契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、契約書に附則を追加し、その内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について明記することとする。

契約書附則の例

附　則

受注者が入札時に提出した技術提案のうち、次の提案について履行できない状況が発生した場合は、発注者・受注者協議を行うこと。なお、協議のうえ、乙の責により次の提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティー額」という）を算定し、ペナルティー額に１００分の５に相当する額を加算した支払いを求める。ただし、ペナルティー額は、入札価格の１０％を上限とする。

ペナルティー額（千円未満切り捨て）
＝（当初評価値－見直し後技術点－当初価格点）×（当初予定価格÷価格点の配分点）

（提案内容）
・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

なお、実施方針や特定テーマとして「業務を進めるための考え方」や「留意点」を求めた場合は、以下のとおりとする

【総合評価：評価内容の担保】

受注者が入札時に提出した技術提案の内容については、業務着手時までに提出する業務計画書に反映の上、調査職員の確認を受け、確実に履行するものとするが、履行できない状況が発生した場合は、発注者、受注者協議を行うこと。

なお、協議のうえ、受注者の責により技術提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティー額」という。）を算定し、ペナルティー額に１００分の５に相当する額を加算した支払いを求める。

ただし、ペナルティー額は、入札価格の１０％を上限とする。

ペナルティー額（千円未満切り捨て）

＝（当初評価値－見直し後技術点－当初価格点）×（当初予定価格÷価格点の配分点）

＜設定にあたっての留意点＞

・価格点の配分点は、評価値配点割合により以下のとおり記載するものとする。

１：１の場合　６０点

１：２の場合　３０点

１：３の場合　２０点

Ｖ－２　一般競争総合評価落札方式（技術対話型）

１．技術対話型について

１）実施仕様書及び概算見積書の提出

総合評価落札方式【技術対話型】を採用する場合、次の事項を入札説明書に明示する。

入札説明書の記載例

① 入札参加希望者は、本業務の基本仕様を記載した仕様書（１次案）及び業務規模等に対して、技術提案を踏まえた詳細な実施方針等を記載した実施仕様書及び本業務の実施に係る概算見積書を競争参加資格確認申請書、技術提案書と同時に提出するものとする。

実施仕様書は、仕様書（１次案）に対し、技術提案の内容を踏まえ、詳細な実施方針等を書き加えたものを作成するものとする。

概算見積書は、実施仕様書を踏まえたものを作成するものとする。

なお､本業務の業務規模は○○百万円から○○百万円程度を想定している。

また、本業務のその他経費の割合及び業務価格に占める一般管理費等の割合については、α＝○○%、β＝○○%とする。

② 提出された実施仕様書及び概算見積書について、その妥当性を確認するため、ヒアリングを行う。

③ ヒアリング実施後、実施仕様書及び概算見積書の修正を依頼し、再提出を求めることがある。

なお、ヒアリング実施後に修正し、再提出された概算見積書、又は再提出の必要がなかった概算見積書は予定価格算出の基礎資料とする。

○業務規模の設定は以下を基本とする。

・参考業務規模は、税抜き（入札説明書に記載する金額）とし、想定する金額の７０～１００%程度の幅を設定する。

○参考見積は、必ずヒアリング時に内容を確認し、妥当性を確認すること。

＜設定にあたっての留意点＞

・　実施仕様書の修正については、記載内容のうち、必要のない項目を削除することを目的とし、提案内容が向上する修正は行わない。

実施仕様書の修正内容に合わせて概算見積書の修正を依頼する。

２．競争参加資格要件

（１）入札参加希望者に関する競争参加資格要件

業務実績に関する要件、業務拠点に関する要件については、プロポーザル方式を参照

上記以外の要件については、一般競争総合評価落札方式を参照

（２）配置予定技術者に関する競争参加資格要件設定

業務実績に関する要件については、プロポーザル方式を参照

上記以外の要件については、一般競争総合評価落札方式を参照

（３）技術提案書に関する要件

プロポーザル方式を参照

（４）実施仕様書及び概算見積書に関する要件

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

① 入札参加希望者は、本業務の基本仕様を記載した仕様書（１次案）及び業務規模等に対して、技術提案を踏まえた詳細な実施方針等を記載した実施仕様書及び本業務の実施に係る概算見積書を提出すること。

（５）その他の競争参加資格要件設定

１）業務実施体制に関する要件

一般競争総合評価落札方式を参照

２）競争参加資格を与えない要件

すべての業務について、次の事項を競争参加要件を示す際に提示する。

① 技術提案書の記載内容、実施仕様書、概算見積書について次の項目に該当し､業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

ア）技術提案書

・ 内容が殆ど記載がされておらず、提案内容が判断できない。

イ）実施仕様書

・ 実施仕様書の提出がない場合や内容が殆ど記載されていない。

ウ）概算見積書

・ 概算見積書の提出が無い。

・ 概算見積価格が、提示した業務規模と大きくかけ離れている。

＜設定にあたっての留意点＞

・ 提出された技術提案書、実施仕様書及び概算見積書について、上記に該当する場合は競争参加資格を与えない。

なお、技術提案書、実施仕様書及び概算見積書の内容について上記以外の確認内容については、競争参加資格確認通知以降に実施し、競争参加資格が無いと判断される場合は、入札を無効とする。

確認内容の詳細については、６．入札を無効にする要件で記載している。

３．技術点の評価基準

■各要件の評価は２～５段階で実施する。各要件において、何段階の評価とするかについては、業務内容、評価項目等により適宜設定すること。

■技術対話の実施により内容の修正依頼をした関連項目、ヒアリング内容等については加点評価しない。

■評価における配点の考え方は、業務内容に応じ適切に設定するものとする。
※各要件の配点のウェートについては、入札説明書に明記する。

技術点の合計点は６０点とし、配点割合等を変更した場合でも変更しない。

（１）入札参加者に関する要件

業務実績に関する要件、業務拠点に関する要件については、プロポーザル方式を参照

（２）配置予定技術者に関する要件

業務実績に関する要件については、プロポーザル方式を参照
上記以外の要件については、一般競争総合評価落札方式を参照

（３）技術提案書及びヒアリングに関する評価項目設定

１）チェックリスト

一般競争総合評価落札方式を参照

２）技術提案書に関する評価

業務内容に応じテーマを設定する。

技術提案書については、着目点の考え方を具体的、かつ客観的に評価できるチェックリストを作成し評価を行う

また、技術提案書の記載内容が、次の事項に該当する場合は評価しないものとし、その者の入札を無効とする。

① 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。

② 実施方針と評価テーマの技術提案、実施仕様書の内容等に矛盾等があり、整合性が図られていない。

〇技術提案書の評価の考え方

一般競争総合評価落札方式を参照

３）ヒアリングに関する評価

ヒアリングについては、技術提案審査後、競争参加資格のない者以外の全者について行うものとする。

実施にあたっては、着目点の考え方を具体的、かつ客観的に評価できるチェックリストを作成し、評価を行う。

また、ヒアリングでの聞き取り内容が、次の事項に該当する場合は評価しないものとし、その者の入札を無効とする。

① 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。

② 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。

③ 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

〇ヒアリングの評価の考え方

一般競争総合評価落札方式を参照

４．ヒアリングの考え方

プロポーザル方式を参照

５．技術対話の考え方

ヒアリングの中で技術対話を実施する。出席者はヒアリング出席者に加え、概算見積書の内容を説明できる者の出席も可とする。

（１）実施仕様書について

入札説明書と同時に提示する仕様書（１次案）に対し、技術提案の内容を踏まえ、詳細な実施方針等を書き加えた実施仕様書について、ヒアリング時にその内容に関して技術対話を実施し、不明瞭な点等について修正を依頼する。

なお、実施仕様書についての評価は行わないこと。

（２）概算見積書

実施仕様書の修正に合わせ、概算見積書の修正を依頼する。

６．入札を無効とする要件

すべての業務について、次の事項を入札説明書の留意事項に提示する。

入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

①技術提案書等に関する要件

ア）技術提案書

- 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- 実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

イ）実施仕様書

- 実施目的に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。
- 仕様書（１次案）と整合が図られていない場合。
- 修正依頼した実施仕様書が期限までに提出されない場合、又は修正依頼し、提出された実施仕様書について、依頼した事項が修正されていない場合。

ウ）概算見積書

- 提出された概算見積書が業務内容等と整合が図られていない場合。
- 修正依頼した概算見積書が期限までに提出されない場合、又は修正依頼し、提出された概算見積書について、依頼した事項が修正されていない場合。

エ）ヒアリング

- 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
- 実施仕様書及び概算見積書の内容について説明できない又は妥当性を確認できない場合。
- 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

７．評価内容の担保

一般競争総合評価落札方式を参照

Ｖ－３　総合評価落札方式における履行確実性の評価

総合評価落札方式により発注する業務で予定価格が500万円以上のものにおいては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うことを試行する。

１．対象業務

総合評価落札方式の業務を対象とする。

２．「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施確認

業務の効率化の観点より、開札後、予定価格及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格及び品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格（以下「調査基準価格等」という。）と入札額を確認し、調査基準価格等に満たない入札がある場合には、調査基準価格等に満たない入札をした者（以下「調査基準価格等に満たない者」という）の全員にガイドラインⅦ２．低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（１）増員担当技術者、配置予定技術者の制限及び品質証明等の義務付け（２）再委託（３）打合せ４）履行確認に関し、その実施の可否の確認を開札後速やかに実施する。

３．技術提案の履行確実性に関する評価の審査・評価

（1）原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者（調査基準価格等に満たない者を含む）について、履行確実性に関するヒアリング（以下、「ヒアリング」という）を実施する場合がある。なお、ヒアリングの実施については、５．の記載例により、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。

（2）入札参加者のうち、調査基準価格等に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、調査基準価格等に満たない者のうち「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施が可能な者には、開札後、技術提案書の外に所定の追加資料の提出を求める。なお、当該追加資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。

（3）（1）のヒアリング及び（2）の追加資料等をもとに技術提案の履行確実性の審査を行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

（4）履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a）業務内容に対応した費用が計上されているか、b）担当技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、c）品質管理体制が確

保されているか、d）再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a）からd）までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

（5）評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

① 調査基準価格等以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、4）の履行確実性の評価をAとし、技術提案評価点に1.00を乗じて評価するものとする。

② 調査基準価格等に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、4）の評価に基づき、次の表の評価の欄に掲げる履行確実性に関する度合い（履行確実性度）を技術提案評価点に乗じることにより評価するものとする。

評価	履行確実性度
A	１．００
B	０．７５
C	０．５０
D	０．２５
E	０．００

（6）（1）のヒアリングは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）記第4により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。

（7）（1）のヒアリングに応じない者及び（2）の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

4．その他

（1） 調査・設計業務の成果は、その後の工事の施工や維持管理にも大きな影響を与えることから、こうした調査・設計業務の総合評価落札方式等の実施にあたっては、具体的な評価テーマに係る技術提案を求め、調査・設計段階から施工、維持管理段階に至るまでの総合的な品質の確保に努めること。

（2） 本対象業務においては、開札後に価格以外の要素である技術提案に関する評価を行うこととなるため、当該評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。

（3）本対象業務において技術提案の履行確実性を評価した場合には、当該業務の落札結果の公表時にその履行確実性度について記載すること。

５．入札公告、入札説明書（以下「入札説明書等」という。）への記載例

（１）総合評価落札方式による業務の全ての入札公告に以下を参考に追加記載すること。

（入札公告の記載例）

〇．業務概要

（〇）入札方式等

1） 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

2） 予定価格が1,000万円を越える場合、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。

3） 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格(以下｢品質確保基準価格｣という)を設定する業務対象。

4） 2）及び3）（予定価格500万以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

〇．総合評価に関する事項

（〇）総合評価の方法

〇技術点の算出方法

技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)、5)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は６０点、最低点数は０点とする。

1)基本事項評価（企業）

2)基本事項評価（技術者）

3)技術提案書

4)技術提案書に関するヒアリング（ヒアリングを実施する業務に記載）

5)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

〇．その他

（〇）技術提案の履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、履行確実性に関するヒアリングに際して追加資料の提出を求める場合がある（入札説明書参照)。

（２）総合評価落札方式による業務の全ての入札説明書に以下を参考に追加記載すること。

（入札説明書の記載例）

○．業務の概要

（○）入札方式等

1） 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

2） 予定価格が1,000万円を越える場合、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。

3） 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格(以下「品質確保基準価格」という)を設定する業務対象。

4） 2）及び3）（予定価格500万以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

○．総合評価に関する事項

（○）総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)、5)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は６０点、最低点数は０点とする。

1)基本事項評価（企業）

2)基本事項評価（技術者）

3)技術提案書

4)技術提案に関するヒアリング（ヒアリングを実施する業務に記載）

5)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計＝（基本的事項評価点）＋（技術提案評価点）×（履行確実性評価に基づく履行確実性度）

【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計＝（基本的事項評価点）＋（技術提案評価点）

基本事項評価点＝基本事項評価点（企業）＋基本事項評価点（技術者）

技術提案評価点＝技術提案に係る評価点＋技術提案に関するヒアリングに係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度＝１．００～０

○)技術点に関する基準

○技術提案の履行確実性に関する評価

○－１　履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の３．に示す他、以下のとおりとする。

○－２　履行確実性に関するヒアリング

1）予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、所定の

期間内に履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。
実施場所：〇〇地方整備局〇〇事務所内
実施予定日：追加資料の提出期限から５日以内
時間：〇〇分程度
出席者：配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で３名以内とする。

2）ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は、別途連絡する。

3）入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない者には、
開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

4）3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の２の資料を以下により提出を求める。
提出先：〇）〇と同じ
提出期限：追加資料の提出要請日から３日以内の日
なお、提出要請時に改めて通知する。
提出方法：持参により３部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R１部）を提出すること。

5）履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

〇．入札の無効（※追加部分のみを記載している。）
履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合等は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

（３）総合評価落札方式による業務の全ての特記仕様書に次の通り記載するものとする。

（特記仕様書への記載事項）
第〇条　履行確実性の確認
予決令第85条に基づく調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、開札後に追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める。）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。
【確認項目】※以下の審査項目a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

【総合評価（履行確実性の評価）】

①審査項目ａ）～ｃ）において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
②審査項目ｄ）において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
④業務成果品のミス、不備　等

なお「品質確保基準価格」とは、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務で、品質確保の観点から予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出した価格をいう。

Ⅵ　価格競争方式における要件設定

Ⅵ－１　一般競争入札方式

１．競争参加資格要件

競争参加資格要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、業務を実施するために必要な要件を適切に設定するものとし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

（１）入札参加希望者に関する競争参加資格要件設定

１）基本的要件

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

なお、本要件が適用される期間は、競争参加資格確認申請書の提出期限から入札日である。

（１）単体企業

① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第165号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成２５・２６年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受　けていること。

③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加の認定を受けていなければならない。

＜設定にあたっての留意点＞

・ 入札参加希望者が、競争参加資格確認申請書の提出期限以降に本要件を満たしていない状況になった場合は、その時期に応じて、競争参加資格がない旨の通知又は競争参加資格の取り消しの手続き等を行う。

２）業務実績に関する要件

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するため、すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

① 入札参加希望者は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）した同種又は類似業務において、１件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、再委託等により行ったものは実績として認めない。

（同種業務）

ア．〇〇に関する業務

イ．△△に関する業務

※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：〇〇又は△△に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

＜設定にあたっての留意点＞

- 同種業務の設定にあたっては、業務を実施するために必要となる業務実績を適切に設定するものとする。
- 類似業務の設定は、同種業務の設定だけでは想定企業数が３０者に満たない場合に設定するものとする。
- 業務実績は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）を求めることを基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。
  - ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定することができる。
  - イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。

【一般価格競争：競争参加資格要件：入札参加希望者（企業）】

- 業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。
- 発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
- 地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
- 特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
- 業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
- 設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。
- 競争参加する企業が多数想定される場合、最低の業務点数を設定することができるものとする。（通常：60点未満の業務は実績として認めない　例：70点未満の業務は実績として認めない　等）

  この場合、設定する理由、設定した点数の根拠等を整理すること。

３）業務拠点に関する要件

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

① ○○県内（又は○○事務所管内）に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が１名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等をいう。

なお、地域を限定することができない場合は次の事項とする。

①’中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

本要件は、業務実施の確実性を高め、業務成果の品質向上を図るため、競争参加資格要件として設定する。

営業拠点等とは技術者が１名以上常駐する拠点であり、業務の内容に応じて、次のいずれかによる。

ア）本社(店)、支社(店)又は営業所等

イ）本社(店)又は支社(店)等

ウ）本社(店)等

エ）本業務の配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行っているところ

※等とは本社(店)、支社(店)あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

【一般価格競争：競争参加資格要件：入札参加希望者（企業）】

＜設定にあたっての留意点＞

- 競争参加資格要件を満たす者が３０者程度以上確保できる場合は、県内又は事務所管内に本社(店)、支社(店)を有する者としても良い。
- 競争参加資格要件として設定する際は、所在地及び営業拠点等の設定根拠をを整理すること。

４）地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

地域性を特に重視する業務（当該地域での業務経験が業務成果等の品質に特に影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかな場合）については、地域精通度（地域での業務経験）について、次の事項を競争参加資格要件として設定することができる。

① 平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）業務において、〇〇地域での業務経験があるものでなければならない。

＜設定にあたっての留意点＞

- 地域の範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとすること。なお、範囲の設定については合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- 地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- 業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

（２）配置予定技術者に関する応募要件設定

配置予定技術者に対する応募要件は、原則として管理技術者に対して競争参加資格要件を設定する。

１）資格に関する要件

すべての業務について、①を競争参加資格要件として設定する。

【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査の場合】

① 技術士（総合技術監理部門－建設：○○又は建設部門：○○、土木学会が認定した特別上級土木技術者（○○）、上級土木技術者（○○）、１級土木技術者（○○）（平成２２年度迄の特別上級、上級、１級技術者も含む）、ＲＣＣＭ（ＲＣＣＭと同等の能力を有する者も含む）、○○○○のいずれかの資格を有している者であること。

また、業務の内容に応じ、①に関連資格を追加できる。

【関連資格】

技術士（総合技術監理部門－応用理学、環境）、技術士（応用理学部門、環境部門）、一級土木施工管理技士、地質調査技士、発注者支援技術者（土木）Ⅰ種、発注者支援技術者（土木）Ⅱ種、河川管理支援士、道路管理支援士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等

【測量の場合】

① 測量士の資格を有している者であること。

【補償コンサルタント業務の場合】

① 補償コンサルタント登録規程第２条第１項別表に掲げる○○部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第３条に掲げる○○部門に係る補償業務管理士

＜設定にあたっての留意点＞

・ 技術者の資格は、業務を適切に実施するために必要となる資格を設定すること

・ 技術士、土木学会認定技術者及びＲＣＣＭについては、業務の特性に応じて、河川、道路等の専門部門又は専門分野まで設定するものとする。

・ ＲＣＣＭと同等の能力を有する技術者とは、次の者をいう。

ＲＣＣＭ資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者

・ 関連資格は、筆記試験又は面接試験など適切な試験方法により認定されるものを対象とし、経歴審査や講習会受講あるいは研修により付与されるものは設定しない。

２）業務実績に関する要件

業務実施の確実性を高め､成果の品質を確保するためにすべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

① 配置予定技術者は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）同種又は類似業務において、１件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は､受発注者の立場で行った請負業務の実績の他､関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。なお、照査技術者としての実績は認めない。

（同種業務）

ア．〇〇に関する業務

イ．△△に関する業務

※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：〇〇及び△△に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自らが主体的に関わったものに限る。

＜設定にあたっての留意点＞

- 同種業務の設定にあたっては、業務を実施するために必要となる業務実績を適切に設定するものとする。
- 類似業務の設定は、同種業務の設定だけでは想定企業数が３０者に満たない場合に限り設定するものとする。
- 業務実績は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。
  - ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定することができる。
  - イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定する。
- 業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。

・　発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
・　地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
・　特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
・　業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務又は都道府県等における業務あるいは関連する経験等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
・　業務実績については、必要に応じて業務実績を証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。）
・　競争参加する企業が多数想定される場合、最低の業務点数を設定することができるものとする。（通常：60点未満の業務は実績として認めない　例：70点未満の業務は実績として認めない　等）
　この場合、設定する理由、設定した点数の根拠等を整理すること。

３）地域精通度（地域での業務実績）に関する要件

地域性を特に重視する業務（当該地域での業務経験が業務成果等の品質に特に影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかな場合）については、地域精通度（地域での業務経験）について、次の事項を競争参加資格要件として設定することができる。

①　配置予定技術者は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公告日現在）業務において、地域での業務経験があるものでなければならない。なお、照査技術者としての実績は認めない。

＜設定にあたっての留意点＞

・　地域の範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとすること。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
・　地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
・　業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

４）手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を競争参加資格要件として設定する。
ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。
　ア）小規模業務（５百万円以下程度）の場合。

① 管理技術者及び担当技術者としての手持ち業務（公告日現在）（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者であること。
　なお、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は２億円未満、件数は５件未満とする。

「手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者。」とは、技術者の手持ち業務の制限量を記載しているものであり、契約金額が４億円以上、又は、件数が１０件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

同様に調査基準価格を下回る金額で落札した業務を手持ち業務として有する場合には契約金額が２億円以上、又は、件数が５件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

５）直接的な雇用関係に関する要件

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者となる可能性が懸念される場合、又は中立・公正性や守秘性等の競争参加資格要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を競争参加資格要件として設定することができる。

① 本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

６）配置予定技術者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から真に必要な場合、適宜、競争参加資格要件として設定する。

（３）その他の競争参加資格要件設定

１）業務実施体制に関する要件

すべての業務について、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

① 競争参加資格確認申請書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

・再委託の内容が、主たる業務の場合。

・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

Ⅵ－２　簡易公募型競争入札方式

１．応募要件

応募要件の設定にあたっては、業務の内容に照らし、業務を実施するために必要な要件を適切に設定するものとし、透明性及び競争性の確保に努めるものとする。

（１）参加表明者に関する応募要件設定

１）基本的要件

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。
また、本要件が適用される期間は、参加表明書の提出期限から入札日である。

（１）単体企業

① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第165号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成２５・２６年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書を提出することができるが､その者が入札に参加するためには､指名通知の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

＜設定にあたっての留意点＞

・ 参加表明者が、参加表明書の提出期限以降に本要件を満たしていない状況になった場合は、その時期に応じて、非選定又は指名の取り消しの手続き等を行う。

２）業務実績に関する要件

業務実施の確実性を高め、成果の品質を確保するためにすべて業務について、次の事項を応募要件として設定する。

① 参加表明書を提出する者は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）同種又は類似業務において、１件以上の実績を有していること。
ただし、業務実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。
なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。
ただし、再委託等により行ったものは実績として認めない。

（同種業務）
ア．〇〇に関する業務
イ．△△に関する業務
※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。
例：〇〇及び△△に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

＜設定にあたっての留意点＞

- 同種業務の設定にあたっては、業務を実施するために必要となる業務実績を適切に設定するものとする。
- 類似業務の設定は、同種業務の設定だけでは想定企業数が３０者に満たない場合に限り設定するものとする。
- 業務実績は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。
  ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数をしないことができる。
  イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合。（適宜、業務実績を認める期間を設定する。）

・　業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。
・　発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも「国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績」とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
・　地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由や設定の必要性を整理すること。
・　特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
・　例外的に業務実績として複数回の実績を求める場合は、その回数について合理的・実証的根拠を整理した上で、要件として設定すること。
・　業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
・設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。
・　業務実績は、１件以上の実績を競争参加資格要件として設定するが、業務成績の評価を行うため、過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「○○」に該当する業務の実績がない場合は、過去４年間に他機関から受注した実績の提出を求めること。

※「○○」は、入札説明書の別表－１のTECRIS該当業務分野（P.178）を示す。

３）業務拠点に関する要件

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

①　○○県内（又は○○事務所管内）に営業拠点等を有するものでなければならない。

※　営業拠点等とは、技術者が１名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等をいう。

なお、地域を限定することができない場合は次の事項とする。

①’中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

【簡易公募：応募要件：参加表明者】

本要件は、業務実施の確実性を高め、業務成果の品質向上を図るため、応募要件として設定する。

営業拠点等とは技術者が１名以上常駐する拠点であり、業務の内容に応じて、次のいずれかによる。

ア）本社(店)、支社(店)又は営業所等

イ）本社(店)又は支社(店)等

ウ）本社(店)等

エ）本業務の配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行っているところ

※等とは本社(店)、支社(店)あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

＜設定にあたっての留意点＞

- 応募要件を満たす者が３０者程度以上確保できる場合は、県内又は事務所管内に本社(店)、あるいは、本社(店)又は支社(店)を有する者としても良い。
- 応募要件として設定する際は、所在地及び営業拠点等の設定根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。

４）地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

地域性を特に重視する業務（当該地域での業務経験が業務成果等の品質に特に影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかな場合）については、地域精通度（地域での業務経験）について、次の事項を応募要件として設定することができる。

① 平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）業務において、〇〇地域での業務経験があるものでなければならない。なお、照査技術者としての実績は認めない。

＜設定にあたっての留意点＞

- 地域の範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとすること。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- 地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- 業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

（２）配置予定技術者に関する応募要件設定

配置予定技術者に対する応募要件は、原則として管理技術者に対して応募要件を設定する。

１）資格に関する要件

すべての業務について、①を応募要件として設定する。

【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査の場合】

① 技術士（総合技術監理部門－建設：○○又は建設部門：○○、土木学会が認定した特別上級土木技術者（○○）、上級土木技術者（○○）、１級土木技術者（○○）（平成２２年度迄の特別上級、上級、１級技術者も含む）、ＲＣＣＭ（ＲＣＣＭと同等の能力を有する者も含む）、○○○○のいずれかの資格を有している者であること。

また、業務の内容に応じ、①に関連資格を追加できる。

【関連資格】

技術士（総合技術監理部門－応用理学、環境）、技術士（応用理学部門、環境部門）、一級土木施工管理技士、地質調査技士、発注者支援技術者（土木）Ｉ種、発注者支援技術者（土木）Ⅱ種、河川管理支援士、道路管理支援士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等

【測量の場合】

① 測量士の資格を有している者であること。

【補償コンサルタント業務の場合】

① 補償コンサルタント登録規程第２条第１項別表に掲げる○○部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第３条に掲げる○○部門に係る補償業務管理士

＜設定にあたっての留意点＞

・ 技術者の資格は、業務を適切に実施するために必要となる資格を設定すること

・ 技術士、土木学会認定技術者及びＲＣＣＭについては、業務の特性に応じて、河川、道路等の専門部門又は専門分野まで設定するものとする。

・ ＲＣＣＭと同等の能力を有する技術者とは、次の者をいう

ＲＣＣＭ資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者

・ 関連資格は、筆記試験又は面接試験など適切な試験方法により認定されるものを対象とし、経歴審査や講習会受講あるいは研修により付与されるものは設定しない。

２）業務実績に関する要件

業務実施の確実性を高め､成果の品質を確保するためにすべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

① 配置予定技術者は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）同種又は類似業務において１件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。なお、照査技術者としての実績は認めない。

（同種業務）

ア．〇〇に関する業務

イ．△△に関する業務

※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：〇〇及び△△に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）

（類似業務）＜同種業務に準じて記載する＞

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自らが主体的に関わったものに限る。

＜設定にあたっての留意点＞

- 同種業務の設定にあたっては、業務を実施するために必要となる業務実績を適切に設定するものとする。
- 類似業務の設定は、同種業務の設定だけでは想定企業数が３０者に満たない場合に限り設定するものとする。
- 業務実績は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）業務の実績を求めることを基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。

ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない恐れがある場合は、年数を限定することができる。

イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績とで実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図れる場合。（適宜、業務実績を認める期間を設定する。）

・　業務実績は、発注機関や地域等による限定（例：中部地方整備局発注の実績や中部地方整備局管内における実績等）は、原則として設定しないこと。
・　発注機関の限定等を行う場合には、少なくとも国、県、政令市又は特殊法人等における業務の実績とする。この場合、競争性を確保し、特定の発注機関における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
・　地域の限定を行う場合には、特定の地域において一定数以上の企業等が実績を有する等競争性を確保し、特定の地域における業務実績以外では契約の目的である業務を的確に行い得ない理由・設定の必要性を整理すること。
・　特定の業務名を指定、類推させ、又は不必要な絞り込みを誘導する実績の表現方法（固有名詞の記載等）とならないようすること。
・　例外的に業務実績として複数件の実績を求める場合は、その件数について合理的・実証的根拠を整理した上で、要件として設定すること。
・　業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務又は都道府県等における業務あるいは関連する経験等）の実績は業務成績がない場合も実績として認めること。
・　業務実績については、必要に応じて業務実績を証明する資料を添付資料として求めることとするが、証明する資料が添付されていない場合でも、技術者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。（但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。）
・　業務実績は、１件以上の実績を競争参加資格要件として設定するが、業務成績の評価を行うため、過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「○○」に該当する業務の実績がない場合は、過去４年間に他機関から受注した実績の提出を求めること。

※「○○」は、入札説明書の別表－１のTECRIS該当業務分野（P.178）を示す。

３）地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

地域性を特に重視する業務（当該地域での業務経験が業務成果等の品質に特に影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上必要不可欠な場合又は業務の品質向上に特に寄与することが明らかな場合）については、地域での業務経験について、次の事項を応募要件として設定することができる。

①　配置予定技術者は、平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）業務において、地域での業務経験があるものでなければならない。なお、照査技術者としての実績は認めない。

＜設定にあたっての留意点＞

- 地域の範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとすること。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- 地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- 業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

４）手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を応募要件として設定する。
ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。
　ア）小規模業務（５百万円以下程度）の場合。

①　管理技術者及び担当技術者としての手持ち業務（公示日現在）（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者。
　ただし、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は２億円未満、件数は５件未満とする。

「手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者。」とは、技術者の手持ち業務の制限量を記載しているものであり、契約金額が４億円以上、又は、件数が１０件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

同様に調査基準価格を下回る金額で落札した業務を手持ち業務として有する場合には契約金額が２億円以上、又は、件数が５件以上のいずれか一方が該当する場合には、要件を満足していないものとする。

５）直接的な雇用関係に関する要件

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者となる可能性が懸念される場合、又は中立・公正性や守秘性等の応募要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を応募要件として設定することができる。

①　本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

６）配置予定技術者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から真に必要な場合、適宜、応募要件として設定する。

（３）その他の応募要件設定

１）業務実施体制に関する要件

すべての業務について、次の事項を応募要件として設定する。

① 参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。
・再委託の内容が、主たる業務の場合。
・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

２．選定要件

■参加表明書の提出者（指名されるために必要な要件を満たしているものに限る。）が１者のみであった場合及び参加表明書の提出者を全て指名したが最終的に入札書の提出が１者のみであった場合には、手続開始の公示を行い広く多数の者に競争参加の機会を与えていること及び入札参加者の選定の段階で入札の意思を有する者を排除しておらず、実質的に競争性が確保されていると解されることから、今後、当該選定及び入札を有効に執行できるものとする。

ただし、参加表明者の提出者を全て指名せずに最終的に提出者が一者のみであった場合には、入札参加者の選定の段階で入札の意思を有する者を排除しており、競争性が確保されていると解されないことから、従前どおり、入札を取り止めるものとする。

■選定要件により、参加表明者の評価（順位付け）を行い、入札参加者を１０者程度選定する。

なお、評価１０者程度で同評価の者が複数の場合は、同評価の者は全てを選定する。

■各要件の評価は２～５段階で実施する。各要件において、何段階の評価とするかについては、業務内容、選定項目等により適宜設定すること。

■入札参加者として選定された参加表明者に対しては、指名通知書により通知する。

なお、参加表明書を提出した者のうち、応募要件を満たさない者又は入札参加者として選定されなかった者に対しては、非指名通知書により通知する。

■各選定要件に示す選定基準の考え方を変更する場合は、その考え方を整理すること。

■特定要件の評価における配点の考え方は、業務内容に応じ適切に設定するものとする。

※各要件の配点のウェートについては、入札説明書に明記する。

（１）参加表明者に関する選定要件設定

１）業務実績に関する要件

原則として、同種又は類似業務の実績について、次の事項を選定要件として設定する。

① 平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）同種又は類似業務において、１件以上の実績を有していること。

次の順位で評価する。

ア）同種業務の実績がある。

イ）類似業務の実績がある。

〇同種又は類似業務の業務実績に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	選　定　基　準
3	同種業務の実績がある
0	類似業務の実績がある

・　複数の同種業務・類似業務を求め、同一業務の実績ではなくても良いとした場合においては、確認に必要な件数の業務実績の提出を求め評価するものとする。

２）業務成績に関する要件

原則として、業務成績について、次の事項を評価項目として設定する。

① 業務成績

過去４年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。

なお、過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野が「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）において過去４年間に同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。

ア）中部地方整備局発注業務における平均点が76点以上

イ）中部地方整備局発注業務における平均点が74点以上76点未満

ウ）中部地方整備局発注業務における平均点が72点以上74点未満

エ）中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上72点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去４年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある

〇同種又は類似業務の業務成績に関する評価は以下を標準とする。

配　点	評　価　基　準
７	中部地方整備局発注業務における平均点が76点以上
５	中部地方整備局発注業務における平均点が74点以上76点未満
３	中部地方整備局発注業務における平均点が72点以上74点未満
１	中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上72点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去４年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
０	中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野が「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、他機関において過去４年間に同種又は類似業務の受注実績が無い

※「〇〇」は、入札説明書の別表－１のTECRIS該当業務分野を示す。(P.178)

※入札説明書の「〇．その他」に「過去４年間」の定義を以下のように記載すること。

記載例
〇）業務成績における「過去４年間」とは、平成〇〇年度～平成〇〇年度を示す。

注）下線の年度の〇〇は以下の通り。
・Ｈ２６．７迄　：平成２１年度～平成２４年度
・Ｈ２６．８以降：平成２２年度～平成２５年度

３）企業信頼度（優良表彰の有無）に関する要件

より優良な企業の参画を期待する場合は、企業の優良表彰の受賞の有無について評価項目として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として企業の優良表彰の受賞の有無を評価項目として設定する。

① 企業における過去４年間の業務優良表彰の受賞の有無
次の順位で評価する。
ア）中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
イ）他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等
ウ）優良表彰の受賞実績無し

※「過去４年間」は表彰受賞年で判断し、下記のとおりとする。
・Ｈ２６．７迄　：平成２２年～平成２５年
・Ｈ２６．８以降：平成２３年～平成２６年

〇企業の優良表彰の有無に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
５	中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
１	他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等
０	優良表彰の受賞実績無し

・　優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、業務成果についての他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰実績を認める。
例：中部地方整備局以外の他の国の機関、土木学会等
又、全国レベルの公的機関で中部に支部等があり、その支部等レベルでの賞の受賞、表彰したものも認める。
なお、中部地方整備局及び他地方整備局の優良表彰は、発注業務の業種区分

に該当する優良表彰のみを対象とする。

また、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰は、建設技術に関する業務や研究等で、発注業務に精通するものに限り、認めるものとし、他機関の表彰であっても表彰内容によっては、認められないものもある。

4）業務拠点に関する要件

営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する業務の場合は、営業拠点等の所在地について選定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として営業拠点の所在地を選定要件として設定する。

① 営業拠点等の所在地
次の順位で評価する。
ア）〇〇事務所管内に営業拠点等を有する。
イ）〇〇県内に営業拠点等を有する。
ウ）中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。

〇応募要件で営業拠点等の所在地を「中部地方整備局管内」としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	選　定　基　準
5	事務所管内に営業拠点等を有する
3	県内に営業拠点等を有する
0	中部地方整備局管内に営業拠点等を有する

〇応募要件で営業拠点等の所在地を「県内」としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	選　定　基　準
3	事務所管内に営業拠点等を有する。
0	県内に営業拠点等を有する。

〇応募要件で営業拠点等の所在地を事務所管内としている場合は、業務拠点を評価しない。

〇営業拠点等の所在地を応募要件としていない場合の評価の考え方は、以下を参考とする。

配　点	選　定　基　準
５	事務所管内に営業拠点等を有する ＜事務所管内を県内とすることも可＞
３	県内に営業拠点等を有する ＜５点を県内とした場合は中部地方整備局管内とする＞
０	その他

・　所在地として設定する範囲は、次の範囲を標準とするが、設定にあたっては競争性を確保するため、むやみに限定しないものとする。なお、範囲の設定について、考え方を整理すること。

ア）事務所管内　　イ）県内　　ウ）中部地方整備局管内

・　営業拠点等とは技術者が１名以上常駐する拠点であり、等とは、本社（店)、支社（店）あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

５）地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

地域性を特に重視する業務については、地域精通度（地域での業務経験）について、選定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として地域の業務経験を選定要件として設定する。

①平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）業務における、地域での業務経験

次の順位で評価する。なお、照査技術者としての実績は認めない。

ア）〇〇地域における業務経験がある。

イ）△△地域における業務経験がある。

ウ）その他

〇地域での業務経験に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	選　定　基　準
５	〇〇地域における業務経験がある
３	△△地域における業務経験がある
０	その他

・　地域の範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとすること。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理すること
・　地域の範囲については、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
・　業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

６）企業信頼度（災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）に関する要件

災害時の応急対応があり得る業務に関しては、災害復旧等の地域貢献度（災害復旧等に関する表彰、災害協定締結の有無、中部地整又はその他の機関の要請による活動実績等）等について、選定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無を選定要件として設定する。

①　中部地整管内において、過去２年間の災害復旧等に関する表彰又は感謝状の有無、過去５年間の中部地整又はその他の機関の要請による災害支援活動実績の有無、災害協定締結の有無、

次の順位で評価する。

ア）中部地整管内において、災害復旧等に関する表彰又は感謝状の受賞実績がある。
イ）中部地整管内において、中部地整又はその他の機関の要請による災害支援活動実績がある。
ウ）中部地整管内において、災害協定を締結している。
イ）該当がない。

※「過去２年間」とは、表彰受賞年で判断し、下記のとおりとする。
平成２４年以降（公示日現在まで）

※「過去５年間」とは、災害支援活動実績の年度で判断し、下記のとおりとする。
平成２１年度以降（公示日現在まで）

【簡易公募：選定要件：参加表明者】

〇企業信頼度（災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）の評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	評　価　基　準
５	中部地整管内において、災害復旧等に関する表彰又は感謝状の受賞実績がある。
３	中部地整管内において、中部地整又はその他の機関の要請による災害支援活動実績がある。
１	中部地整管内において、災害協定を締結している。
０	該当がない。

・　災害復旧等に関する表彰又は感謝状の受賞実績は、中部地整からの受賞の他、中部地整管内の県、市町村からの受賞を対象とする。

・　災害協定は、中部地整と協定を締結している場合の他、中部地整管内の県、市町村と協定を締結している場合を対象とする。

※設定する場合は、入札説明書に確認できる資料の提出を求めること。

7）企業信頼度（文書注意等）に関する要件

原則として、次の事項を選定要件として設定する。

【企業信頼度（文書注意等の措置）】
企画提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。
なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。

配　点	特　定　基　準
０	①該当なし
－２	②文書注意措置後１ヶ月
－１	③口頭注意措置後１ヶ月

8）参加表明者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から特に必要な場合、適宜、選定要件として企業信頼度等を設定することができる。

＜設定例＞

- 企業信頼度（特殊な企業活動）
  ※　業務実績以外に特殊な研究実績や関連する経験を有していることにより、当該業務の品質向上に特に寄与することが想定される等の場合は、特殊な企業活動について、選定要件として設定することができる。
- 企業信頼度（ボランティアによる地域貢献）
  ※　中部地方整備局管内で中部地方整備局又は各自治体から河川・道路行政にかかるボランティア活動による表彰や感謝状の受賞の有無を選定要件として設定することができる。

（２）配置予定技術者に関する選定要件設定

配置予定技術者については、原則として管理技術者に対して選定要件を設定する。

１）資格に関する要件

原則として、①を選定要件として設定するものとし、２～３段階で評価するものとする。

① 技術者資格

次の順位で評価する。

ア）技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門、土木学会が認定した特別上級土木技術者（〇〇）、上級土木技術者（〇〇）

イ）土木学会が認定した１級土木技術者（〇〇）（平成２２年度迄の特別上級、上級、１級技術者も含む）、ＲＣＣＭ（ＲＣＣＭと同等の能力を有する者も含む）（〇〇）

〇資格に関する評価は２～３段階評価とする。

配　点	選　定　基　準
５	技術士（総合技術監理部門－建設（〇〇）又は建設部門：〇〇）又は土木学会が認定した特別上級土木技術者（〇〇）又は上級土木技術者（〇〇）
０	土木学会が認定した１級土木技術者（〇〇）（平成２２年度迄の特別上級、上級、１級技術者も含む）、ＲＣＣＭ（ＲＣＣＭと同等の能力を有する者も含む）（〇〇）

・　資格と業務との関連性の大小により、適宜、２～３段階で評価をする。

２）業務実績に関する要件

すべての業務について、次の事項を選定要件として設定する。

① 平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）同種又は類似業務の実績の内容

次の順位で評価する。

ア）同種業務の実績がある。

イ）類似業務の実績がある。

〇同種又は類似業務の業務実績に関する評価は以下を標準とする。

配　点	選　定　基　準
３	同種業務の実績がある
０	類似業務の実績がある

・　複数の同種業務・類似業務を求め、同一業務の実績ではなくても良いとした場合においては、確認に必要な件数の業務実績の提出を求め評価するものとする。

３）業務成績に関する要件

原則として、業務成績について、次の事項を評価項目として設定する。

① 業務成績

過去４年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。

なお、過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野が「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、他機関という。において過去４年間に同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。

ア）中部地方整備局発注業務における平均点が７７点以上

イ）中部地方整備局発注業務における平均点が７５点以上７７点未満

ウ）中部地方整備局発注業務における平均点が７３点以上７５点未満

エ）中部地方整備局発注業務における平均点が６０点以上７３点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去４年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある

〇同種又は類似業務の業務成績に関する評価は以下を標準とする。

配　点	評　価　基　準
７	中部地方整備局発注業務における平均点が77点以上
５	中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上77点未満
３	中部地方整備局発注業務における平均点が73点以上75点未満
１	中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上73点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去４年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
０	中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満又は過去４年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野が「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、他機関において過去４年間に同種又は類似業務の受注実績が無い

※「〇〇」は、入札説明書の別表－１のTECRIS該当業務分野を示す。(P.178)

※入札説明書の「○．その他」に「過去４年間」の定義を以下のように記載すること。

記載例
○）業務成績における「過去４年間」とは、平成○○年度～平成○○年度を示す。

注）下線の年度の○○は以下の通り。
- Ｈ２６．７迄　：平成２１年度～平成２４年度
- Ｈ２６．８以降：平成２２年度～平成２５年度

４）技術者信頼度（優良表彰の有無）に関する要件

業務の技術難易度が高い場合等、優秀な技術者等の参画を期待する必要がある場合は、技術者の優良表彰の受賞の有無について選定要件として設定することができる。、この場合は、次の事項を参考として優良表彰の受賞の有無を選定要件として設定する。

① 技術者における過去４年間の技術者優良表彰の受賞の有無
次の順位で評価する。
ア）中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
イ）他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等
ウ）優良表彰の受賞実績無し

※「４年間」は表彰受賞年で判断し、下記のとおりとする。
- Ｈ２６．７迄　：平成２２年～平成２５年
- Ｈ２６．８以降：平成２３年～平成２６年

○技術者の優良表彰の有無に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	特　定　基　準
５	中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
１	他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績　等
０	優良表彰の受賞実績無し

- 優良表彰は、技術者が受賞したものを対象とし、業務表彰は対象外とする。
- 優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、**業務成果についての他地整又は**公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰実績及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。

例：中部地方整備局以外の他の国の機関、土木学会等

又、全国レベルの公的機関で中部に支部等があり、その支部等レベルでの技術者に対し行った賞の受賞、表彰したものも認める。

なお、中部地方整備局及び他地方整備局の優良表彰は、発注業務の業種区分に該当する優良表彰のみを対象とする。

また、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰は、建設技術に関する業務や研究等で、発注業務に精通するものに限り、認めるものとし、他機関の表彰であっても表彰内容によっては、認められないものもある。

５）地域精通度（地域での業務経験）に関する要件

業務の内容に照らし、技術者の当該地域での業務経験が業務成果等の品質に大きな影響を与える場合や、当該地域での業務経験が業務実施上特に必要な場合又は業務の品質向上に寄与する場合は、地域精通度について、選定要件として設定することができる。この場合は、次の事項を参考として地域精通度（地域での業務経験）を選定要件として設定する。

① 平成１６年度以降に完了した（過去１０年間、公示日現在）業務における地域での経験

次の順位で評価する。なお、照査技術者としての実績は認めない。

ア）〇〇事務所管内における業務経験を有する。

イ）〇〇県内における業務経験を有する。

ウ）その他

〇地域精通度に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	選　定　基　準
５	事務所管内での業務経験を有する
３	県内での業務経験を有する
０	その他

- **業務経験の対象**として設定する範囲は、競争性を確保するため、むやみに限定しないものとすること。なお、範囲の設定について、合理的な根拠を整理するとともに、範囲の定義を入札説明書に示すこと。
- 地域精通度は、基本として、発注機関や業務の内容・規模等を問わないこと。
- 業務の特性から特別に発注機関又は業務の内容・規模等を限定する必要がある場合は、その理由について明確に示すこと。

6）手持ち業務量に関する要件

当該業務の成果等について、配置予定技術者の手持ち業務量（公示日現在）（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）により、品質低下が特に懸念される等の場合は、配置予定技術者の手持ち業務量について選定要件として設定することができる。この場合は次の事項を参考として選定要件として設定する。

① 配置予定技術者の手持ち業務量
次の順位で評価する。
ア）全ての手持ち業務の契約金額が２億未満かつ件数が５件未満
イ）全ての手持ち業務の契約金額が２億以上４億未満かつ件数が１０件未満

〇手持ち業務量に関する評価の考え方は以下を標準とする。

配　点	選　定　基　準
５	全ての手持ち業務の契約金額が２億未満かつ件数が５件未満
０	全ての手持ち業務の契約金額が２億以上４億未満かつ件数が１０件未満

7）配置予定技術者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から必要な事項について適宜、選定要件として技術者信頼度（当該部門での従事期間）等を設定する。

＜設定例＞

・ 技術者信頼度（当該部門での従事期間）

※ 一般的な業務において、業務の技術難易度が高い場合等優秀な技術者等の参画を期待する必要がある場合や、豊かな技術的経験により明確な品質向上が図られる場合は、技術者信頼度（当該部門での従事期間）について、選定要件として設定することができる。

Ⅵ－３　指名競争入札方式

１．業者選定の流れ

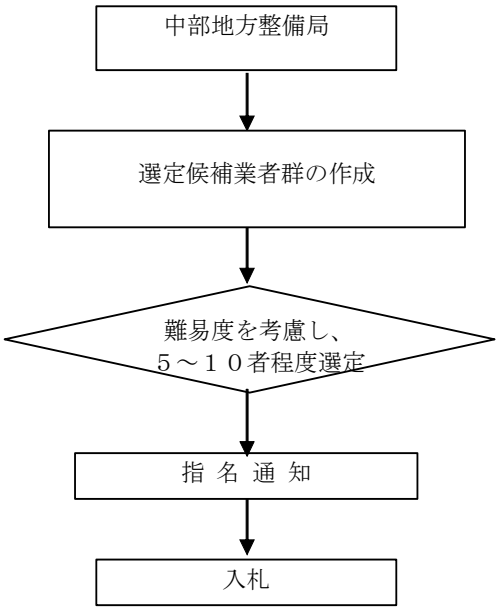

● 有資格業者から下記項目により選定候補業者群を作成
　① 希望業務
　② 欠格要件
　③ 地理的条件
　④ 技術者要件
　⑤ 業務実績

● 下記事項に該当する社は選定の対象としない
　① 当該年度の契約額が過去５年間の年平均契約額の２倍以上の社
　② 業務成績で、過去５年間の平均点が６０点未満の社、又は直近２年間連続して年平均点が６０点未満の社

● 難易度を考慮した業者選定
　より高い技術力を求めるため、受注する企業の能力を総合的に評価する必要のある業務については、
　難易度を考慮して、企業の評価（順位付け）を行い、１０者程度選定する
　なお、評価１０位のものが複数の場合は全てを選定する。

２．業者選定の考え方

（１）選定候補業者群の作成

中部地方整備局の有資格業者から下記の要件を設定し、選定候補業者群を作成する。

なお、選定候補者群は、３０者程度以上確保することとし、著しく多数の場合は、適切な要件に見直すこと。

１）希望業務区分

全ての業務について、業務内容に応じて業務に該当する希望業務区分を要件として設定する。

２）欠格要件の有無

全ての業務について、不誠実な行為、経営の状況、安全管理、労働福祉の各項目で欠格要件に該当しないことを要件として設定する。

３）地理的条件

全ての業務について、地理的条件を設定する。
地理的条件の設定は業務内容に応じて次のいずれかを設定する。

① ○○事務所管内に本社(店)等を有する。
② ○○県内に本社(店)等を有する。
③ 中部地方整備局管内に本社(店)等を有する。
④ ○○事務所管内に本社(店)、支社(店)を有する。
⑤ ○○県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。
⑥ ○○事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。
⑦ ○○県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。
⑧ 中部地方整備局管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。

＜設定にあたっての留意点＞

・ 業務内容に応じて所在地の範囲及び本社(店)、支社(店)又は営業所等を設定するものとし、所在地及び設定根拠を整理すること。

※「等」とは本社(店)、支社(店)あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

４）技術者に関する要件

全ての業務について、技術者要件を設定する。
技術者要件の設定は業務内容に応じて技術士（業務に該当する部門）又はＲＣＣＭ（業務に該当する部門）を有した技術者数を次のいずれかを設定する。
なお、測量においては測量士、地質調査業務においては地質調査技士を加えるものとする。

① 技術者を１名必要とする業務。
② 技術者を２名必要とする業務。

＜設定にあたっての留意点＞

・ 技術者要件は、原則として管理技術者のみに技術者要件を求める業務として技術者を１名必要とする業務として設定する。

なお、技術者を２名必要とする業務として設定する場合は、当該要件を設定しなければならない理由等を整理すること。

・ 技術者２名必要とする業務の設定例は、以下のとおりである。

①土木関係建設コンサルタント業務

管理技術者及び照査技術者に技術者要件を求める業務

②測量

測量作業に加え測量調査を行うことにより管理技術者を必要とする業務

③地質調査業務

サンプリング及び試験に加えて解析等調査業務を行う業務

５）業務実績に関する要件

全ての業務について、当該業務と同分野の業務実績を要件として設定する。

①　同分野の業務実績がある。

＜設定にあたっての留意点＞

・　業務実績は、国の機関、都道府県、政令指定都市、政府関係機関のいずれかの過去１０年間（平成１６年度以降に完了（基準日現在））の実績とし、業務実績はＴＥＣＲＩＳの業務段階コード又は業務内容コードにより検索すること。

・　現場説明書に記載する同種又は類似業務と同分野の業務実績を設定すること。

・　基準日は、入札契約手続き運営委員会の前日とする。

（２）業者の選定

選定候補業者群から以下の難易度を考慮して、企業の評価（順位付け）を行い、指名予定業者を１０者程度以上選定する。

なお、評価１０位の者が複数の場合は、全てを選定する

１）手持ち業務の状況に関する要件

原則として、手持ち業務の状況について、次の事項を選定要件として設定する。

手持ち業務の状況は、中部地方整備局（港湾空港部を除く）におけるＴＥＣＲＩＳ業務分野及びＣＣＭＳ専門分野毎を対象とする。

手持ち業務の状況は、当該年度契約額を過去５年間の年平均契約額で除することにより求められた値Ｘを次の順位で評価する。

なお、当該年度の契約額が過去５年間の年平均契約額の２倍以上の場合は選定しない。

①　Ｘ＜０．５

②　０．５≦Ｘ＜１

③　１≦Ｘ＜２

※　「過去５年間の年平均契約額」が２，０００万円未満の場合又は中部地方整備局で受注実績がない場合は、「過去５年間の年平均契約額」を２，０００万円とする。

Ｘは、基準値の上限を２．０として運用するが、変更する場合は発注等を勘案して決定する。

※　「過去５年間」は、平成２１年度～平成２５年度とする。

【指名競争】

○手持ち業務の状況は、３段階評価とし、考え方は以下を標準とする。

配　点	選　定　基　準
５	Ｘ＜０．５
３	０．５≦Ｘ＜１
０	１≦Ｘ＜２

＜留意事項＞

・　手持ち業務の基準日は、入札契約手続き運営委員会の前日とする。
　また、翌年度業務における手持ち業務の評価を前年度中に実施する場合は、原則として４月１日を基準日とする。

２）指名回数の状況に関する要件

原則として、指名回数の状況に関する要件は、設定しない。

＜留意事項＞

・　技術審査基準（平成１７年１０月）では指名回数の状況について、中部地方整備局（港湾空港部を除く）におけるＴＥＣＲＩＳ業務分野及びＣＣＭＳ専門分野毎を対象として、当該年度の指名回数を過去５年間の年平均指名回数で除することにより求められた値Ｙにより評価することとしているが、今後は原則として、指名回数の状況に関する要件を設定しないものとする。
・　「過去５年間」は、平成２１年度～平成２５年度とする。

３）業務成績に関する要件

原則として、業務成績について、次の事項を選定要件として設定する。
業務成績は、中部地方整備局（港湾空港部を除く）発注業務で過去５年間の同種又は類似業務成績を次の順位で評価する。
なお、過去５年間の平均点が６０点未満又は直近２年間連続して年平均点が６０点未満の場合は選定しない。

① ７５点以上
② ７０点以上７５点未満
③ ６５点以上７０点未満
④ ６０点以上６５点未満

※ 中部地方整備局の実績がない場合は③と同等として評価する。
なお､直近２年間に業務成績が６０点未満の業務がある場合は補正を行う。

※「過去５年間」は、以下のとおり。
・Ｈ２６．７迄 ：平成２０年度～平成２４年度
・Ｈ２６．８以降：平成２１年度～平成２５年度

＜留意事項＞
・ 前年度の実績が８月１日から反映されるため、それ以降に入札契約手続き運営委員会が開催される場合は、十分注意すること。

〇同種又は類似業務の業務成績に関する評価は以下を標準とする。

配 点	選 定 基 準
５	７５点以上
３	７０点以上７５点未満
１	６５点以上７０点未満
０	６０点以上６５点未満

〇直近２年間に業務成績が６０点未満の業務がある場合は以下の補正を行う。

配 点	選 定 基 準
－１０	直近２年間に業務成績が６０点未満の業務が２業務以上がある
－ ５	直近２年間に業務成績が６０点未満の業務が１業務ある

４）優良業務に関する要件

原則として、優良業務について、次の事項を選定要件として設定する。
優良業務は、中部地方整備局（港湾空港部を除く）発注業務で過去２年間の優良業務表彰の有無を次の順位で評価する。

① 過去２年間連続で優良業務表彰がある。
② 過去２年間に優良業務表彰がある。
③ 過去２年間に優良業務表彰がない。

※ 優良業務は、業種毎（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務）を対象とする。
※ 「過去２年間」は、以下のとおり。
・Ｈ２６．７迄 ：平成２４年～平成２５年
・Ｈ２６．８以降：平成２５年～平成２６年

＜留意事項＞
・ 前年度の実績が８月１日から反映されるため、それ以降に入札契約手続き運営委員会が開催される場合は、十分注意すること。

〇優良業務表彰の有無は、３段階評価とし、考え方は以下を標準とする。

配　点	選　定　基　準
５	過去２年間連続で優良業務表彰がある
３	過去２年間に優良業務表彰がある
０	過去２年間に優良業務表彰がない

５）業務実績に関する要件

原則として、業務実績について、次の事項を選定要件として設定する。
業務実績は、過去１０年間の同種又は類似業務の実績を次の順位で評価する。

①　中部地方整備局が発注した同種業務の実績がある。
②　中部地方整備局以外の機関が発注した同種業務の実績がある。
③　中部地方整備局が発注した類似業務の実績がある。
④　中部地方整備局以外の機関が発注した類似業務の実績がある。
※　中部地方整備局以外の機関とは、中部地方整備局以外の国の機関、都道府県、政令指定都市、政府関係機関をいう。

※　「過去１０年間」は、平成１６年度以降完了（基準日現在）とする。基準日は、入札契約手続き運営委員会の前日とする。

〇同種又は類似業務の業務成績に関する評価は以下を標準とする。

配　点	選　定　基　準
５	中部地方整備局が発注した同種業務の実績がある
３	中部地方整備局以外の機関が発注した同種業務の実績がある
１	中部地方整備局が発注した類似業務の実績がある
０	中部地方整備局以外の機関が発注した類似業務の実績がある

６）企業信頼度（文書注意等）に関する要件

原則として、次の事項を選定要件として設定する。
①文書注意等の措置
基準日がにおいて以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。
なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。

配　点	特　定　基　準
０	①該当なし
－２	②文書注意措置後１ヶ月
－１	③口頭注意措置後１ヶ月

＜留意事項＞
・指名停止等の要件の基準日は、入札契約手続き運営委員会の前日とする。

7）技術的特性に関する要件

技術的特性に関する要件として業務実施上から特に必要な要件を１～３項目程度設定し、評価する。

＜設定例＞

・　企業信頼度（災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）

※　災害時の応急対応があり得る業務に関しては、災害復旧等の地域貢献度（災害復旧等に関する表彰、災害協定締結の有無、中部地整又はその他の機関の要請による活動実績等）等を設定する。

（災害復旧等に関する表彰の場合）

配　点	選　定　基　準
5	災害復旧等に関する表彰がある
0	無し

・　企業信頼度（ボランティアによる地域貢献）

※　中部地方整備局管内で中部地方整備局又は各自治体から河川・道路行政にかかるボランティア活動による表彰や感謝状の受賞の有無を設定する。

配　点	選　定　基　準
5	中部地整管内における河川・道路行政にかかるボランティア活動による表彰や感謝状の受賞がある。
0	無し

・　地域精通度（地域における業務経験）

※　業務対象地域における、業務経験の有無

配　点	選　定　基　準
5	○○事務所管内における業務経験がある
3	○○県内における業務経験がある
0	その他

Ⅶ　低入札価格調査に該当した場合の取扱い

業務の適切な品質確保を図るため、以下の取扱いを行う。なお、これらの内容は、随時、変更されることがあるので留意する。

１．低入札価格調査

総合評価落札方式又は価格競争で手続きを行う場合、調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条調査を行うものとする。

なお、調査基準価格は、予定価格が１千万円を超える場合に設定する。

調査基準価格の算出方法は、次のとおりとする。

調査基準価格の算出方法

業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	―	10分の6	10分の8
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	10分の6	10分の8

２．低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、受注者が次の（１）から（４）について実施するものとする。なお、（１）及び（２）については、予決令第86条調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

（１）増員担当技術者、配置予定技術者の制限及び品質証明等の義務付け

低入札業務については、以下の対策をすべて実施することを義務付け

①「配置予定業務管理者の保有している全ての資格（分野及び部門ともに）を有するとともに同種及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有し、かつ過去４年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７７点以上の業務における業務管理者としての経験を有し、過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績（照査技術者としての成績は除く）の平均点が７７点以上の技術者を配置予定業務管理者とは別に担当技術者（以下、「増員担当技術者」という）として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書等に基づく受注業務の業務管理者と同席出席させる。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定業務管理者の

手持ち業務量の制限を超えない者とする。」

②「配置予定業務管理者の手持ち業務量を制限する。」

③「平成２５・２６年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。」

ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の２名による連名の直筆署名とする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

（２）再委託の上限を規定

低入札業務については、特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額を業務委託料の３分の１以内とし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査時において確認。これを超える場合は無効として取り扱う。

（３）業務打合せの厳格化

低入札業務については、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書等に基づく受注業務の業務管理者と増員担当技術者の出席を義務付け。

（４）履行確認の厳格化

１）予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務（以下「低入札業務」という）については、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行い、その結果を業務成績評定に反映。

＜具体的な方法＞

業務計画書に記載されている業務工程における業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員が業務の履行状況を確認し、予定工程と比べて遅れがある場合や適切に業務の履行ができていない場合は、その段階毎に減点として扱い、その減点の合計を業務成績評定に反映させる。

履行確認時の基本的な考え方は以下のとおりとする。

・履行確認時に確認すべき点について、業務に応じてチェック項目を作成し、チェック項目に該当しない場合は減点なし（０点）、チェック項目に該当する場合は減点（チェック項目１つにつき、１点減点）するものとする。

・チェック項目は、主要な区切り毎に作成するものとし、予定工期と比べて遅れがある、照査内容があいまい、検討事項に対してミスや手戻りが多い等、個々の業務内容に応じて適宜設定するものとする。

・業務履行中の減点の合計は、最大１５点とする。

２）低入札業務については、業務実施中及び業務完了後において、開札後に追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映。

【確認項目】

※以下の審査項目a)～d)とは、履行確実性に関するヒアリングの審査項目

①審査項目ａ）～ｃ）において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

②審査項目ｄ）において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
③その他「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
④業務成果品のミス、不備　等

３．入札（業務）説明書、指名通知書、現場説明書（以下「入札説明書等」という。）及び特記仕様書への記載例

入札説明書等及び特記仕様書に以下を参考に記載すること。

（１）入札（業務）説明書の「配置予定技術者に対する要件」のうち、配置予定業務管理者の手持ち業務量に関する要件を示す部分に以下の文を記載。

（入札説明書（業務説明書）への記載事項）
配置予定業務管理者の手持ち業務に関する要件
１）本業務の入札公告（公示）日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者であること。
　ただし、本業務の入札公告（公示）日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。
　なお、手持ち業務とは業務管理者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。
２）本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が１）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
　①　当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
　②　当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
　③　当該配置業務管理者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
　④　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

（２）入札説明書の「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」を示す部分に以下の文を記載。

（入札説明書への記載事項）
調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。なお、（１）及び（２）については、開札後速やかに、実施の可否について確認を行うものとする。

（１）増員担当技術者、配置予定業務管理者の制限
増員担当技術者、配置予定業務管理者の制限について、次の1)及び2)を実施するものとする。なお、1)により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）に登録すること。

1) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定業務管理者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を１名配置することとし、発注者から調査基準価格未満の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定業務管理者の経歴等」及び「予定業務管理者の同種又は類似業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去４年間の同種業務の実績一覧」（様式自由）及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定管理技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第６条第２項第二号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

① 配置予定業務管理者の保有している業務実績件数について同種及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有する者
② 配置予定業務管理者の保有している全ての資格(分野及び部門ともに)を有している者
③ 過去４年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７７点以上の業務における業務務管理者としての経験を有し、過去４年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績（照査技術者としての成績は除く）の平均点が７７点以上である者
④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

2) 本業務の履行期間中は配置予定業務管理者の手持ち業務量が契約金額で２億円、件数で５件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の１）から４）までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務

成績評定に厳格に反映させるものとする。

１）当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

２）当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者

３）当該配置業務管理者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者

４）手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

（２）品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成２５・２６年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の２名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、〇〇〇〇までとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

（３）再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の３分の１以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

（４）打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに業務管理者と（１）①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

（３）入札（業務）説明書の「競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項」中「配置予定管理技術者の経歴等」に関する部分に以下の文を追記。

（入札（業務）説明書への記載事項）

配置予定業務管理者の経歴等

・手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。

（４）指名競争入札方式の場合、上記３．（１）及び（２）の内容は、指名通知書、現場説明書に記載することとする。

（５）特記仕様書に次の通り記載するものとする。

（特記仕様書への記載事項）

第〇条　打合せ

共仕第〇〇条の業務の区切りは下記のとおりとし・・・・・とする。

なお、本業務を予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに業務管理者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする。

ただし、全ての打合せに業務管理者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また､打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査(監督）員による履行確認を行うものとする。

第〇条　配置業務管理者の手持ち業務量の制限

（１）本業務に配置する業務管理者は、本業務の入札公告（公示）日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者でなければならない。

ただし、本業務の入札公告（公示）日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。

なお、全ての手持ち業務とは業務管理者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。

（２）本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が（１）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者

③ 当該配置業務管理者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

＜留意事項＞

・ 業務管理者に次のいずれかを記載する。
測量：主任技術者、地質調査：主任技術者、土木関係建設コンサルタント業務又は建築関係建設コンサルタント業務：管理技術者、補償関係コンサルタント業務：主任担当者

・ ○○○○については、業種、業務内容に応じて適宜、文書を修正すること。

４．業務コスト調査

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務について、業務コスト構造の詳細な把握を目的として業務コスト調査を実施する旨を特記仕様書に記載する。

また、相当の理由なく期限内に別添の業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明したときは、地方整備局長及び事務所長は、これらの事実を業務成績評定に厳格に反映させる。

（特記仕様書への記載事項）
第○条　業務コスト調査
予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受託者は下記の事項に協力しなければならない。
① 受託者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
② 受託者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

Ⅷ　品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格

中部地方整備局では、予定価格500万円以上1,000万円以下の業務について、品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格（以下「品質確保基準価格」を設定し、その価格を下回った場合には、「Ⅶ　低入札価格調査に該当した場合の取扱い」に記載されている「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うことを試行する。

１．品質確保基準価格の算出方法

算出方法は、「Ⅶ　低入札価格調査に該当した場合の取扱い」に記載されている調査基準価格の算出方法に準じるものとする。

２．総合評価落札方式による履行確実性の評価

総合評価落札方式による履行確実性の評価について、予定価格500万円以上1,000万円以下の業務においても行うものとし、評価方法は予定価格が1,000万を越えるものと同様とする。

３．入札（業務）説明書、指名通知書、現場説明書（以下「入札説明書等」という。）及び特記仕様書への記載

入札説明書等への記載は、以下の記載例の文面を記載。

＜記載例＞

〇　品質確保基準価格

１）予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「〇　低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。

２）１）の場合、「〇　低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に記載されている「調査基準価格」を「品質確保基準価格と読み替えて適用する。

３）品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

４）品質確保基準価格を下回る場合の、「〇　低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（〇）再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段に確認するものとする。

区　評価結果の公表

プロポーザル方式又は総合評価落札方式において手続きを行った業務について、契約締結後、評価結果の公表を行う。

評価結果は、従前のＡ，Ｂ評価ではなく、数値で評価点を示すこととし、全ての競争参加業者名を公表するものとする。

また、閲覧とあわせ、ホームページにおいても評価結果を公表するものとする。

なお、総合評価落札方式において履行確実性に関する評価を行わない業務については、履行確実性評価欄の全てに「－」を記入すること。

平成○○年度　○○○○業務　　技術点評価結果（簡易公募型プロポーザル方式（拡大））

1. 件　　名　○○○○○○○業務
2. 所属事務所　○○○○○○○事務所
3. 入 札 日 時　平成○年○月○日　○時○分

番号	称号又は名称	基本事項（企業）				小計	基本事項（技術者）			小計	技術提案書					小計	ヒアリング			小計	合計	参考見積	特定
							管理技術者							特定テーマ									
		業務実績	企業信頼度（優良表彰の有無）	地域精通度（地域での業務経験）	企業信頼度（指名停止等の措置）		業務実績	技術者信頼度（優良表彰の有無）	地域精通度（地域での業務経験）		非特定要件に該当	実施方針	業務実施体制	テーマ①○○○○○○○○	テーマ②○○○○○○○○		非特定要件に該当	技術者としての基本的な技術力	企画提案書の内容に関する知識			業務コストの妥当性	
		5	―	―	（-10）	5	10	－	－	10		10	5	25	25	65		10	10	20	100	―	―
1	(株)○○○○○○	5	―	―	0	5	10	－	－	10		10	3	15	15	43		10	6	16	69	○	×
2	(株)○○○○○○	5	―	―	0	5	10	－	－	10		6	3	15	15	39		6	10	16	65	○	×
3	○○○○○○(株)	3	―	―	0	3	6	－	－	6		6	3	25	15	49		6	4	10	65	○	×
4	○○○○○○(株)	5	―	―	0	5	4	－	－	4		10	5	15	25	55		10	6	16	75	○	○
5	○○○○○○(株)	5	―	―	0	5	10	－	－	10		6	3	15	15	39	○	―	―	―	―	―	×
6	○○○○○○(株)	5	―	―	0	5	6	－	－	6		4	5	15	15	39		6	6	12	57	○	×
7	(株)○○○○○○	5	―	―	0	5	6	－	－	6	○	―	―	―	―	―		―	―	―	―	―	×
8	○○○○○○(株)	5	―	―	0	5	4	－	－	4	○	2	5	15	5	27		―	―	―	―	―	×
9	○○○○○○(株)	3	―	―	0	3	2	－	－	2	○	2	3	15	5	25		―	―	―	―	―	×
10	(株)○○○○○○	5	―	―	0	5	6	－	－	6	○	6	3	15	10	34		―	―	―	―	―	×
11	(株)○○○○○○	3	―	―	0	3	2	－	－	2	○	6	3	5	0	14		―	―	―	―	―	×
12	○○○○○○(株)	5	―	―	0	5	4	－	－	4	○	6	5	15	10	36		―	―	―	―	―	×

平成２６年度○○○○○○業務　　技術点評価の内訳（総合評価落札方式）

1. 件　　名　○○○○○○○業務
2. 所属事務所　○○○○○○○事務所
3. 入 札 日 時　平成○年○月○日　○時○分

番号	称号又は名称	基本事項（企業）						小計（A）	基本事項（技術者）				小計（B）	技術提案評価点									履行確実性評価		技術点合計（A)+(B)+(F)
									管理技術者					技術提案書					ヒアリング						
		業務実績	業務成績	企業信頼度（優良表彰の有無）	業務拠点	地域精通度（地域での業務経験）	企業信頼度（指名停止等の措置）		業務実績	業務成績	技術者信頼度（優良表彰の有無）	地域精通度（地域での業務経験）		入札を無効にする要件に該当	実施方針	業務実施体制	特定テーマ テーマ1 ○○○○○ ○○○	小計（C）	入札を無効にする要件に該当	業務実績及び専門技術力	取り組み姿勢及び技術対話力	小計（D）	履行確実性度（E）	技術提案評価点 小計（F)=((C)+(D))×(E)	
		3	3	－	3	－	0	9	3	3	3	－	9		10	10	10	30		8	4	12	1.00	42.0000	60.0000
1	(株)○○○○○○	3	3	－	3	－	0	9	3	3	0	－	6		10	3	15	28		8	3	11	0.75	29.2500	44.2500
2	(株)○○○○○○	0	3	－	1	－	0	4	0	2	0	－	2		6	3	15	24		3	4	7	－	－	－
3	○○○○○○(株)	0	2	－	3	－	0	5	0	2	3	－	5		6	3	25	34		5	4	9	1.00	43.0000	53.0000
4	○○○○○○(株)	3	2	－	3	－	0	8	3	2	0	－	5		4	5	15	24		1	3	4	1.00	28.0000	41.0000
5	○○○○○○(株)	3	3	－	1	－	0	7	3	3	3	－	9		6	3	15	24	○	－	－	－	－	－	－
6	○○○○○○(株)	0	2	－	1	－	0	3	0	2	0	－	2		4	5	15	24		5	2	7	0.50	15.5000	20.5000
7	(株)○○○○○○	3	2	－	0	－	0	5	3	2	0	－	5	○	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－
8	○○○○○○(株)	3	2	－	0	－	0	5	3	1	0	－	4		2	5	15	22		5	1	6	1.00	28.0000	37.0000
9	○○○○○○(株)	3	2	－	3	－	0	8	3	1	0	－	4		2	3	15	20		5	3	8	1.00	28.0000	40.0000
10	(株)○○○○○○	3	2	－	1	－	0	6	0	2	0	－	2		6	3	15	24		5	3	8	1.00	32.0000	40.0000
11	(株)○○○○○○	3	1	－	1	－	0	5	3	1	0	－	4		6	3	5	14		5	1	6	0.00	0.0000	9.0000
12	○○○○○○(株)	3	2	－	0	－	0	5	0	2	0	－	2		6	5	15	26		3	2	5	1.00	31.0000	38.0000

Ⅹ　設計共同体

１．設計共同体の考え方（市場化テスト対象業務等は除く）

（１）基本的な考え方

企業の得意分野を活かした業務の品質向上対応等の観点から、建設コンサルタント業務等を発注する際には単体企業に加え、原則として、設計共同体にも参加を認めるものとする。

なお、設計共同体の構成員の組合せは、２者以内を基本とする。

ただし、次に示す業務の場合、設計共同体の設定を行わないものとする。

（２）設計共同体の設定を行わない業務

以下に該当する業務の場合は、設計共同体の設定を行わないものとする。

１）作業分担により大きく品質向上が期待できない業務

作業規程等により調査方法や成果の精度が定められている業務であり、再委託又は派遣等の活用で足りるもの若しくは単純作業

例：測量業務、交通量測定業務、騒音・振動測定業務　等

２）明確な役割分担ができない業務

業務として一連の作業等が必要な業務。ただし、区域による区分が可能である場合は除く。

例：主要な調査・検討項目が一つしかない業務

３）役割分担（得意分野）の詳細な確認ができない方式で発注する業務

価格のみによる競争で発注する業務（一般競争入札、簡易公募型競争入札）

※技術提案書の提出を求めないことから、実施体制等について詳細な確認が難しいため

（３）その他

設計共同体の申請において、代表者・構成員の業務役割分担の考え方が、上記（１）基本的な考え方に照らして不明瞭な場合等は申請を認めない場合がある。

Ⅺ　参考資料

（１）総合評価落札方式、簡易公募型競争入札の業務成績評価における、TECRIS業務分野は、次の通り。

TECRIS業務分野　（入札説明書「別表－１」を引用）

該当	業務分野		該当	業務分野	
	01	河川、砂防及び海岸・海洋		15	トンネル
	02	港湾及び空港		16	施工計画・施工設備及び積算
	03	電力土木		17	建設環境
	04	道路		18	機械
	05	鉄道		19	水産土木
	06	上水道及び工業用水		20	電気電子
	07	下水道		31	建設電気通信
	08	農業土木		32	廃棄物
	09	森林土木		33	衛生工学（廃棄物以外）
	10	造園		34	応用理学（地質以外）
	11	都市・地域計画及び都市整備		35	情報
	12	地質		36	防災
	13	土質及び基礎		37	測量
	14	鋼構造及びコンクリート			

※該当分野の選定は１分野のみとする。

（２）業務におけるTECRIS登録について、以下の点に留意し登録を行うこと。

・　中部地方整備局（港湾空港部除く）の各発注機関で、発注した業務において、TECRISへの登録が義務づけられている場合は、発注者から提示される「設計書コード」を正しく入力する必要がある。

・　技術者のTECRISへの登録は、業務によって登録できる技術者の人数が決まっているため、決められた以上の登録は行わないこと。

上記、２つ留意点等について、次ページ以降に説明書きがありますので、参考にして下さい。

業務におけるTECRIS登録時の注意点

手順⑨ 「設計書コード」を入力します。 コリンズ・テクリスマニュアル（テクリス編） P. 2－27より

「設計書コード」の入力は、**中部地方整備局**の各発注機関より示された設計書番号を設計書コードとして入力する。
なお、入力する際に、以下の例のように数列の先頭に発注年度を西暦に読み替え、西暦の下2桁の数字を付け加えて入力する。
設計書番号「8522202001」 → 入力設計書コード「14 8522202001」

平成26年度の業務の場合、西暦2014年であり、下2桁を先頭に入力する。

業務におけるTECRISへの技術者登録について 1／2

単体企業の場合

●一般業務（地質・測量含む）は、担当技術者の登録人数は3名まで

一般業務	管理技術者	担当技術者1	担当技術者2	担当技術者3

●発注者支援業務等は、担当技術者の登録人数はTECRIS最大登録人数の9名まで

発注者支援業務等	管理技術者	担当技術者1	～	担当技術者9

設計共同体の場合

●一般業務（地質・測量含む）は、代表者、構成員毎に担当技術者の登録人数は3名まで

一般業務	代表者	管理技術者	担当技術者1	担当技術者2	担当技術者3
	構成員	担当技術者1	担当技術者2	担当技術者3	

●発注者支援業務等は、代表者、構成員毎に担当技術者の登録人数はTECRIS最大登録人数の9名まで

発注者支援業務等	代表者	管理技術者	担当技術者1	～	担当技術者9
	構成員1	担当技術者1	～	担当技術者9	
	構成員2	担当技術者1	～	担当技術者9	
	構成員○	担当技術者1	～	担当技術者9	

※照査技術者は、仕様書で定められている場合に限り、別途、照査技術者1名を登録する。
（仕様書に定められておらず、技術提案で照査技術者を提案された場合は登録できません。）
※発注者支援業務等とは、発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務、資料作成業務をいう。

業務におけるTECRISへの技術者登録について 2／2

発注者支援業務等

ここでの「発注者支援業務等」とは、以下に示した発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務、その他業務を示す。

発注者支援業務

- 積算技術業務
- 技術審査業務
- 工事監督支援業務

公物管理補助業務

- 河川巡視支援業務
- 河川許認可審査支援業務
- ダム管理支援業務
- 堰・排水機場等管理支援業務
- 道路許認可審査・適正化指導業務
  （道路管理事務業務・特殊車両事務業務）

その他業務

- 資料作成業務

用地補償総合技術業務

- 用地補償総合技術業務